



第2期 美濃加茂市地域強靱化計画

～ 自助・共助・公助 による強靱な地域づくり ～

令和8年3月



〈目次〉

はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	3
3 計画期間	3

第1章 強靱化の基本的な考え方

1 強靱化の理念	4
2 基本目標	5
3 強靱化を推進する上での基本的な方針	5

第2章 美濃加茂市の地域特性等

1 地理的・地形的特性	7
2 気候的特性	8
3 社会経済的特性	9

第3章 計画策定に際して想定するリスク

1 風水害（水害、土砂災害）、渇水	17
2 巨大地震（内陸直下型地震、南海トラフ地震）	25

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	29
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定	29
3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価	32

第5章 強靱化の推進方針

1 推進方針の整理	35
2 施策分野ごとの強靱化の推進方針	35
2.1 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～	36
2.2 地域保全 ～河川、砂防、治山、治水等対策～	37
2.3 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～	39
2.4 都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～	41
2.5 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～	46
2.6 産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～	48
2.7 ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～	48
2.8 行政機能 ～公助の強化～	52
2.9 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～	58
2.10 リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成～自助・共助の最大化～	59
2.11 官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～	62
2.12 メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～	63
2.13 デジタル等新技术活用～デジタル等新技术による強靱化施策の高度化～ ..	64

第6章 計画の推進

1 施策の重点化	67
2 計画の進捗管理	67
3 計画の見直し	67

(別紙1) 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果 .. 別紙 1-1～1-26

(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果 .. 別紙 2-1～2-23

(別紙3) 「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針 .. 別紙 3-1～3-25

(別紙4) 重点化施策における具体的な事業一覧 .. 別紙 4-1～4-3

用語説明 .. 用語 1～5

はじめに

1 計画策定の趣旨

2013年（平成25年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、基本法に基づき、2014年（平成26年）6月に国土強靱化に関する国の指針となる「国土強靱化基本計画」が策定されました。

その後、岐阜県においても国計画を踏まえ、本県並びに他県の災害から得られた教訓や直近の内陸直下型地震に係る震度分布解析及び被害想定調査結果に基づき、2020年（令和2年）3月に「第2期岐阜県強靱化計画」が策定されました。

2023年（令和5年）6月には中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に実施するため基本法が改正されました。同7月には、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会情勢の変化なども踏まえ「国土強靱化基本計画（以下、「国計画」という。）」が見直されました。さらに、2025年（令和7年）3月には、2024年（令和6年）に発生した能登半島地震を受け、震災対策を見直した「第3期岐阜県強靱化計画（以下、「県計画」という。）」が策定されました。

本市では、「美濃加茂市防災ガイド」によりハザードマップ、避難施設（避難所）一覧、風水害・地震への備えなどを市のホームページに掲載し、災害の基本知識、災害から身を守る方策や日頃からの備え、避難情報・緊急情報などの情報を提供するとともに、特に美濃加茂市地域防災計画において、市、防災関係機関、市民、事業者の発災前後の取組の基本姿勢や基本的な役割を定めています。

さらに、防災・減災対策の取組を念頭においた上で、国・県計画等との調和を図りながら、いかなる自然災害等が起こっても致命的なダメージを回避し、被害を仮に受けることがあっても、それを可能な限り最小化し、迅速に回復することができるよう、強く、しなやかな美濃加茂市の実現を目指すため、2020年（令和2年）12月に美濃加茂市地域強靱化計画を策定しました。

本計画は、2025年度（令和7年度）までの計画期間である5年が経過するため、国や県の見直し状況を踏まえ、「第2期美濃加茂市地域強靱化計画（以下「本計画」という。）」を策定します。



写真：昭和 58 年 9 月 28 日の豪雨災害

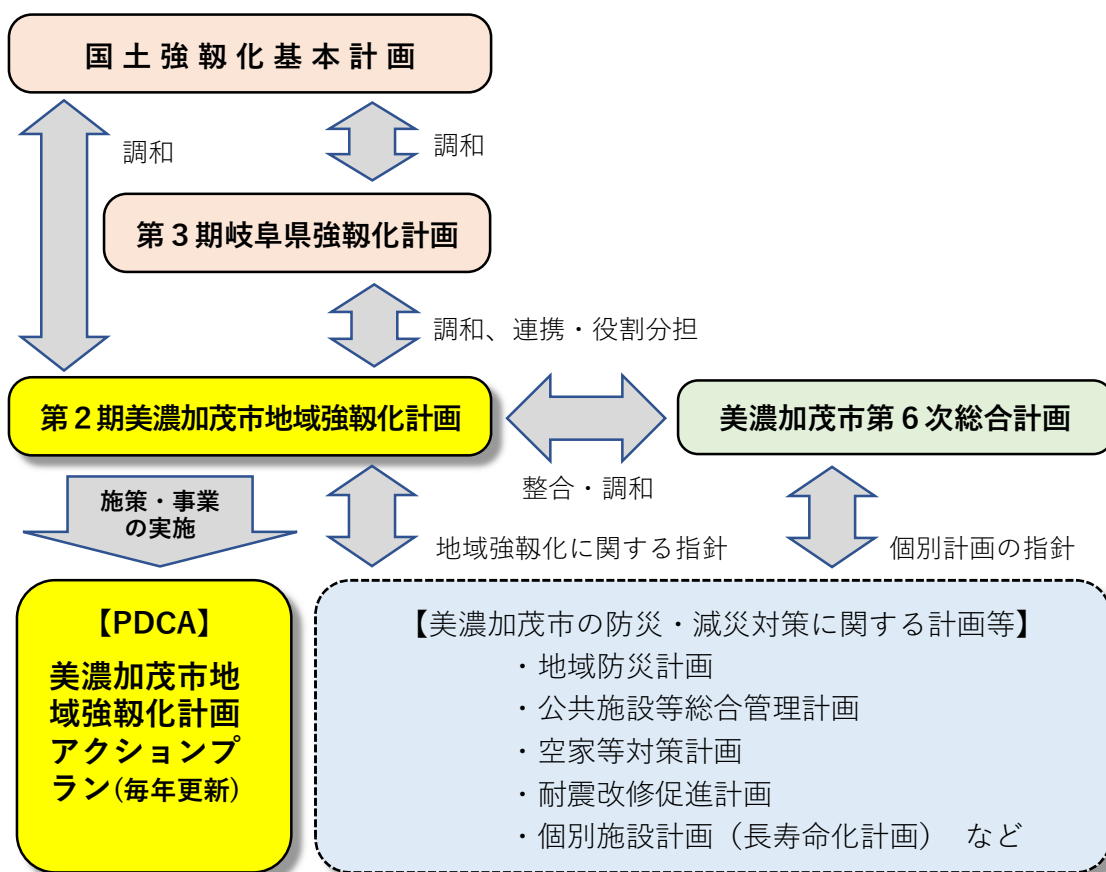
2 計画の性格

本計画は、基本法第 13 条に基づく「地域計画」であり、本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものです。

なお、本計画は、「美濃加茂市第 6 次総合計画」等との整合・調和を図りつつ、強靱化に関する計画については本計画を指針とし、概ね 5 年ごとに計画全体を見直すこととします。

また、強靱化に資する詳細な施策・事業については、本計画に示す推進方針を踏まえながらアクションプランとしてとりまとめ、毎年度終了ごとに進捗状況を確認しながら確実かつ計画的に推進していきます。

■美濃加茂市地域強靱化計画の位置づけ



3 計画期間

本計画の対象期間は、2026 年度（令和 8 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）までの 5 年間とします。

第1章 強靱化の基本的な考え方

1 強靱化の理念

本市は、市域北部の御殿山（標高約 560m）から南部の JR 美濃太田駅周辺市街地（標高 62m～67m）や加茂川沿いの水田地帯（標高約 60m）まで変化に富んだ地形を有し、木曾川、飛騨川や加茂川、川浦川、甘屋川などの河川に代表される自然は、本市の豊かな暮らしや文化を育んできました。その一方で、古くから、多くの災害に見舞われるも、治山・治水の努力を重ね、教訓と知恵を伝承し、安全で安心して暮らせるまちを目指してきました。

人口は増加傾向が継続していますが、増加率は低下傾向にあります。また、外国人市民の割合は約 11.1%（2025 年（令和 7 年）9 月）となっており、増加傾向にあります。今後、人口が減少傾向に転じ、地域防災力・活動力の低下が懸念される中において、災害に強い地域づくりを次の世代へ引き継いでいくために、豪雨災害や地震災害といった危機を常に念頭に置きながら、平時からの備えを怠ることなく災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

豪雨災害では、1968 年（昭和 43 年）の 8・17 集中豪雨や 1983 年（昭和 58 年）に起きた 9・28 豪雨災害、近年では 2020 年（令和 2 年）7 月豪雨、2021 年（令和 3 年）8 月の大雨など大規模な豪雨災害を経験しています。全国各地でも浸水災害や豪雨災害の発生頻度や被害の甚大さが増大しています。地震災害は、県でも震度 5 弱を観測した令和 6 年能登半島地震が発生し、将来的には南海トラフ地震や内陸直下型地震が想定されています。

また、直近では新型コロナウイルス感染拡大の防止のための取組が進められましたが、災害時における感染症対策も大きな課題となる可能性があります。

近年、特に激化する気象災害や感染症被害などの様相を踏まえ、「公助」に過度に依存した対策には限界が指摘されており、これまでの想定が及ばないような事態も起こりうるとの前提に立って、「自助」、「共助」による高齢者や障がい者など要支援者の避難誘導や、避難所の運営支援を行うなど「共助」の力を強化していく必要があります。

他方で、「公助」に課せられた責務も重大となっており、災害が発生した際には、警察、消防、自衛隊をはじめ各機関が人命の救出・救助を最優先にその力を総動員し被害を最小限に食い止めることはもとより、被災者に寄り添った支援と速やかな復旧・復興に全力を挙げてあたるのが責務です。

「自助」「共助」「公助」の考えのもと、強靱化の取組を市民や事業者とともに推進し、本市の持続的成長、地域の発展につなげていく必要があります。

2 基本目標

国計画及び県計画に掲げられた基本目標を踏まえ、『自助・共助・公助による強靱な地域づくり』を将来像に定め、次の4つを本計画の基本目標とします。

【基本目標】

- 1) 人命の保護が最大限図られること。
- 2) 都市の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。
- 3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- 4) 迅速な復旧復興に資すること。

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」のほか、強靱化の理念を踏まえ、以下の基本的な方針に基づき推進します。

(1) 本市の特性を踏まえた取組推進

- ・全国的に気候変動に伴う短期的・局地的な豪雨が増加傾向であり、地球温暖化の進行に伴い、その強度と頻度の更なる増加も懸念されることから、気候変動リスクを踏まえた上で、防災・減災対策の取組を進めること。
- ・今後予測される高齢化率や外国人市民の増加など、美濃加茂市地域強靱化計画策定以降の本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取組を進めること。
- ・過去の災害から得られた教訓を最大限活用するとともに、想定外の事態の発生も念頭に置いて取組にあたること。
- ・それぞれの地域が有する潜在力を最大限活用するとともに、消防団員、建設業、医療、介護といった地域の安全・安心を担う人材や地域ボランティアの育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取組にあたること。

(2) 効率的・効果的な取組推進

- ・国、県、近隣市町村、民間事業者、住民など関係者相互の連携により取組を進めること。
- ・地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取組にあたること。
- ・近傍の地方公共団体や同時に被災しにくい遠距離の地方公共団体との災害時応援協定の締結や、既に締結した協定内容の充実など地域間での連携に取り組むほか、被災地における支援者の生活環境の整備を図るなど、災害時における効率的かつ効果的な支援・受援体制の整備・強化に取り組むこと。
- ・非常時のみならず、日常の市民生活の安全・安心、産業の活性化、国際・都市間競争に資する対策となるよう工夫すること。
- ・限られた資源の中、国・県の施策を最大限に活用した財源の確保や民間投資の促進を図るとともに、強靱化に向けたハード整備にあたっては、将来世代に過大な負担が生じることのないよう、ライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に特に配慮すること。

(3) 防災教育・人材育成、官民連携による地域の防災力強化に向けた取組推進

- ・強靱化の担い手は市民一人ひとりであるという視点に立ち、自らの災害リスクや防災気象情報、避難情報等を我が事として認識し、「自らの命は自ら守る」あるいは「命最優先の避難」といった身を守る行動につなげられるよう、学校や職場、自治会、自主防災組織等における活動を通じて、若者から高齢者までの幅広い年齢層に対する防災教育や地域における防災訓練の取組を進めること。
- ・平時における防災教育の担い手として、また、災害時における避難誘導や避難所運営支援など「地域防災力の要」として、防災リーダーや消防団員、水防団員等防災人材の育成を男女共同参画や外国人市民の視点などにも配慮しつつ推進すること。
- ・過去の災害経験から得られた知見を踏まえつつ、避難生活における災害関連死を最大限防止することを念頭に置いて、避難所の環境改善や、被災者の心身のケアなどの福祉的視点に立った取組を進めること。
- ・地域の強靱化を実効性のあるものとするためにも、国・県・近隣市町村のみならず企業・団体、NPO、ボランティアなど民間事業者等との訓練や、人材育成をはじめとする各種取組のほか、災害時を想定した応援協定の締結など、官民一丸となった連携体制の強化に向けた取組を進めること。

(4) デジタル等新技術の活用による強靱化施策の高度化

- ・少子高齢化が進む中、限られた人員でも効率的に、激甚化・頻発化する災害に対応できるようにするため、災害時の情報収集、孤立地域対策、避難所の環境改善といった様々な場面においてデジタル等新技術を活用し、防災・減災、地域強靱化の高度化に向けた取組を進めること。
- ・AI 技術やドローンなど、災害対応上有効と認められるデジタル等新技術の活用場面や効果的な活用方法について、前向きかつ幅広く検討を進めるとともに、実災害時において適切に活用できるよう、平時から職員の操作能力の向上や新技術を保有する関係団体・民間事業者等との連携強化を図ること。
- ・損傷が軽微な早期段階での手当てによって施設を長寿命化させる「予防保全」の推進に際しては、積極的にデジタル等新技術を活用し、メンテナンスや老朽化対策の効率化・高度化を図ること。
- ・デジタル等新技術の活用には、高齢者や障がい者など、その恩恵を受けられない人を生まないように、きめ細かな支援や取組を一体で推進すること。

第2章 美濃加茂市の地域特性等

1 地理的・地形的特性

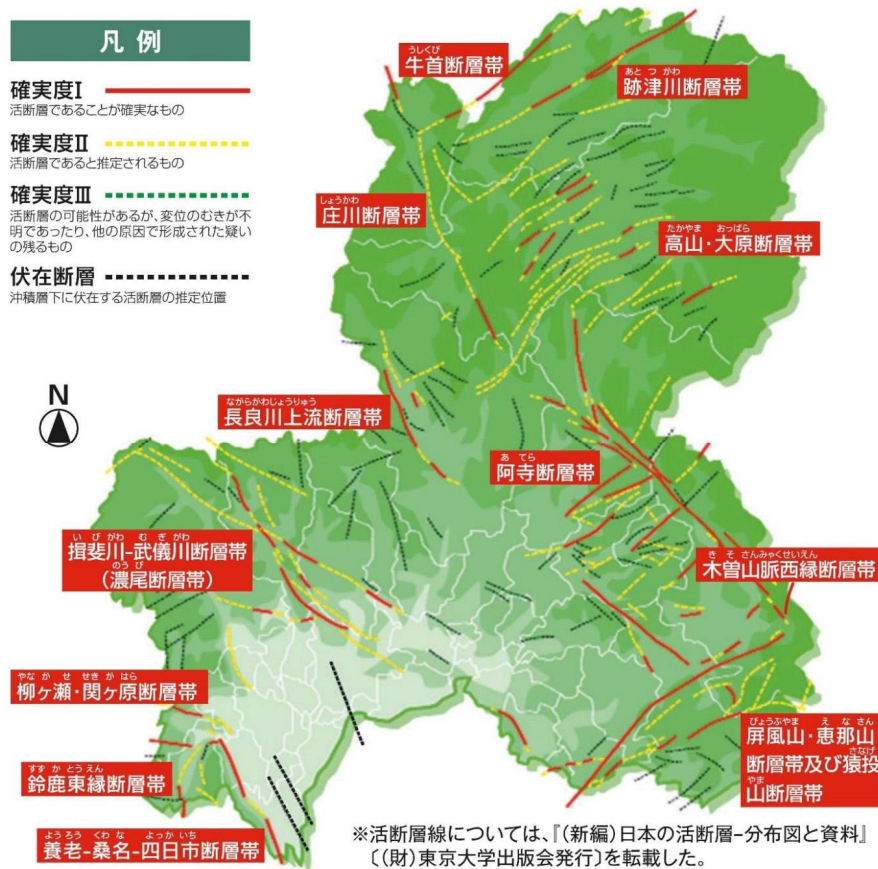
本市は、北部は山に南部は川に囲まれており、市域北部（伊深町・三和町）は山地の谷あいには農地があり、中部（山之上町・蜂屋町）は比較的なだらかな台地で梨、柿等の樹園地が形成され、岐阜県が1955年（昭和30年）に本市を工場適地として選定・紹介したことから、本市への工場誘致が推進され、製造業が盛んとなり工業団地が立地しています。

市域南部（市道山手線以南）は肥沃な低地である濃尾平野北東部の木曾川河岸段丘群に中心市街地を取り囲むように水田と畑地が広がり、低地部に人口が集中しています。また、土砂災害のおそれのある区域が多数存在しています。

災害履歴をみると、木曾川、加茂川などの河川の増水による浸水被害がみられます。

なお、市域には活断層が確認されていないものの、濃尾断層帯をはじめ長良川上流断層帯などの活断層が確認されており本市への影響が懸念されています。

■岐阜県内の主要断層帯



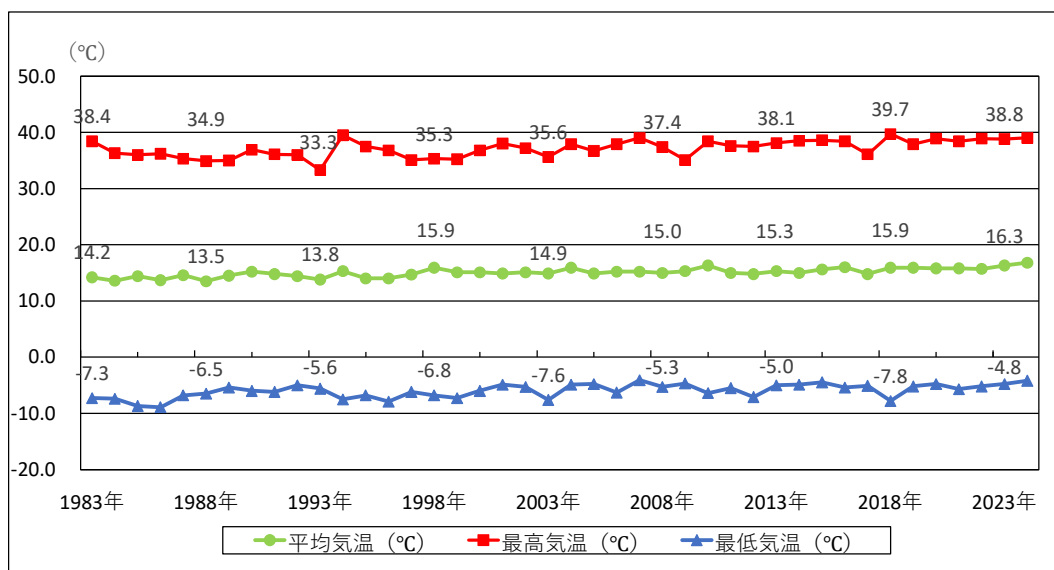
資料：第3期岐阜県強靱化計画（令和7年3月）

2 気候的特性

過去 40 年間の傾向を見ると、本市の平均気温は約 15°C で、最高約 40°C、最低約 -8°C です。年間降水量は約 1,050~2,500 mm となっています。

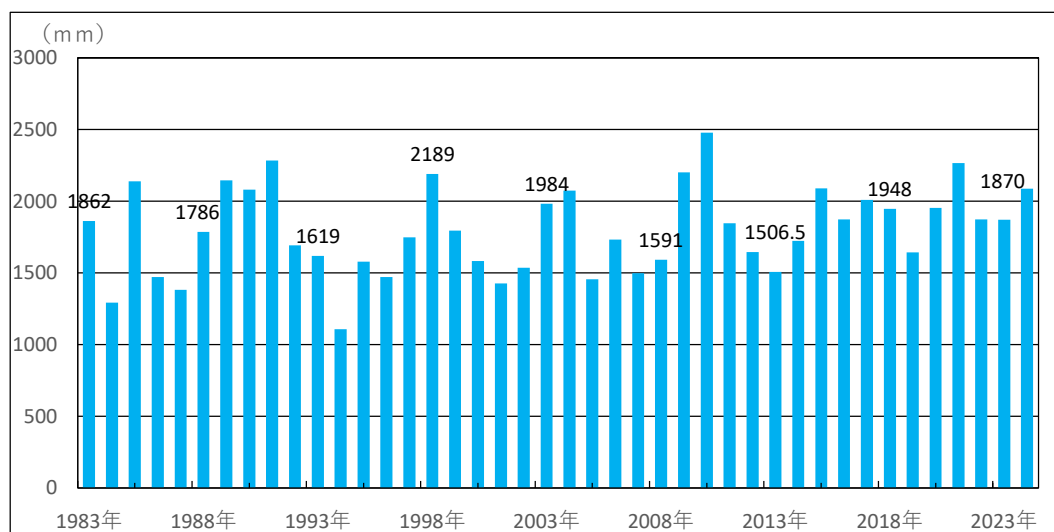
近年では短期的・局地的豪雨が増加しており、いつ、どこで災害が発生してもおかしくない気象条件となっています。

① 平均気温・最高気温・最低気温の経年推移



資料：岐阜気象台 HP

② 年間降水量の経年推移



資料：岐阜気象台 HP

3 社会経済的特性

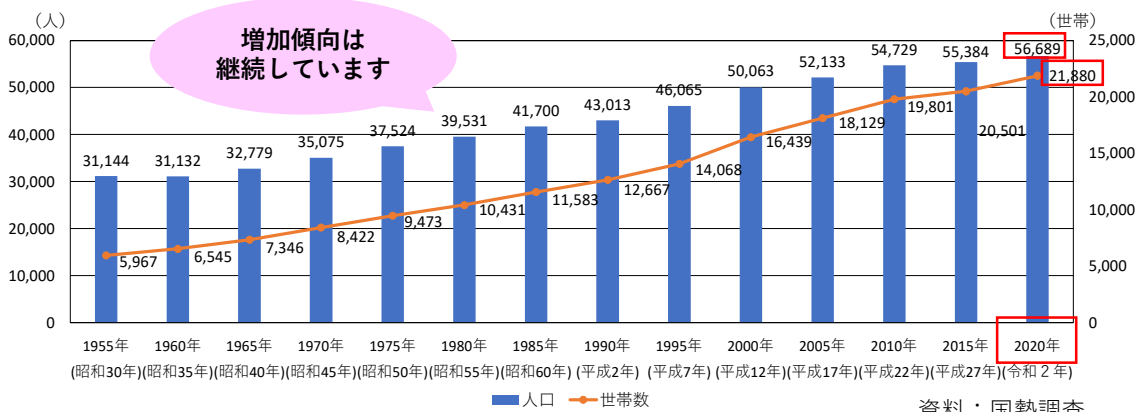
(1) 人口

① 将来人口の推計

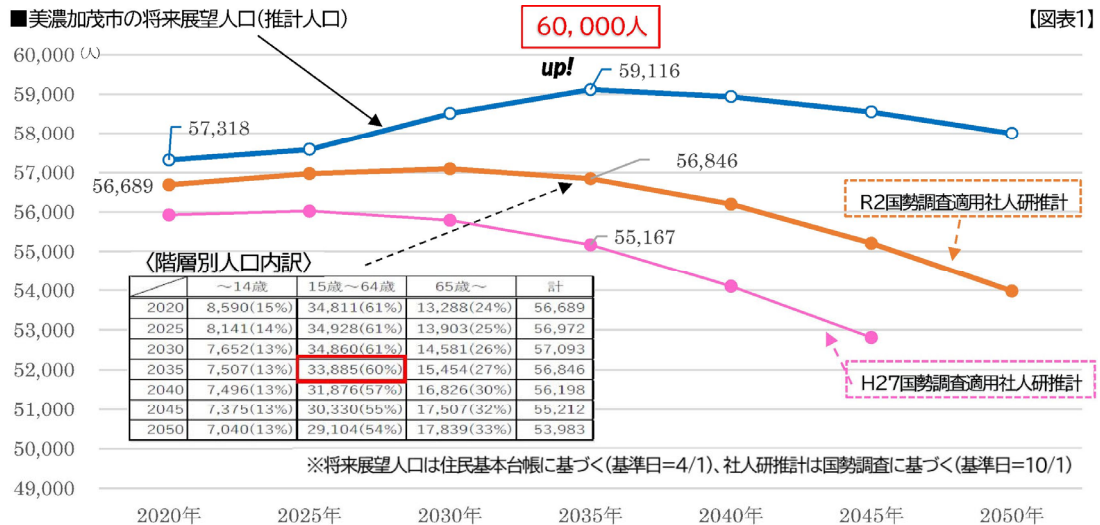
本市の2020年（令和2年）の人口・世帯数は56,689人（21,880世帯）で、1960年（昭和35年）以降、増加傾向にあります。近年は以前に比べ緩やかな増加となっています。国立社会保障・人口問題研究所推計（以下「社人研」という。）（令和5年推計）によると、2035年（令和17年）の美濃加茂市の人口は、2020年（令和2年）と比較して人口は157人増加となるものの、生産年齢人口は926人減少となり、労働人口不足が課題となる見込みです。

美濃加茂市人口ビジョンでは、地域社会と産業維持のため、市の魅力を高め、若い年代の定住及び転入に効果的な政策に注力し、2035年（令和17年）をピークとして人口60,000人を目指すこととしています。

■美濃加茂市の人口・世帯数推移



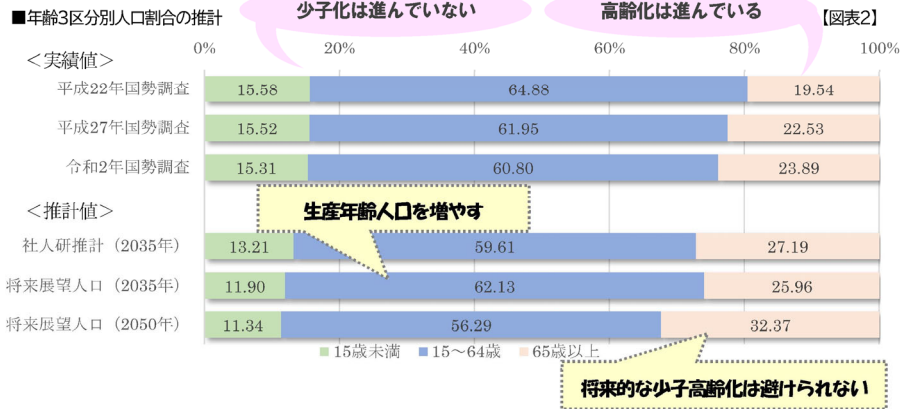
■美濃加茂市の将来人口



②年齢3区分別人口の推計

65歳以上の人口は、2010年（平成22年）から2020年（令和2年）の10年間で19.54%から4.35%増加し23.89%となっています。社人研の将来推計（令和5年推計）では、2050年（令和32年）には32.37%と高齢化の進展が予測されます。

■年齢3区分別人口



資料：美濃加茂市人口ビジョン（令和7年4月改定）

③地域別人口の推移

本市は、太田、古井、山之上、蜂屋、加茂野、伊深、三和、下米田の8つの地域に区分されます。

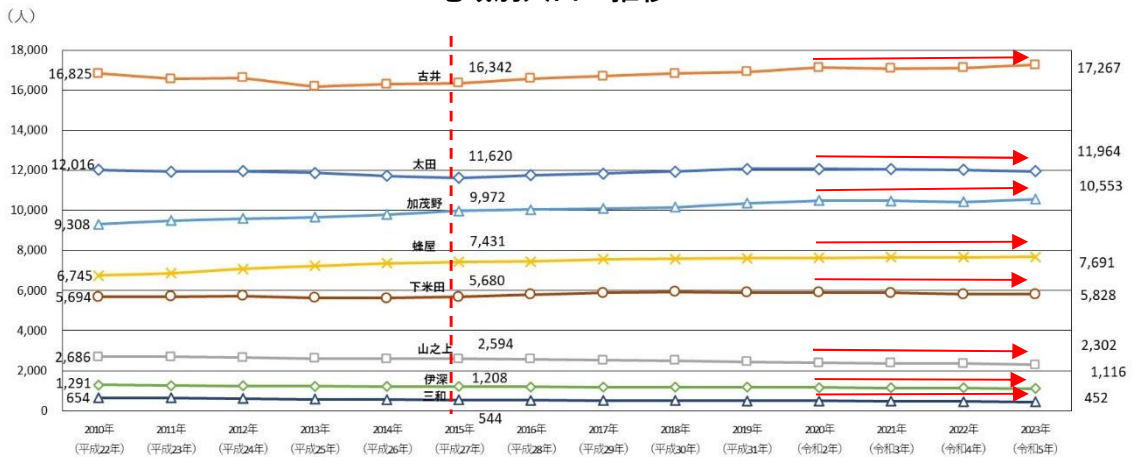
2015年（平成27年）と2023年（令和5年）の地域別人口を比較すると、太田、古井、蜂屋、加茂野、下米田地区では増加傾向を示していますが、山之上、伊深、三和地区では減少傾向にあります。

2013年（平成25年）までの蜂屋地区の人口増加は、中部台の宅地開発・分譲等によるものです。さらに、市街地における民間事業者による住宅地開発があり、子育て世代などが住宅購入のために転入していることが人口増加の要因と考えられます。

■近年の地域別人口の推移



■地域別人口の推移

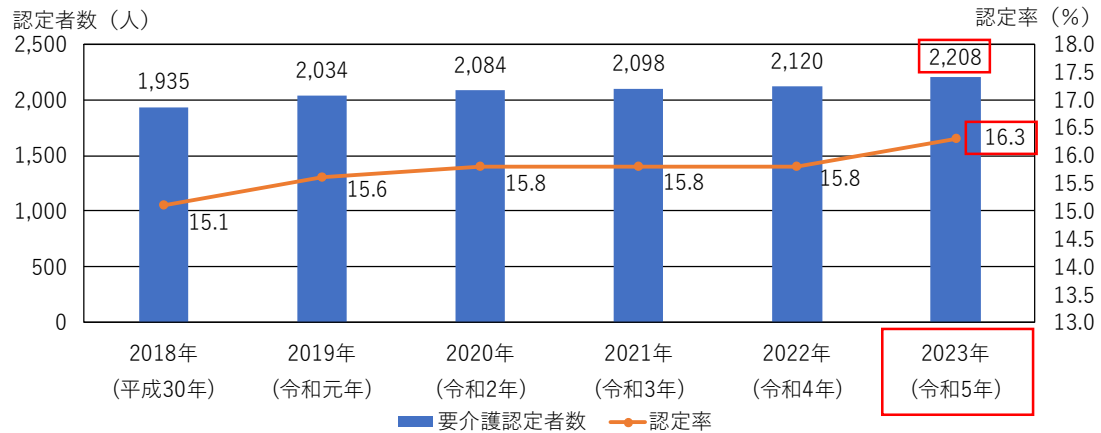


資料：美濃加茂市統計書、美濃加茂市人口ビジョン（令和7年4月改定）

④要介護認定者数の推移

要介護認定者数は、2023年（令和5年）現在 2,208人（1号被保険者に対する認定率 16.3%）となっており、近年増加傾向にあります。

■要介護認定者数の推移

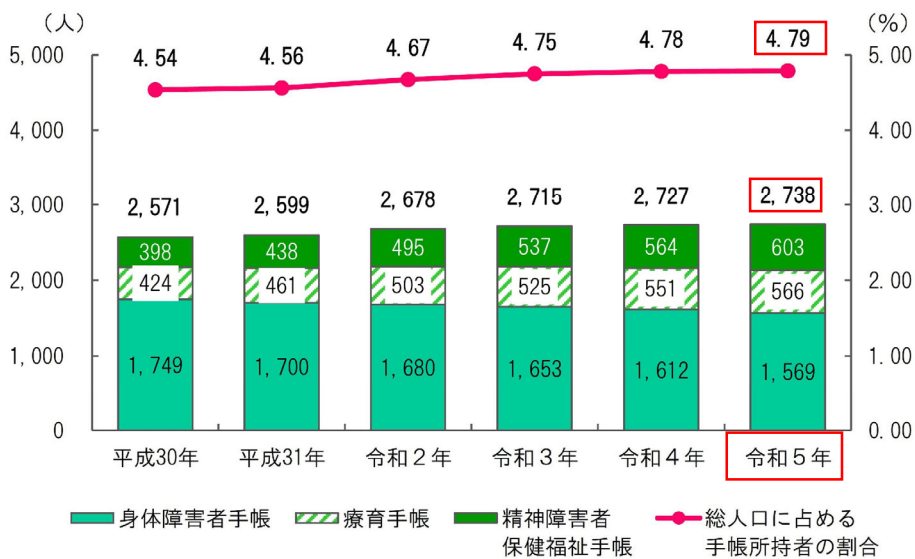


資料：美濃加茂市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和6年～令和8年）

⑤障がい者数の推移

障害者手帳所持者数は、全体では増加傾向にあり、2023年（令和5年）3月31日現在で 2,738人となっています。また、総人口に占める手帳所持者の割合をみると、手帳所持者数の増加に伴い割合も増加しており、2023年（令和5年）3月31日現在 4.79%となっています。

■各障害者手帳所持者数の推移

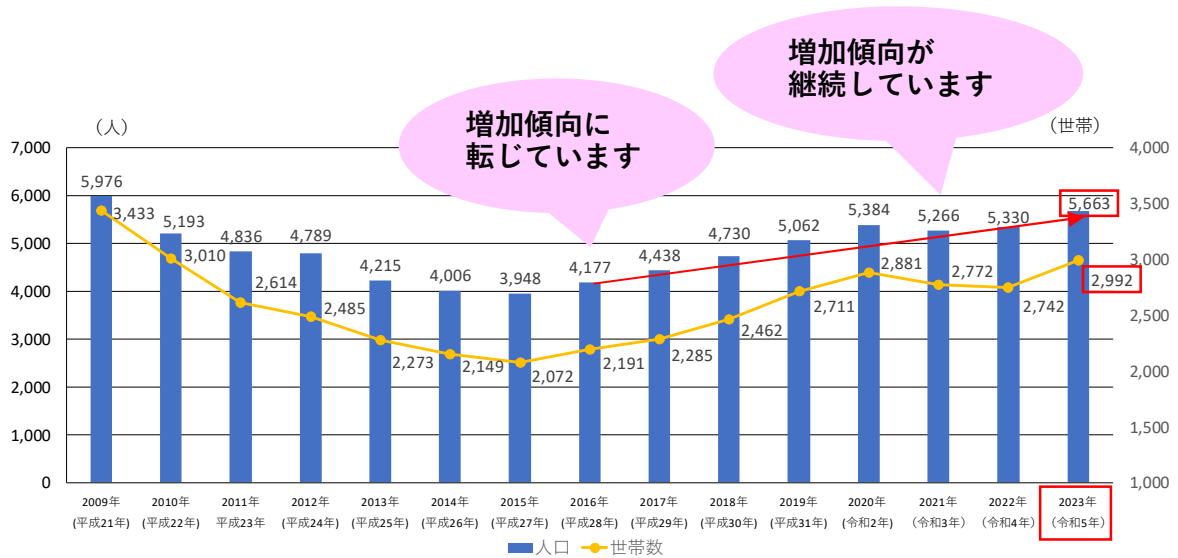


資料：美濃加茂市障がい者プラン（令和6年3月）

⑥外国人市民人口の推移

外国人市民人口は、2009年（平成21年）以降減少傾向をたどりましたが、2015年（平成27年）を境に増加に転じ、2023年（令和5年）現在5,663人（2,992世帯）となっています。

■外国人市民人口の推移

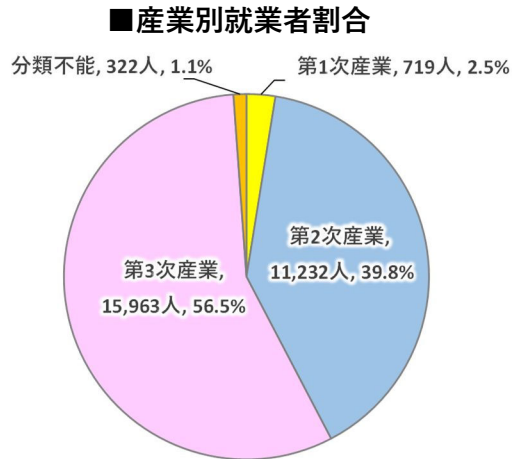


資料：美濃加茂市統計書

(2) 産業

①産業別就業者数

本市の産業別就業者割合をみると、第1次産業従業者割合が2.5%、第2次産業従業者割合が39.8%、第3次産業従業者割合56.5%となっています。

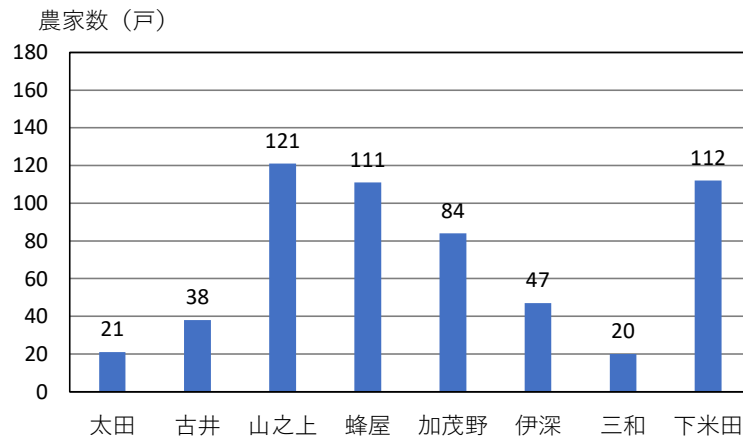


資料：令和2年国勢調査

②農業

本市の総農家数は、2020年（令和2年）現在554戸で、各地域の農家数をみると、山之上の121戸、下米田の112戸、蜂屋の111戸、加茂野の84戸などが多くなっています。

■地域別農家数（令和2年）



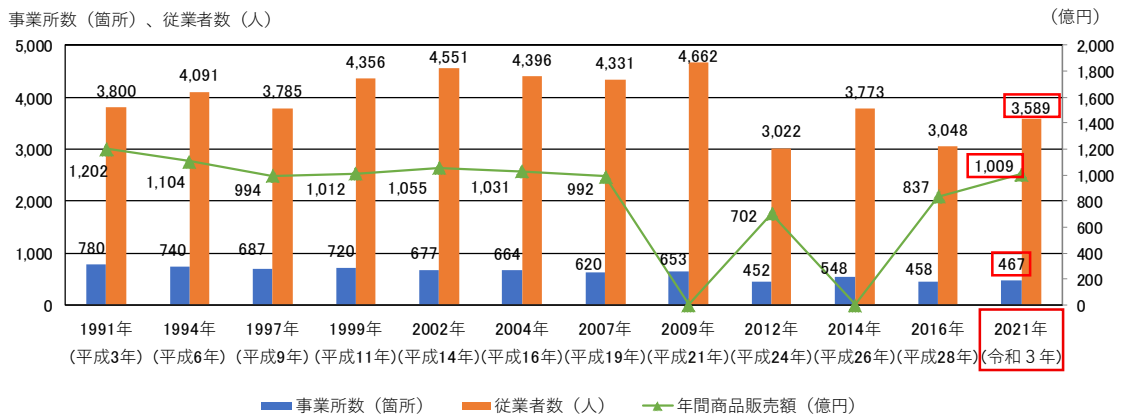
資料：農林業センサス（令和2年）

③商業

本市の2021年（令和3年）の事業所数は467箇所、従業者数は3,589人となっています。

年間商品販売額は2012年（平成24年）以降、増加傾向にあります。事業所数は1991年（平成3年）以降減少傾向となっており、従業者数は2009年（平成21年）をピークに減少していますが、2021年（令和3年）では事業所数・従業者数とも増加傾向にあります。

■商業の推移



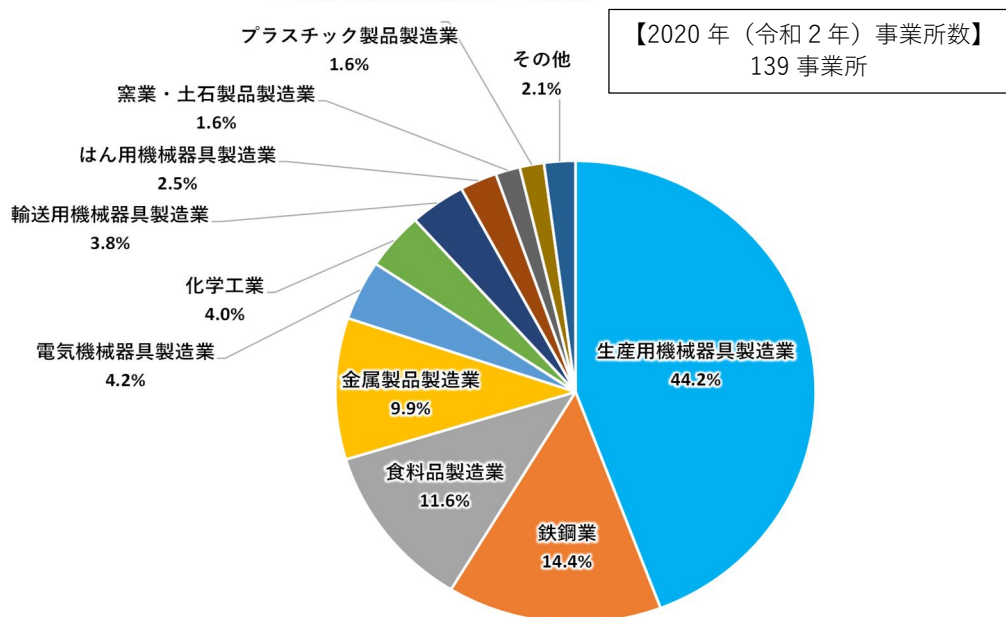
注：平成21年、26年は簡易調査のため年間商品販売額は調査していないため「0円」としている

資料：令和3年商業統計調査、経済センサス

④工業

本市の製造品出荷額等の構成をみると、生産用機械器具製造業が約4割を占め、日本経済を支えるモノづくり中部のサプライチェーンを構成する企業が集積しています。

■製造品出荷額等の構成



注：製造品出荷額等の秘匿値業種を除く割合

資料：令和2年工業統計調査

(3) 建物

①公共施設の老朽化状況

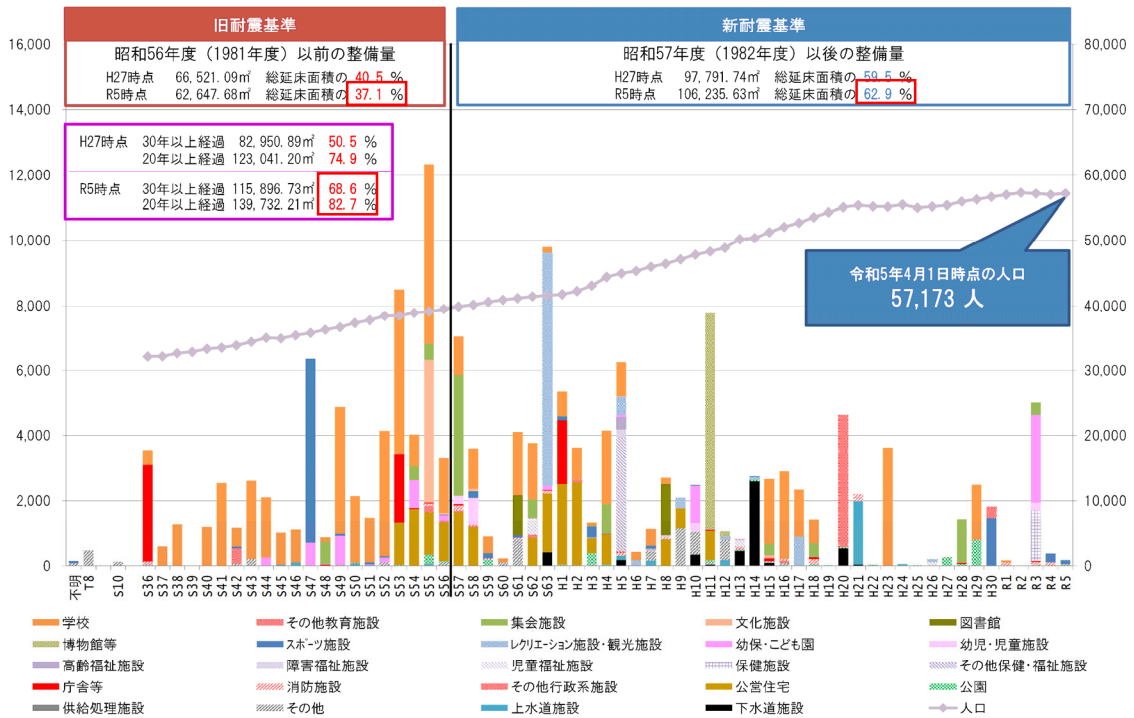
本市の公共施設は、2023年（令和5年）時点で庁舎を含めた約4割が旧耐震基準、約6割が新耐震基準で建設されており、2015年（平成27年）と比較すると古い建物の建替え等により新耐震基準の建物割合は徐々に増加しています。

一方、築20年以上経過した公共施設は全体の約8割を占め、そのうち築30年以上を経過した施設は全体の約7割を占める状況であり、一斉に大規模修繕や建替え時期を迎えることとなることから、公共施設の老朽化の対策は大きな課題といえます。

■公共施設の築年別整備量と人口推移

公共施設の築年別整備量と人口推移

延床面積(令和5年度末時点) [㎡] ※古い建物の建替え等により、平成27年度末時点と比較して、新耐震基準の建物の割合が増加しています。 人口 [人]
 一方で、建築後30年以上経過した建物の割合が増加しており、公共施設の老朽化が進行しています。



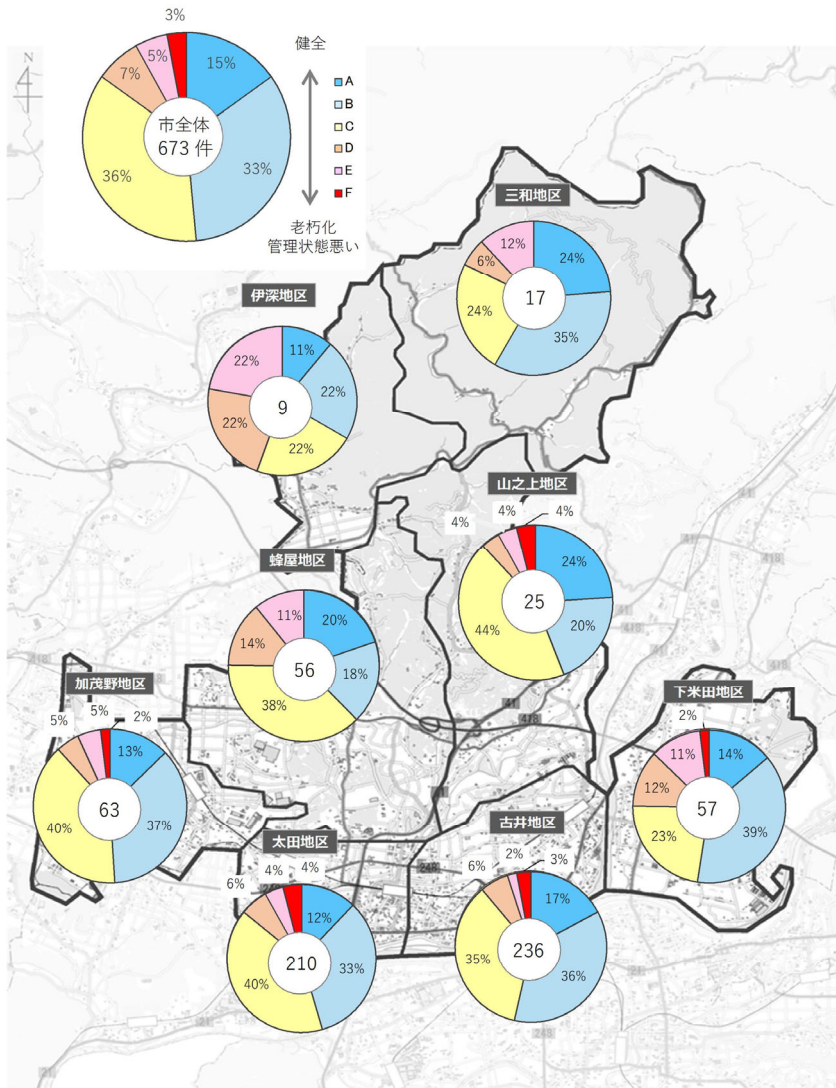
資料：美濃加茂市公共施設等類型別カルテ（公共施設白書）（令和7年2月）

②空家の地域別状況

空家等件数は、古井地域が最多で236件、次いで太田地域の210件となっており、太田地域、古井地域の人口が密集する地域で空家等が多い状況です。また、人口密集地での空家等の特徴としては、敷地が狭く駐車場がない空家等が多くなっています。適正な管理がされていないために放置すると危険となる「総合評価F」（特定空家の候補）の空家等は20件あり、9件が太田地域、8件が古井地域に集中しています。

■地域別空家等の状況（総合判定）

	太田		古井		山之上		蜂屋		加茂野		伊深		三和		下米田		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
A	26	12%	40	17%	6	24%	11	20%	8	13%	1	11%	4	24%	8	14%	104	15%
B	70	33%	86	36%	5	20%	10	18%	23	37%	2	22%	6	35%	22	39%	224	33%
C	83	40%	82	35%	11	44%	21	38%	25	40%	2	22%	4	24%	13	23%	241	36%
D	13	6%	13	6%	1	4%	8	14%	3	5%	2	22%	1	6%	7	12%	48	7%
E	9	4%	5	2%	1	4%	6	11%	3	5%	2	22%	2	12%	6	11%	34	5%
F	9	4%	8	3%	1	4%	0	0%	1	2%	0	0%	0	0%	1	2%	20	3%
評価なし	—	—	2	1%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	0%
合計	210	100%	236	100%	25	100%	56	100%	63	100%	9	100%	17	100%	57	100%	673	100%



資料：第2期美濃加茂市空家等対策計画（令和4年度）

第3章 計画策定に際して想定するリスク

本計画においては、本市において過去にも多くの被害を受けた風水害や渇水、発生が危惧される南海トラフ地震を始めとする巨大地震などの自然災害を想定します。

1 風水害（水害、土砂災害）、渇水

本市においては、「伊勢湾台風災害（1959年（昭和34年）」、「8.17集中豪雨（1968年（昭和43年）」、「9.28災害（昭和1983年（昭和58年）」など豪雨等による土砂災害・風水害等が発生しています。

近年では、加茂川が内水氾濫した「9.20台風15号（2011年（平成23年）」、記録的な大雨を観測した「7.5集中豪雨（2018年（平成30年）」、長期間の停電が生じた「9.3台風21号（2018年（平成30年）」、災害対策基本法改正で新設された警戒レベル5「緊急安全確保」が県内で初めて発令された「令和3年8月豪雨」などの風水害被害や、局地的豪雨が頻発、激甚化する一方で降水日数や積雪量の減少に伴う渇水被害も経験しており、今後も風水害や渇水等の自然災害による甚大な被害の発生が懸念されます。

■発生した甚大な風水害等（●市内の災害、◇災害の状況）

発生日	被害等の概要
昭和10年6月29日	●床上浸水70戸、床下浸水86戸 ◇木曾川が増水し、太田町にて浸水被害。救助船5隻出動。
昭和13年7月5日	●床上浸水518戸 ◇木曾川の洪水により、浸水被害が発生。
昭和34年9月26日 （伊勢湾台風）	●死者6人、行方不明者1人、重軽傷66人、全壊住宅194戸、半壊住宅475戸 ◇気象観測史上最大の台風。全国において、死者5,098人、建物被害89,839件
昭和36年6月27日	●床上浸水218戸、床下浸水102戸 ◇集中豪雨で木曾川が大洪水となる。災害救助法の適用を受ける。
昭和36年9月16日 （第2室戸台風）	●負傷者1人、住宅全壊2戸、住宅半壊18戸、非住家全壊65戸、非住家半壊52戸 ◇市内の瞬間風速42mを記録し、伊勢湾台風に次ぐ暴風雨となった。
昭和39年9月25日 （台風20号）	●住宅半壊2戸、床上浸水19戸、床下浸水31戸、非住家17戸 ◇市内の最大瞬間風速は33mとなり、住宅や道路等に大きな被害をもたらした。
昭和42年7月10日	●床上浸水81戸、床下浸水369戸 ◇豪雨のため浸水被害が発生。
昭和43年8月17日 （8.17集中豪雨）	●死者7人、重軽傷9人、全壊住宅13戸、半壊住宅20戸 ◇総雨量が387mmとなり、山間部で山崩れや河川が氾濫した。
昭和45年6月15日	●床上浸水21戸、床下浸水132戸 ◇豪雨により木曾川が氾濫し、太田町を中心に浸水被害が出る。
昭和58年9月28日 （9.28災害）	●死者1人、被災者総数6,196人、床上・床下浸水2,593戸 ◇過去の記録にもない大洪水となり、市総世帯数の約15%が浸水被害にあった。
平成12年9月11日 （東海豪雨）	●床上浸水2戸、床下浸水2戸 ◇1時間の降雨量40mm。草笛町、加茂川町を中心に浸水被害等をもたらす。

■発生した甚大な風水害等 (●市内の災害、◇災害の状況)

発生日	被害等の概要
平成21年7月26日	●床下浸水5戸（蜂屋、伊深、三和）、土砂崩壊13件（山之上、蜂屋、三和） ◇集中豪雨により、床下浸水や土砂災害などの被害が発生した。
平成22年7月15日 （7.15豪雨災害）	●床上浸水1戸、床下浸水13戸 ◇岐阜県南部を中心に局地的豪雨、可児市・八百津町で死者、行方不明者6名
平成23年9月20日 （台風15号）	●床上浸水9戸、床下浸水4戸、非住家浸水被害7戸 ◇加茂川があふれ浸水被害が発生。総雨量は231mmを記録。
平成29年7月14日	●床上浸水1戸、床下浸水3戸、土砂崩壊22件（山之上、蜂屋） ◇災害の状況12日から200mm超、1時間に80mm超の雨により、浸水や土砂災害等が発生した。
平成30年7月4日 （台風7号大雨）	●木曾川流域大雨による飛騨川濁水発生に伴い、太田、古井、下米田、牧野地区の給水停止
平成30年7月5日 （7月集中豪雨）	●木曾川河川敷各公園の土砂堆積・浸食、水道の断水 ◇3日から8日までの総雨量は多いところで330mm、木曾川今渡の水位は最高で7.99m。県内の被害甚大なため災害救助法の適用を受ける。
平成30年9月3日 （台風21号）	●軽傷者1人、住家の一部破損約23棟、非住家の一部破損8件、長期間の停電 ◇最大風速16.7m/s、最大瞬間風速29.6m/s等の強風による被害が多発した。
令和2年7月8日 （令和2年7月豪雨）	●床下浸水2戸 ◇最大時間雨量41.0mmは8日午前7時伊深雨量計、総雨量141mmは7日～8日の山之上雨量計
令和3年8月14日 （令和3年8月大雨）	●床下浸水2戸 ◇最大時間雨量39mmは13日午後7時伊深雨量計、総雨量333.5mmは13日～15日の三和雨量計 ◇令和3年5月の災害対策基本法改正で新設された警戒レベル5「緊急安全確保」が美濃加茂市及び坂祝町において県内で初めて発令された。

資料：美濃加茂市地域防災計画資料編（平成25年3月作成、令和7年3月改訂）

都市計画基礎調査（令和5年）

令和3年8月11日からの大雨を踏まえた防災対策の強化について（令和3年9月14日）

■昭和 43 年 8 月 17 日の集中豪雨



土砂災害により建物が半壊した
龍安寺（伊深町）



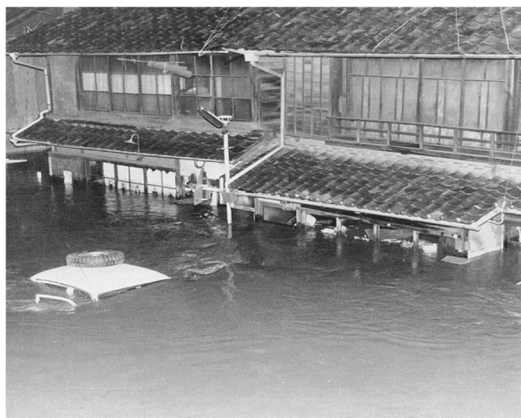
不明者の捜索活動
（三和町川浦）



濁流で土台が流された当時の
三和連絡所（三和町川浦）

写真：広報みのかも 8 月号

■昭和 58 年 9 月の大洪水（床上浸水）



資料：昭和 58 年災害の記録（国土交通省）

■美濃加茂市の浸水範囲（昭和 58 年 9 月 28 日）



資料：昭和 58 年災害の記録（国土交通省）

■平成 23 年 9 月の加茂川の内水はん濫



資料：美濃加茂市ハザードマップ

■平成 30 年 7 月の集中豪雨（木曾川）



資料：美濃加茂市土木課

■令和 3 年 8 月大雨（加茂川の溢水）

■位置図



資料：令和 3 年 8 月 11 日からの大雨を踏まえた防災対策の強化について
(岐阜県、清流の国ぎふ 防災・減災センター)

■洪水浸水想定区域

■木曾川水系洪水浸水想定区域等の公表（令和2年4月24日更新）

- ・2015年（平成27年）の水防法改正に伴い、国では多発する浸水被害への対応を図るため、従来は計画規模の降雨を前提としていた洪水に係る浸水想定について、想定最大規模の降雨を前提とした区域に拡充した洪水浸水想定区域等が公表されています。
- ・水防法第14条第4項に基づき、洪水浸水想定区域等を2020年（令和2年）4月に変更しました。

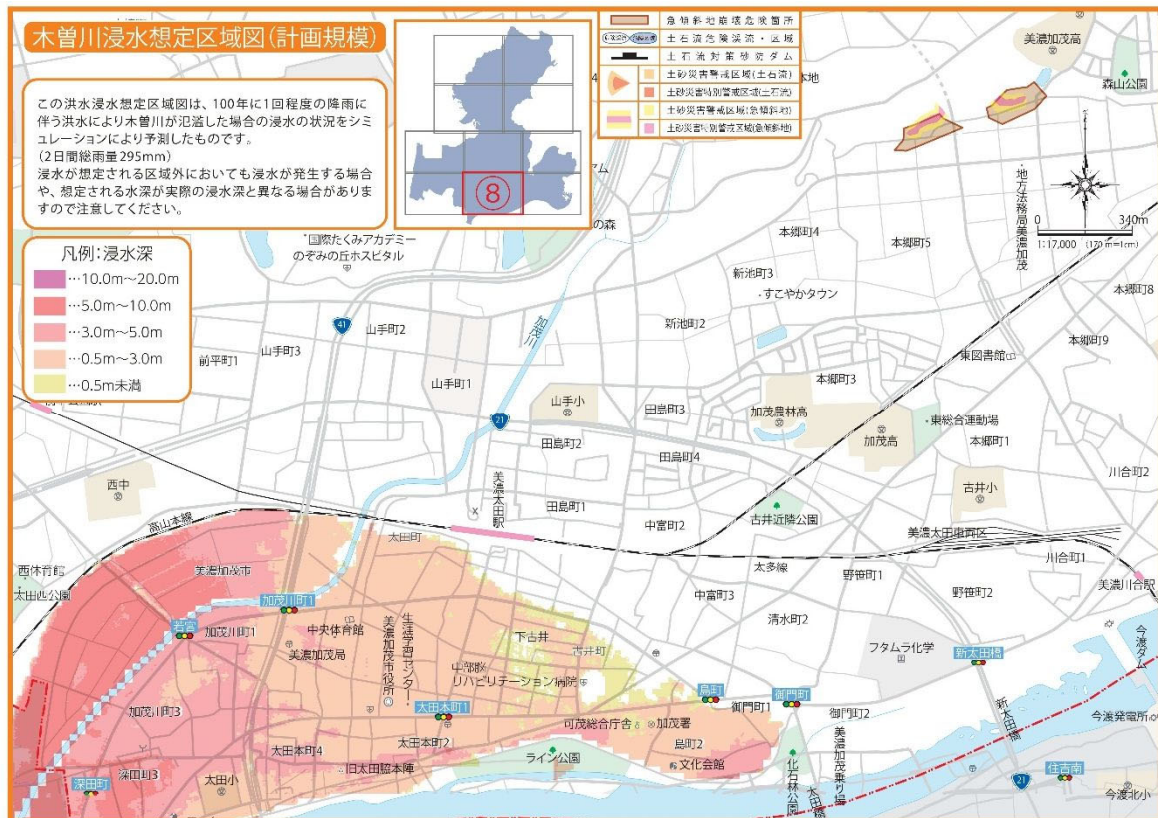
■加茂川水害危険情報図の公表（令和6年8月23日更新）

- ・岐阜県では、管理する各河川の計画規模の降雨と想定し得る最大規模の降雨によって、浸水することが想定される区域及び水深を示す水害危険情報図が公表されています。（例）加茂川水害危険情報図

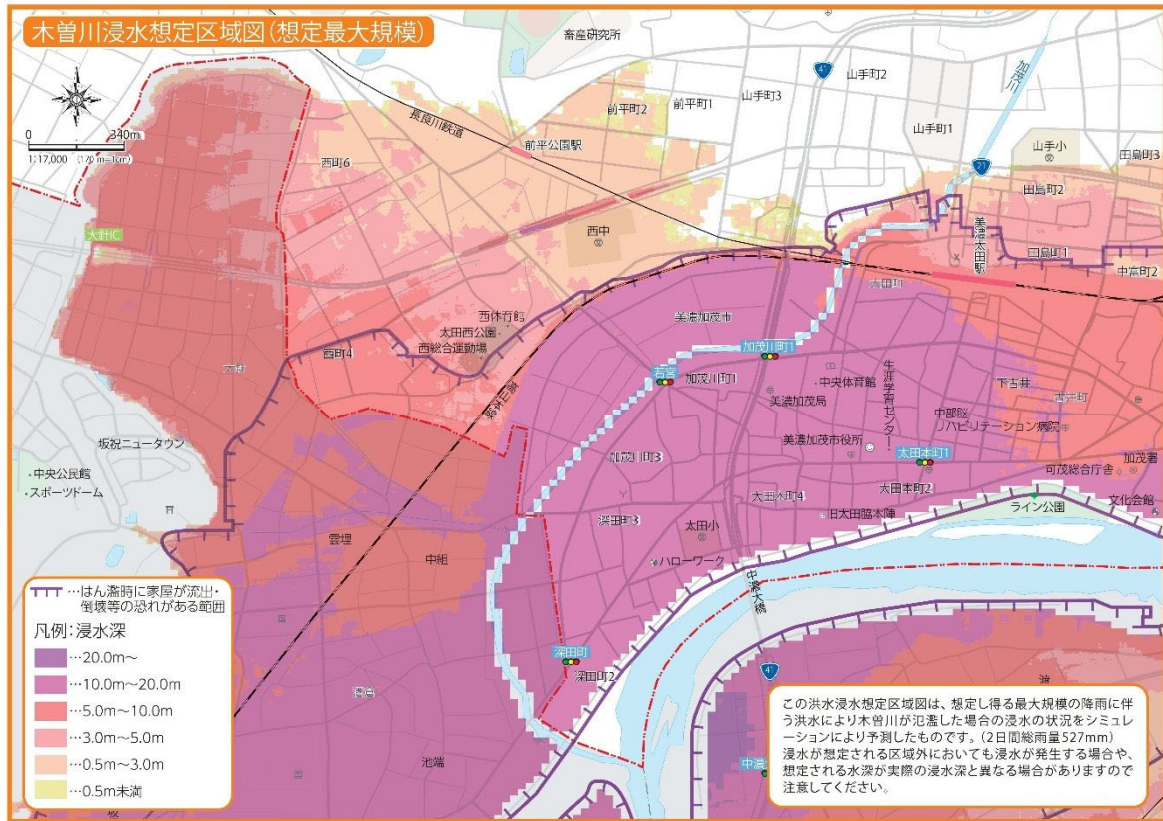
■洪水浸水想定区域とは

- ・河川整備において基本となる降雨によって浸水することが想定される区域及び水深を表示した図面です。（計画規模）
- ・想定し得る最大規模の降雨によって浸水することが想定される区域及び水深を表示した図面です。（想定最大規模）

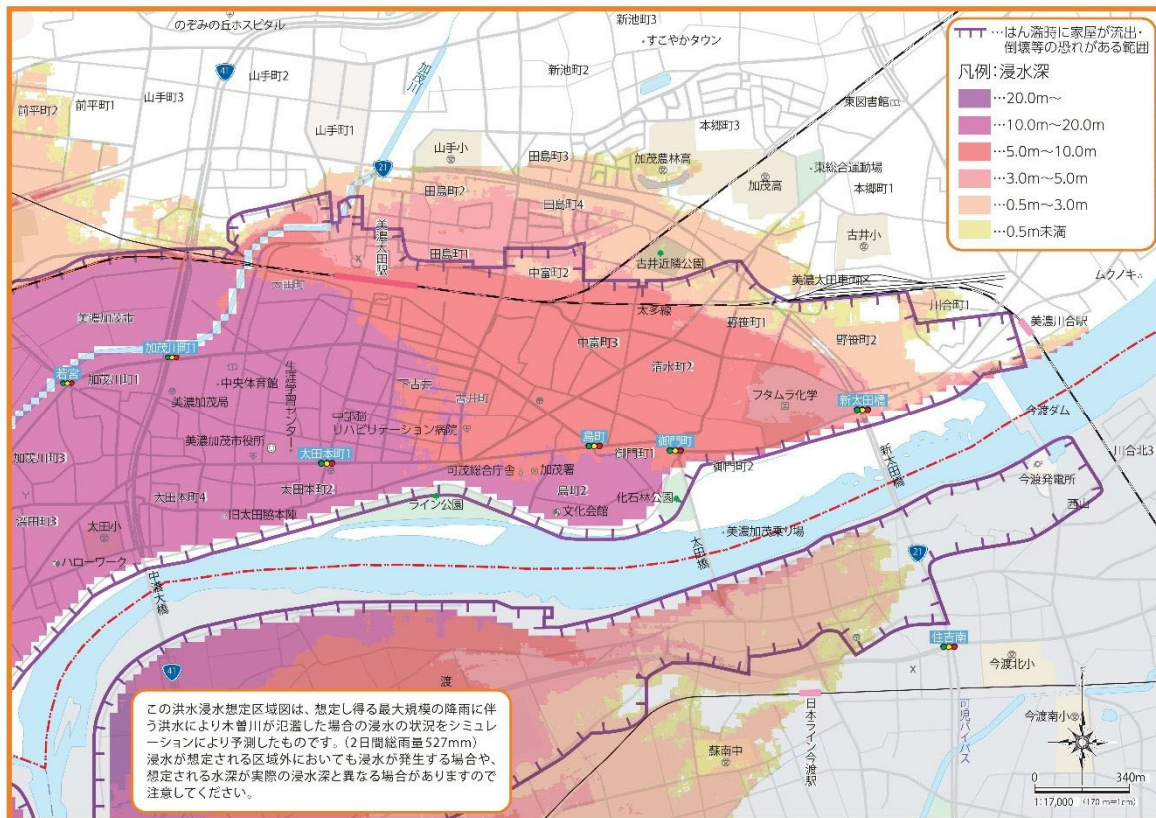
■木曾川浸水想定区域図（計画規模）



■木曾川浸水想定区域図（想定最大規模） 1/2



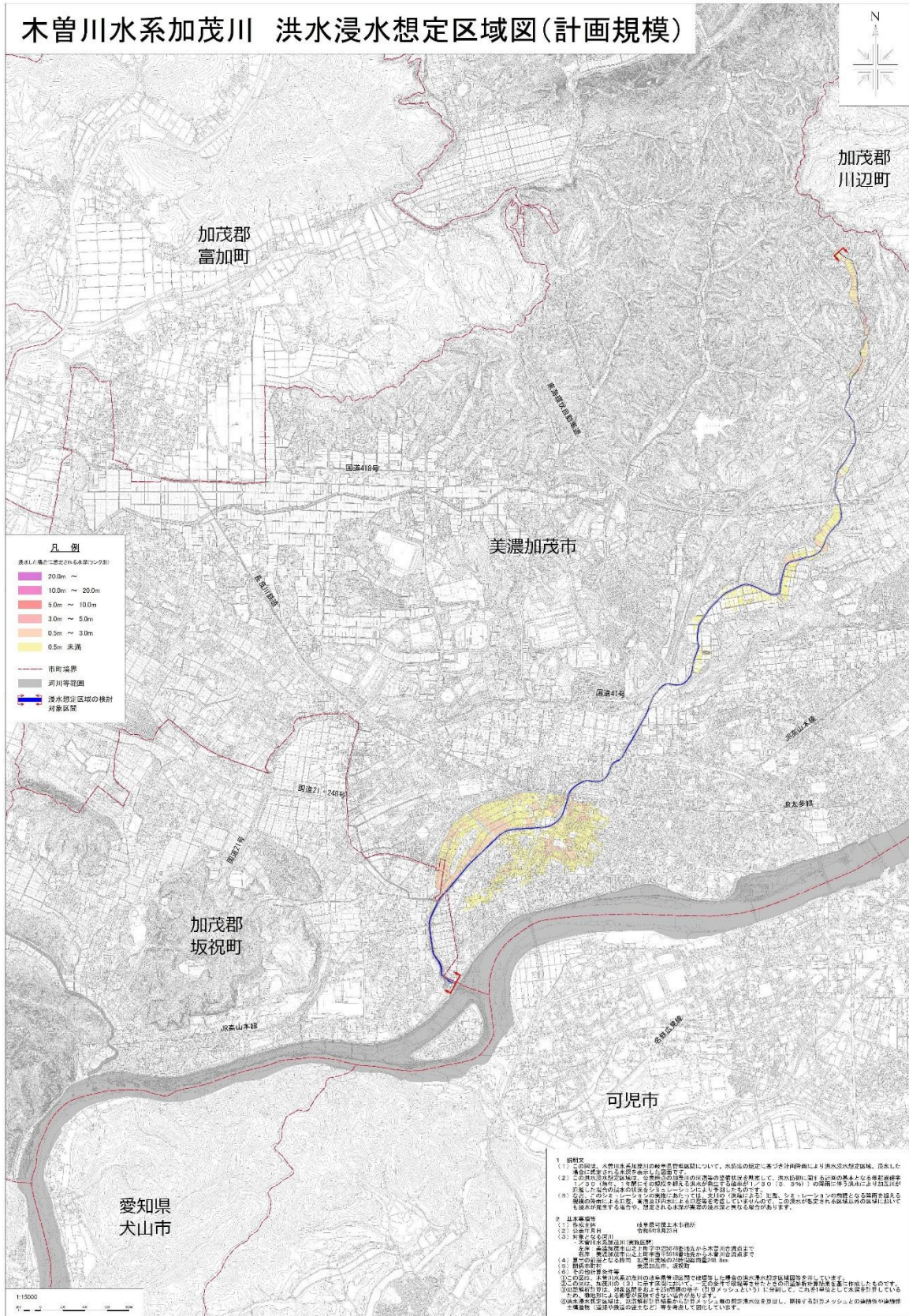
■木曾川浸水想定区域図（想定最大規模） 2/2



資料：美濃加茂市ハザードマップ

■加茂川水害危険情報図（計画規模）1/2

木曽川水系加茂川 洪水浸水想定区域図(計画規模)



注)この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用しました。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6J-h 281)
この地図の作成に当たっては、美濃加茂市長、坂祝町長の承認を得て同町作成の1/25000都市計画基本図を使用しました。(承認番号 美濃加茂市(美濃計第19号) 坂祝町(加坂計第57号))

資料：岐阜県河川課

2 巨大地震（内陸直下型地震、南海トラフ地震）

日本史上最大級の内陸直下型地震である「濃尾地震（1891年（明治24年）、マグニチュード8.0）」により本市を含む美濃地域は、死者4,990人、負傷者12,783人、全壊50,125戸、半壊35,085戸、全半焼4,451戸と壊滅的な被害を受けています。

濃尾地震クラスの内陸直下型地震が今後発生した場合、当時に比べ住宅の耐震性能は向上しているものの、人口の密集や建物の高層化が進んでいることから、市南西部の軟弱な地盤と相まって、建物倒壊や液状化現象等による被害は当時とは比較にならないほど大きくなることが懸念されています。

一方、近年の県外で甚大な被害が発生した地震災害としては、熊本地方を震源とした震度7の地震が立て続けに2回発生し、熊本県を中心に死者228人を出した2016年（平成28年）の「熊本地震」、大阪府北部を震源とした地震で、大阪府を中心に被害が発生し、死者4人を出した2018年（平成30年）の「大阪府北部地震」、北海道胆振地方中東部を震源とした地震で、厚真町を中心に多数の山崩れ、道内で大規模停電が発生し、死者42人を出した2018年（平成30年）の「北海道胆振東部地震」があります。石川県能登半島を震源に震度7を観測し、死者516人を出した「令和6年能登半島地震」では、道路の損壊等による交通網の寸断や、集落の孤立、ライフラインの甚大な損傷が同時多発的に発生しました。本県においても震度5弱を観測しました。

また、南海トラフ地震等の被害は、建物被害全壊362棟、半壊1,309棟、人的被害死者数2～5人、負傷者126～208人、重傷者9～10人、要救出者数14～24人、避難者数2,111人、帰宅困難者515人と想定されています。

■岐阜県の地震災害履歴（内陸直下型地震）

発生日	震源	規模	主要被災地	被災概要
天平17年(745.6.5)	美濃西部	M7.9	美濃・摂津	
天平宝字6年(762.6.9)	美濃東部	M7.4	美濃・飛騨・信濃	
文治1年(1185.8.13)	琵琶湖西部	M7.6	近江・山城・大和	
天正13年(1586.1.18)		M7.6	飛騨・美濃・尾張	
寛文2年(1662.6.16)	琵琶湖西岸	M7.6	山城・近江・大和	
文政2年(1819.8.2)	琵琶湖東部	M7.4	伊勢・美濃・近江	
天保4年(1833.5.27)	美濃西部	M6.4	美濃西部	
弘化4年(1847.5.8) 善光寺地震	信濃北部	M7.4	信濃・越後・飛騨・美濃	
安政2年(1855.3.18)	飛騨	不明	飛騨西部	飛騨西部：死者12人
安政5年(1858.4.9) 飛越地震	飛騨	M6.9	飛騨・越前・越中・加賀	飛騨北部：全壊319戸、半壊385戸、死者203人
明治24年(1891.10.28) 濃尾地震	本巣郡根尾水鳥	M8.0	美濃・尾張	美濃：死者4,990人、負傷者12,783人、全壊50,125戸、半壊35,085戸、全半焼4,451戸 全国被害：死者7,273人、全壊142,177戸、半壊80,184戸、全半焼4,860戸
明治42年(1909.8.14) 姉川地震	滋賀県姉川流域	M6.6	滋賀県姉川・虎姫付近	岐阜市西部：死者6人、重傷18人、全壊51戸、半壊138戸
昭和36年(1961.8.19) 北美濃地震	岐阜県北部	M7.0	岐阜・福井・石川	県内：死者2人 全国被害：死者8人、全壊12戸
昭和44(1969.9.9) 岐阜県中部地震	岐阜県中部	M6.6	岐阜県中部	県内：死者1人、負傷者10人、全壊1戸

資料：美濃加茂市地域防災計画資料編（平成25年3月作成、令和7年3月改訂）

■近年の県外で甚大な被害が発生した地震災害履歴

項目	被災概要
平成28年熊本地震	熊本地方を震源とした震度7の地震が立て続けに2回発生。熊本県を中心に死者228人
平成30年大阪府北部地震	大阪府北部を震源とした地震。大阪府を中心に被害が発生。死者4人
平成30年北海道胆振 東部地震	北海道胆振地方中東部を震源とした地震。厚真町を中心に多数の山崩れ、道内で大規模停電が発生。死者42人
令和3年福島県沖地震	福島県沖を震源とした地震（M7.3、最大震度6強）。宮城県、福島県を中心に被害が発生。東京電力及び東北電力管内で最大95万戸の停電が発生。
令和4年福島県沖地震	福島県沖を震源とした地震（M7.4、最大震度6強）。宮城県、福島県を中心に被害が発生。東北新幹線の脱線、約7万戸の断水が発生。
令和5年能登半島沖地震	能登半島沖を震源とした地震（M6.5、最大震度6強）。石川県を中心に被害が発生。石川県珠洲市において震度6強を観測した同日に震度5強の地震が発生。
令和6年能登半島地震	石川県能登地方を震源とした地震（M7.6、最大震度7）。岐阜県内でも55年ぶりの強さとなる震度5弱を観測。本市では震度3を観測。死者516人（うち災害関連死288人）・行方不明者2人

※「令和6年能登半島地震」は、気象庁が名称を定めた地震現象

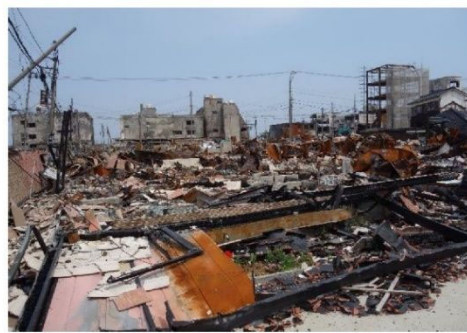
※「令和6年能登半島地震」の死者・行方不明者は令和7年1月23日 14時00分現在

資料：「第3期岐阜県強靱化計画」（令和7年3月作成）

■令和6年能登半島地震



倒壊したビル



焼失した家屋



道路の損壊



解体中の被災家屋

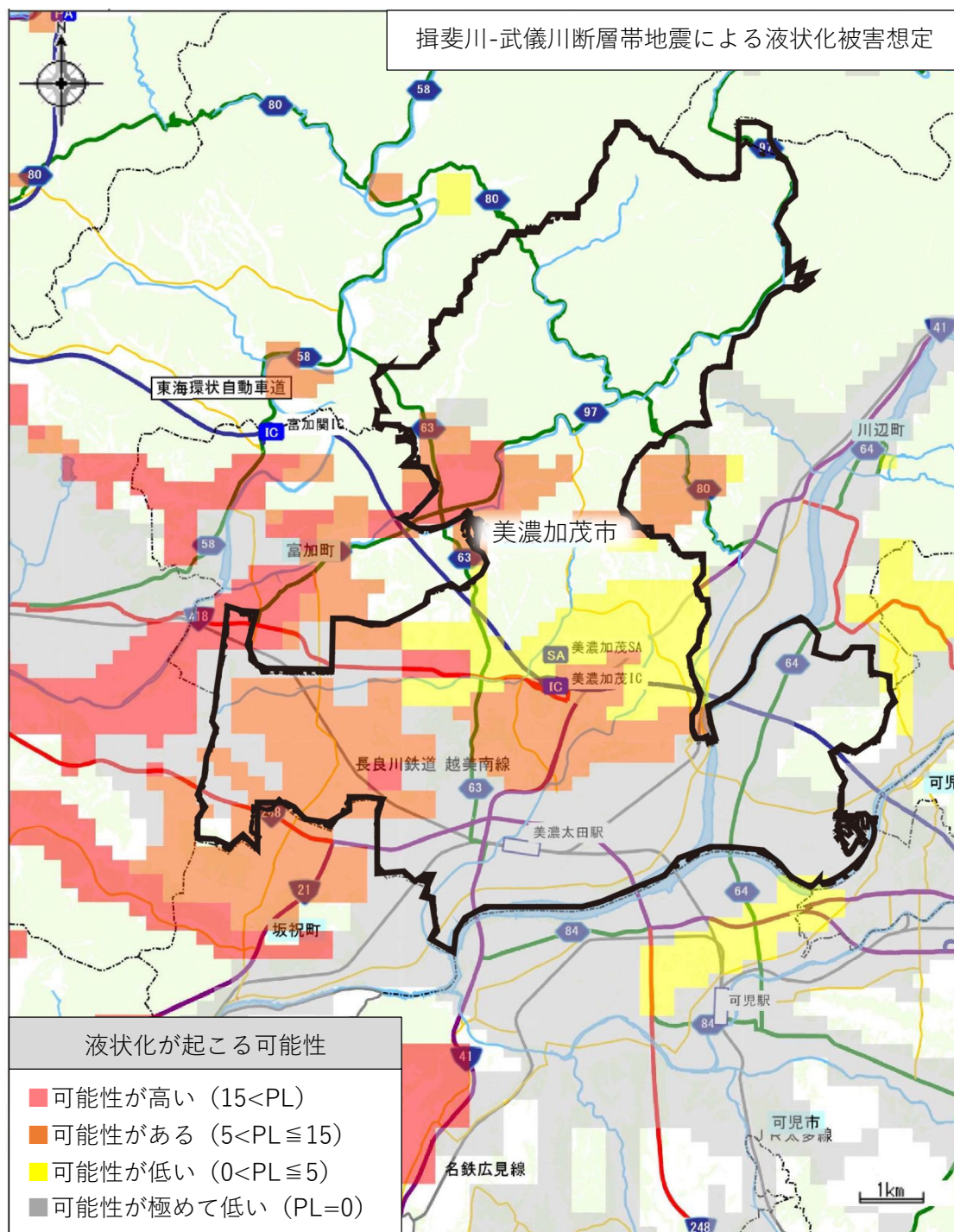
資料：第3期岐阜県強靱化計画

■想定地震による被害想定

想定項目		南海トラフ	揖斐川 武儀川 (濃尾)	長良川 上流 (南進)	屏風山 恵那山 猿投山	阿寺	高山 大原	養老 桑名 四日市	跡津川		
調査時期		H 23-24	H29.7~31.2			H23~24					
30年以内に発生する確率(%) (算定基準日 2018.1.1)		70-80	不明	不明	0.2-2	6-11	0-5	0-0.7	ほぼ0		
震度	最大	6弱	6強	6弱	6弱	5強	5弱	6弱	5強		
建物被害 (棟)	揺れ	全壊	93	756	145	24	1	0	12		
		半壊	903	2,486	1,203	439	159	65	329		
	液状化	全壊	269	157	67	3	3	1	16	1	
		半壊	407	237	101	5	5	2	24	1	
	合計	全壊	362	914	212	27	4	1	28	1	
		半壊	1,309	2,723	1,304	444	164	67	354	103	
人的被害 (人)	死者	発生時間	午前5時	5	50	9	1	0	0	1	0
			午後12時	2	19	4	1	0	0	0	0
			午後6時	3	29	5	1	0	0	0	0
	負傷者数	発生時間	午前5時	208	720	301	104	35	13	71	21
			午後12時	127	476	184	67	25	11	48	17
			午後6時	126	457	184	65	24	10	45	15
	重症者数	発生時間	午前5時	10	95	18	3	0	0	1	0
			午後12時	10	62	16	4	0	0	2	0
			午後6時	9	60	14	3	0	0	2	0
	要救出者数	発生時間	午前5時	24	220	41	6	0	0	3	0
			午後12時	14	107	23	4	0	0	2	0
			午後6時	17	142	28	5	0	0	2	0
火災 (件)	炎上出火件数(午後6時)		1	4	1	1	0	0	0	0	
	残火災件数(午後6時)		1	4	1	0	0	0	0	0	
	焼失棟数(午後6時)		3	14	3	1	1	0	0	0	
避難者等	避難者数 (建物被害及び消失)		2,111	5,072	1,919	553	193	72	420	108	
	帰宅困難者数(午後6時)		515								

資料：美濃加茂市地域防災計画（平成25年3月作成、令和7年3月改訂）

■液状化危険度分布図



資料：県域統合型 GIS ぎふ

※液状化危険度分布図は、250mメッシュ単位で液状化指数（PL 値）を算出し、国のマニュアルを参考に、地形分類などを考慮して液状化が発生する可能性を評価したものであり、可能性が高いと評価される全ての領域で液状化が発生するものではない。

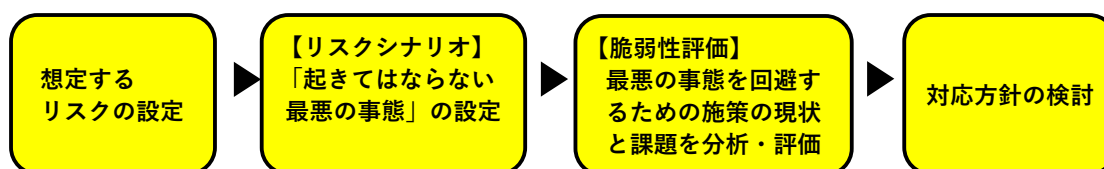
参考：岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査報告書

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことです。

本計画では、強靱化に関連する市の施策や現状のどこに課題があるのかを把握するため、「強靱性」の反対語である「脆弱性」について、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」の手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の分析・評価を行い、対応方策を検討します。



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

(1) 事前に備えるべき目標

前述した基本目標を達成するために事前に備えるべき目標について、国計画に設定されている6項目を参考にしつつ、県計画（7項目）との整合、本市の実情を勘案して以下に示す7項目を設定しました。

- 1 あらゆる自然災害に対し、人命の保護が最大限図られる
- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を最大限防ぐ
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 生活・経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 情報通信サービス、電力・燃料等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
- 7 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合や複合災害が発生した場合でも被害を最小限に抑える

(2) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

県計画では7つの「事前に備えるべき目標」と30の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、分析・評価を行っており、本計画ではこれを参考に本市の地域特性を踏まえ、以下に示すように7つの「事前に備えるべき目標」と27の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

■ 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標 7項目		起きてはならない最悪の事態 27項目	
1	あらゆる自然災害に対し、人命の保護が最大限図られる	1-1	巨大地震による住宅・建築物の複合的・大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		1-2	集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-3	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生
		1-4	避難行動に必要な情報が適切に住民・外国人市民及び観光客等に提供されないことや情報伝達の不備、悪質な虚偽情報の発信等による人的被害の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を最大限防ぐ	2-1	被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	道路寸断等による多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災や救援ルートの寸断等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生
		2-6	想定を超える大量の避難者や帰宅困難者の発生、混乱
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	市職員・施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の大幅な低下

■ 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標 7項目		起きてはならない最悪の事態 27項目	
4	生活・経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響
		4-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	食料や物資の供給の途絶、分配体制の不備等に伴う、生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4	異常渇水等による用水の供給の途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力・燃料等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間・大規模にわたる機能停止
		5-2	幹線道路・鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期的にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人員・人材等（消防団員、専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-3	公共施設の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、地域産業の担い手の長期避難等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		6-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-6	自然災害後における地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
7	孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合や複合災害が発生した場合でも被害を最小限に抑える	7-1	孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態
		7-2	地震後の豪雨災害等の複合災害により、多数の逃げ遅れや死傷者の発生、対応する職員や物資等の不足、生活基盤となるインフラ復旧の大幅な遅れなどの被害が甚大化・拡大化する事態

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連施策を洗い出し、取組状況を整理の上、成果や課題を分析・評価します。

その上で、改めて以下の個別施策分野ごとに脆弱性評価を行い、横断的分野で連携して取り組むべき施策の確認などを行います。

(個別施策分野)

分 野	内 容
(1) 交通・物流	～交通ネットワークの強化～
(2) 地域保全	～河川、砂防、治山、治水等対策～
(3) 農林水産	～災害に強い農地・森林づくり～
(4) 都市・住宅／土地利用	～災害に強いまちづくり～
(5) 保健医療・福祉	～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～
(6) 産業	～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～
(7) ライフライン・情報通信	～生活基盤の維持～
(8) 行政機能	～公助の強化～
(9) 環境	～廃棄物及び有害物質対策～

(横断的分野)

分 野	内 容
(10) リスクコミュニケーション ／防災教育・人材育成	～自助・共助の最大化～
(11) 官民連携	～民間リソースを活かした対応力強化～
(12) メンテナンス・老朽化対策	～社会インフラの長寿命化～
(13) デジタル等新技術活用	～デジタル等新技術による強靱化施策の高度化～

脆弱性評価結果は「別紙1」及び「別紙2」のとおりです。また、「起きてはならない最悪の事態」に対応する「個別施策分野・横断的分野」との関連は、「起きてはならない最悪の事態」と「分野別施策」との対照表のとおりです。

【参考】脆弱性評価・推進方針の検討の全体イメージ図

① 起きてはならない最悪の事態設定
(P 30、31)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	個別施策分野							横断的分野					
		(1) 交通・物流	(2) 地域保全	~	(9) 環境	(10)	~	(13)						
		② 施策分野の設定 (P 32~)												
1 あらゆる自然災害に対し、発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 1-2 1-3 1-4													
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連最大限防ぐ	2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7													
6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6													
7 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合や複合災害が発生した場合でも被害を最小限に抑える	7-1 7-2													
		⑤ 施策の分野ごとの推進方針の整理 (第5章)												
		⑥ 施策の重点化 (第6章)												

事前に備えるべき目標

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)

③ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果 (別紙1)
施策分野ごとの脆弱性評価結果 (別紙2)

④ 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針 (別紙3)

■ 「起きてはならない最悪の事態」と「分野別施策」との対照表

事前に備えるべき目標 7項目	起きてはならない最悪の事態 27項目	個別施策分野									横断的分野			
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
		交通・物 流	地域保全	農林水産	都市・住 宅/土地 利用	保健医 療・福祉	産業	ライフ ライン・情 報通信	行政機能	環境	リスク コミュニ ケーション	市民連携	メンテナ ンス・老 朽化対策	デジタル 等新技術 活用
1 あらゆる自然災害に対し、 人命の保護が最大限図られ る	1-1 巨大地震による住宅・建築物の複合的・大規模倒壊や密集市街地等の 大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生	●	●	●	●				●		●		●	
	1-2 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の 発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等 による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）		●	●	●			●			●		●	
	1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など） による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生		●	●	●			●	●					
	1-4 避難行動に必要な情報が適切に住民・外国人市民及び観光客等に提供 されないことや情報伝達の不備、悪質な虚偽情報の発信等による人的 被害の発生				●	●		●	●		●		●	
2 救助・救急、医療活動等が 迅速に行われるとともに、 被災者等の健康・避難生活 環境を確実に確保すること により、関連死を最大限防 ぐ	2-1 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネ ルギー供給の停止	●	●		●	●		●	●		●	●		
	2-2 道路寸断等による多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生	●	●					●	●					
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災や救援ルートの寸断等による救助・救急 活動等の遅れ及び重大な不足	●	●		●	●			●		●	●		
	2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、 エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	●	●		●	●								
	2-5 長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災 者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生				●	●						●	●	
	2-6 想定を超える大量の避難者や帰宅困難者の発生、混乱				●	●	●		●					
	2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生				●	●							●	
3 必要不可欠な行政機能を確 保する	3-1 市職員・施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の大幅な低下				●			●	●		●	●		
	4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる 観光経済等への影響						●							
4 生活・経済活動を機能不全 に陥らせない	4-2 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大 規模拡散・流出								●					
	4-3 食料や物資の供給の途絶、分配体制の不備等に伴う、生活・社会経済 活動への甚大な影響	●	●	●	●			●			●			
	4-4 異常洪水等による用水の供給の途絶に伴う、生産活動への甚大な影響				●			●				●		
	4-5 農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃、多面的機能の低下			●	●									
	5-1 ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間・大規模に わたる機能停止	●			●			●	●			●	●	
5 情報通信サービス、電力・ 燃料等ライフライン、交通 ネットワーク等の被害を最 小限に留めるとともに、早 期に復旧させる	5-2 幹線道路・鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期的にわ たる機能停止による物流・人流への甚大な影響	●	●	●	●							●	●	
	6 地域社会・経済が迅速かつ 従前より強靱な姿で復興で きる条件を整備する	6-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ								●				
6-2 災害対応・復旧復興を支える人員・人材等（消防団員、専門家、コー ディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した 技術者等）の不足による復旧・復興の大幅な遅れ			●		●	●		●	●		●	●		
6-3 公共施設の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ		●	●		●				●			●		
6-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、地域産 業の担い手の長期避難等による有形・無形の文化の衰退・喪失			●		●				●	●			●	
6-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興 が大幅に遅れる事態					●									
6-6 自然災害後における地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや 地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態									●					
7 孤立の長期化、救助・救急 活動の遅れ、物資の供給途 絶等の事象が広域的かつ同 時に発生した場合や複合災 害が発生した場合でも被害 を最小限に抑える	7-1 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複 数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない 事態	●	●					●	●		●	●		
	7-2 地震後の豪雨災害等の複合災害により、多数の逃げ遅れや死者の発生 、対応する職員や物資等の不足、生活基盤となるインフラ復旧の大幅 な遅れなどの被害が甚大化・拡大化する事態				●				●	●		●	●	

第5章 強靱化の推進方針

1 推進方針の整理

脆弱性評価結果（別紙1）に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態」及び脆弱性評価を行うに当たり設定した以下の13の施策分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として整理しました。

（個別施策分野）

(1) 交通・物流	～交通ネットワークの強化～
(2) 地域保全	～河川、砂防、治山、治水等対策～
(3) 農林水産	～災害に強い農地・森林づくり～
(4) 都市・住宅／土地利用	～災害に強いまちづくり～
(5) 保健医療・福祉	～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～
(6) 産業	～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～
(7) ライフライン・情報通信	～生活基盤の維持～
(8) 行政機能	～公助の強化～
(9) 環境	～廃棄物及び有害物質対策～

（横断的分野）

(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成	～自助・共助の最大化～
(11) 官民連携	～民間リソースを活かした対応力強化～
(12) メンテナンス・老朽化対策	～社会インフラの長寿命化～
(13) デジタル等新技術活用	～デジタル等新技術による強靱化施策の高度化～

2 施策分野ごとの強靱化の推進方針

上記の13の施策分野ごとの推進方針及びKPI※（重要業績指標）を以下に示します（「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針は「別紙3「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針」に示します）。

これらの推進方針は、7つの目標に照らして必要な対応を施策分野ごとにとりまとめたものではありませんが、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため施策の推進にあたっては適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮します。

また、施策の推進にあたっては、国・県と連携して中・長期的に取り組むとともに、「公助」と適切に連携しつつ、「自助」・「共助」による災害対応力の強化を図り、市域の強靱化に資する対策を推進していきます。

※KPI：Key Performance Indicator の略、推進方針ごとの進捗状況を検証するために設定する指標

2.1 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

○災害対策拠点及び防災拠点（広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点）、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受け入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋梁等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める。

(孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保)

○孤立予想地域に通じる市道等、道路ネットワークの確保による防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

(基幹的な道路ネットワークの確保)

○東西・南北の道路ネットワークが分断しないよう、災害直後から有効に機能する主要な幹線道路ネットワークの整備を図る。
○災害時、他市町・他県からの支援の受け入れや支援を中継するため、引き続き、道路ネットワークの機能強化を図る。

(公共交通ネットワークの確保)

○JR線、長良川鉄道、東鉄バス、タクシーやコミュニティバス「あい愛バス」を活用し、地域公共交通の維持及び活性化を図る。
○移動ニーズに応じた柔軟で効率的な移動手段として AI デマンド交通システムの導入を検討する。

(道路施設の維持管理)

○舗装・橋梁・トンネル等の道路施設については、老朽化が進行しており、計画的な耐震化・長寿命化対策に取り組む。

(地域を繋ぐ道路ネットワークの確保)

○地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が重要であるため、歩道整備、防護柵設置、路面着色といった交通安全対策を含め、道路ネットワークの着実な整備を行う。
○大規模な浸水や土砂災害が発生した場合でも、地域を繋ぐ道路ネットワークを確保するため、治山・治水、土砂災害対策を着実に進める。

(道路ネットワークの整備)

○災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、主要な幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークを確保する。

(無電柱化対策の推進)

○大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、新設電柱の占用を制限するなど、緊急輸送道路や避難路となる路線の無電柱化対策の推進を図る。

(運輸事業者の災害対応力強化)

○大規模災害時においては、運輸事業者による緊急・救援輸送や早急な運行再開が図られるよう取組を進める。また、物流・旅客輸送分野では、人材不足が顕著化するなど、事業者を取り巻く環境も変化していることから、平時から様々な面において支援を図る。

(交通事業者の災害対応力強化)

- 暴風雨等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避するため、国土交通省がとりまとめた「鉄道の計画運休のあり方」を踏まえつつ、県や事業者等との情報共有や連絡体制の確認を引き続き行う。
- 災害時には、地域公共交通事業者が被災し、地域交通網の確保等への影響が想定されるため、情報共有をより密に行い、関係事業者間の協力・連携強化を図る。

KPI (重要業績指標)

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
(公共交通ネットワークの確保)		
「あい愛バス」の利用者数<まちづくり課>	159,280 人	200,000 人
(道路施設の維持管理)		
15m以上の橋梁の補修率<土木課>	45.5% (10 橋)	100% (22 橋)
(道路ネットワークの整備)		
幹線市道の整備率(事業実施中の路線) <土木課> (下則友南坂線、笠屋敷田畑線、スカイロード2号線)	81.7%	100%
ICを結ぶアクセス道路の整備率<土木課> (スカイロードインター線)	0%	100%

2.2 地域保全 ～河川、砂防、治山、治水等対策～

(総合的な水害対策の推進)

- 気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムの整備を促進する。
- 水害の発生頻度を低下させ、財産や暮らしを守るため、国・県・市管理の河川改修等のハード施設整備を計画的に推進するとともに、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進するなど、あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」を推進する。
- 水害発生を迅速に把握するための情報収集をするとともに、関係機関及び関係者に情報を迅速に発信し、災害対策対応を整備する。
- 加茂川での浸水被害に対して、加茂川総合内水対策事業として種々のハード事業、ソフト事業を進めてきたところである。引き続き土地利用規制や警戒避難体制等を強化していくとともに避難路の整備を推進する。

○学校施設等の浸水、特に木曾川沿いに位置する太田小学校は、集中豪雨等による長期の浸水への対策を推進する。

(総合的な土砂災害対策の推進)

○県の土砂災害警戒区域の見直し状況を踏まえ、県と連携して総合的・計画的な土砂災害対策事業を実施する。

○土砂災害により人命等に危害が及ぶおそれがある箇所において急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進する。特に、要配慮者利用施設、避難所を保全する箇所、さらには防災拠点や集落などを保全する箇所のハード対策を重点的に実施する。

○山之上小学校、蜂屋小学校、伊深小学校、三和小学校の4校、三和交流センター及び三和連絡所の周辺は、一部、山林等に近接するため、土砂災害の危険性があることから対応策を行う。

(緊急輸送道路ネットワークの確保) [再掲]

○災害対策拠点及び防災拠点（広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点）、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受け入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋梁等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める。

(孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保) [再掲]

○孤立予想地域に通じる市道等、道路ネットワークの確保による防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

(地域を繋ぐ道路ネットワークの確保) [再掲]

○地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が重要であるため、歩道整備、防護柵設置、路面着色といった交通安全対策を含め、道路ネットワークの着実な整備を行う。

○大規模な浸水や土砂災害が発生した場合でも、地域を繋ぐ道路ネットワークを確保するため、治山・治水、土砂災害対策を着実に進める。

(道路ネットワークの整備) [再掲]

○災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、主要な幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークを確保する。

(新丸山ダムの整備促進)

○気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムの整備を促進する。

(河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策)

○多くの河川構造物及び砂防施設等が確実に機能するよう制御不能な二次災害を発生させないために適切な整備・維持管理を行う。

(大規模盛土造成地対策の実施)

○大規模盛土造成地調査の結果を踏まえ、ランクの評価に基づき対策を講じていく。

(総合的な治水対策)

○地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れないようにするため、河川等のハード対策を重点的に実施する。

(文化財等の保護対策の推進)

○地域の文化財を適切に保存するため、平時から文化財の種類や立地する環境を考慮した上で、防火対策や老朽化対策、耐震調査・耐震補強等への支援、また、未指定を含む文化財の把握を進める。また、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして継続的に収集保管し、アーカイブ化を進める。

○生活・民族文化を継承するためには、地域コミュニティの維持・活性化が重要となることから、地域の活性化に向けた効果的な取組を推進する。

○被災地における地場産業の早期復興を支援するための取組を検討する。

(地域防災力の強化)

○市民に対する防災講習や地域での防災訓練の開催、防災リーダーの育成等により、防災意識の向上と地域防災力の強化を図り、自助・共助・公助が一体となった防災体制の形成を図っていく。

(液状化・地盤沈下対策の推進)

○地盤沈下の状況を把握し、その未然防止を図るため、地盤沈下状況の調査・観測を引き続き実施する。

○液状化が発生する危険性がある地域や液状化対策工法などについて、防災イベント等の機会を通じて、広く市民に啓発する。

KPI (重要業績指標)

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
(総合的な水害対策の推進)		
加茂川総合内水対策区域の床上浸水戸数<都市計画課> (注)H23.9月の加茂川内水はん濫による床上浸水家屋数(最大)9戸	5戸	0戸
(総合的な土砂災害対策の推進)		
急傾斜地崩壊危険区域内の整備率(東平地区)<土木課>	41.7%(5戸)	91.7%(11戸)
(道路ネットワークの整備)		
幹線市道の整備率(事業実施中の路線)<土木課> (下則友南坂線、笠屋敷田畑線、スカイロード2号線)	81.7%	100%
ICを結ぶアクセス道路の整備率<土木課> (スカイロードインター線)	0%	100%
(地域防災力の向上)		
防災関連事業への参加者数<防災安全課>	6,774人	12,100人

2.3 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～

(農地の活用)

○災害に強いまちづくりを目指し、災害被害を軽減する役割を果たす防災上重要な農地の保全等を総合的、計画的に推進する。

(農業施設の排水機能確保)

○農地のたん水による被害の防除のために、普通河川の改修、農業用施設の整備及び土地改良施設の対策を推進する。

(農業用ため池の防災対策の推進)

○農業用ため池は、災害時に住宅及び農業用施設等に及ぼす被害を未然に防止するため老朽化対策や耐震化、ハザードマップの作成・周知、管理体制の強化やため池の耐震化など、ハード・ソフトを組み合わせた取組を推進する。

(災害に強い森林づくり)

○森林の保全や水源涵養、生態系保全など多面的機能を高める適正な森林環境に努める。
○崩壊や土砂流出の危険が高い箇所を、的確に現状把握するとともに、緊急性の高いものから優先的に対策を進める。

(総合的な水害対策の推進) [再掲]

○気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムの整備を促進する。

(砂防・治山施設等の整備促進)

○砂防施設の老朽化が進んでいることから、計画的な維持管理を行う。
○山間部においては、治山事業により水源の涵養や斜面の崩壊を防ぐための森林の整備や荒廃地再生等を積極的に進めるなど、防災施設の適正な維持管理を行う。
○土砂災害対策として、県が行う治山事業に協力するとともに、未整備地区の早期整備を要請する。

(流木対策)

○大量の流木の流出が想定される流域など下流への被害の拡大が懸念される流域において、流木の捕捉効果を高めるための砂防事業の促進を図る。

(農業水利施設の老朽化対策)

○安定した食料供給に向け、基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

(農林道の整備)

○地域交通ネットワークの強化のため、計画的に農・林道の整備や農・林道橋の耐震対策、避難路や代替輸送路機能の確保を推進する。

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

○農村地域において、農地が有する保水効果など地域保全機能を維持するため、農地や農業水利施設等の保全管理につながる取組を継続する。

(林野火災対策の推進)

○林野火災の発生防止に向けて、関係機関との連携を強化するとともに、住民に向けて火の適切な取り扱いに関する啓発活動を徹底する。

KPI（重要業績指標）		
指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
（農地の活用）		
農地を守る地域共同活動の促進（対象農地整備率）＜農林課＞	80.0% (256ha)	75.0% (240ha)
（農業用ため池の防災対策の推進）		
市が管理するため池の耐震化率＜農林課＞	5.0% (2池)	12.5% (5池)
（災害に強い森林づくり）		
里山整備事業における里山整備率＜農林課＞	68.9% (689ha)	87.3% (872ha)

2.4 都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～

（住宅・建築物等の耐震化・防火対策等の促進）

- 住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する支援を行うとともに、個別訪問、建築物耐震改修説明会等、様々な分野から普及啓発を実施する。
- 緊急輸送道路の機能確保のため、緊急輸送道路に隣接する建築物等について耐震化を図っていく。
- 社会福祉施設等は、災害時に必要な施設であることから助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を進める。
- 地震発生時における、電気に起因する火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及や住宅用火災警報器、住宅用消火器などの普及を推進する。
- 大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、関係機関と連携し吸水訓練及び放水訓練を実施し、大規模火災時に連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する。
- 良好な景観の形成と風致の維持や公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を適正に管理する。

（空家対策の推進）

- 空家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空家の利活用や特定空家の除却を進めるとともに、空家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、美濃加茂市空家等対策計画に基づき総合的な空家対策を推進する。

（市街地整備の促進）

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に危険な美濃太田駅周辺地区等の密集市街地については、延焼防止や緊急車両の通行を可能にする等の防災機能の向上を図るため、市街地再開発事業および駅前再開発道路などの面的整備を促進する。
- 立地適正化計画に基づき市街地内の誘導施策を推進する。

（無電柱化対策の推進） **[再掲]**

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、新設電柱の占用を制限するなど、緊急輸送道路や避難路となる路線の無電柱化対策の推進を図る。

(公園整備の推進)

- 公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的な整備を行う。
- 防災拠点に位置付けられている前平公園の計画的な整備を行う。
- 防災拠点に位置付けられている牧野ふれあい広場の計画的な整備を行う。

(公園施設の老朽化対策の推進)

- 老朽化した公園施設を「都市公園施設長寿命化計画」に基づき更新・整備を行う。

(総合的な水害対策の推進) [再掲]

- 気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムの整備を促進する。
- 水害の発生頻度を低下させ、財産や暮らしを守るため、国・県・市管理の河川改修等のハード施設整備を計画的に推進するとともに、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進するなど、あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」を推進する。
- 加茂川での浸水被害に対して、加茂川総合内水対策事業として種々のハード事業、ソフト事業を進めてきたところである。引き続き土地利用規制や警戒避難体制等を強化していくとともに避難路の整備を推進する。
- リバーポートパーク美濃加茂に代表される水辺を利用したまちづくりを積極的に進めるとともに、水辺の活用を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る。

(道路・橋梁の防災対策)

- 道路機能を確保するため、法面等危険箇所の対策を必要とする箇所を順次整備するとともに、市街地では延焼防止のための幅員確保と植樹帯の設置を推進する。
- 橋梁は、安全点検結果に基づいて補修・耐震工事が必要なものを順次整備する。

(避難所の防災機能・生活環境の向上)

- 避難所となる公共施設等の耐震化はもとより、非常用電源、空調設備、バリアフリー化、簡易トイレ、トイレカー、井戸の整備など避難施設の機能の充実や備蓄倉庫を整備し、外国人市民や避難行動要支援者等にも配慮した、多様な食料や日用品を備蓄した施設整備を推進する。また、避難所運営マニュアルを自主防災組織、施設管理者等との協議により整備し、実行性の向上を図る。
- 可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を促進する。
- 老朽化した指定避難所等の再整備や機能の充実を図る。
- 避難所における感染症等の発症予防及び異常の早期発見早期対応を保健と医療スタッフの連携により構築する。

(地域連携・互いの見守り)

- 中濃圏域全体を視野に入れた訓練を実施し、地域連携のあり方や総合的な視点をもって対策に取り組む。
- 自助・共助・公助の役割を明確にし、地域で連携して防災・減災に取り組む意識を醸成する。

(官民連携)

- 官民一体となって、それぞれが有するスキルやノウハウを活かし、安心安全な避難所設営や効率的・効果的な運営体制を構築する。

(被災住宅への支援)

- 被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する。
- 被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう市職員応援体制に基づく支援を行う。

(庁舎等の防災拠点機能の確保・活用)

- 移転が計画されている市役所庁舎について、災害時の受変電設備、非常用発電設備、幹線系統の浸水対策などに配慮していく。また、防災拠点のバックアップ施設として文化の森の非常用発電施設等を整備する。
- 公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治山・治水対策を着実に推進する。

(公共施設等の防災拠点機能の確保・活用)

- 災害時に応急活動の拠点や指定緊急避難場所等となる公園、学校などの施設について、適切な役割分担を図りながら、応急活動に必要な設備等を整備する。
- 今後予想される南海トラフの巨大地震等の大規模な災害発生時において円滑な初動活動及び応急対策を行うために、各種設備等を備えた地域防災拠点（救助活動拠点、地域内輸送拠点、ライフライン復旧活動拠点、防災公園）の整備を推進する。

(地籍調査の促進)

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査の計画的な促進を図る。

(水資源の有効活用)

- 気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、木曾川水系連絡導水路など水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストックを活用した水資源の有効活用を推進する。
- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効活用を推進する。
- 災害協力井戸制度により、災害時に地域の人に水を提供できる井戸をあらかじめ登録しておくことで、地域にある井戸を活用して災害時の生活用水を確保する。

(帰宅困難者対策の推進)

- 大規模災害時には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について広報するとともに、駅周辺での一時滞在のための避難所の開設を支援する。
- 本市は外国人市民比率が県内で最も高いことから、大規模災害時には外国人市民の帰宅困難者に対する対応策を講ずる。
- 大規模災害時には、保護者等の帰宅困難により児童生徒の引渡しに困難となるおそれがあり、対応策を講ずる。
- 業務継続計画（BCP）の策定の支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことや必要な物資の備蓄等を促すほか、大規模な集客施設等の管理者に対し、利用者の誘導體制の整備を促す。

(立地適正化計画の策定及び防災指針の作成推進)

- 防災機能強化の観点から、災害リスクの低い地域に医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの施設にアクセスできるまちづくりを進めるため、立地適正化計画の見直し及び防災指針を作成する。

(避難施設の確保)

- 災害に備え、指定緊急避難場所 55 施設及び指定避難所等（初期対応避難所、第一次避難所、第二次避難所、福祉避難所）を指定しており、引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップ等を活用して広報活動を行い、避難・退避場所の周知強化に努める。

(家具の固定、ブロック塀の除却推進)

- 家具の転倒防止対策、照明器具等の落下防止対策のほか、ブロック塀の安全対策、窓ガラス・外壁タイルの落下防止対策を推進する。

(防災教育の推進)

- 地域における災害対応力を高めることが重要であり、自治会加入の促進、自主防災組織の強化や防災リーダー、防災士の育成など、地域における既存の仕組み・人材を活用したリスクコミュニケーションの充実を図る。
- 「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、地震や水害、土砂災害のリスクについて各小学校区などにおいて、毎年、防災訓練とあわせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する。
- 水辺の活用を進め市民の水辺への意識を高めるかわまちづくり事業を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る。

(支援物資の供給等に係る防災拠点機能・広域連携体制の強化)

- 物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう実動訓練を継続的に実施する。
- 広域での防災対策強化のため他市町村との連携を推進する。

○災害時に地域防災拠点（公園、学校など）や広域的な防災拠点が利用できるよう、引き続きトイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置など防災機能を強化する。

（応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給）

○建設型応急住宅については、県と連携して建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体からの報告により供給能力等の把握をすることや、応急仮設住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する。

○応急仮設住宅を建設して確保することが困難な場合は、関係団体に協力を求め、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空家の把握に努め、迅速にあっせんできるように準備に努める。

○学校敷地に仮設住宅等を設置した場合の学校機能の低下に対する対応策を講ずる。

（文化財等の保護対策の推進） **[再掲]**

○生活・民族文化を継承するためには、地域コミュニティの維持・活性化が重要となることから、地域の活性化に向けた効果的な取組を推進する。

○被災地における地場産業の早期復興を支援するための取組を検討する。

（環境保全の推進）

○本市の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等の保全を推進する。

KPI（重要業績指標）

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
（住宅・建築物等の耐震化・防火対策等の促進）		
建築物耐震化率<都市計画課>	86.9%	95.0%
（空家対策の推進）		
危険空家等対策件数（除却、改修、保護等累計） <都市計画課>	35件	45件
（市街地整備の促進）		
市街地再開発事業（実施数）<都市計画課>	1事業	1事業
（公園整備の推進）		
都市公園整備事業実施率（件数）<土木課>	80.0%（4件）	100%（5件）
（総合的な水害対策の推進）		
加茂川総合内水対策区域の床上浸水戸数<都市計画課>	5戸	0戸
（避難所の防災機能・生活環境の向上）		
大型備蓄倉庫の設置率（箇所数）<防災安全課>	33.3%（2箇所）	66.7%（4箇所）
（地籍調査の促進）		
地籍調査委託事業実施率（%）<土木課> 実施済面積（工程換算面積）/全体計画面積	24.3%	28.5%
（水資源の有効活用）		
災害協力井戸の登録件数<防災安全課>	15件	21件
（家具の固定、ブロック塀の除却推進）		
老朽化したブロック塀の除去率（小中学校通学路）<都市計画課>	34.8%（49箇所）	63.8%（90箇所）

(防災教育の推進)		
自治会加入率（自主防災組織の強化）＜まちづくり課＞	48.6%	50.6%
防災士の資格取得者数＜防災安全課＞	200人	260人
公立小中学校における防災教育実施率（人）＜学校教育課＞	100%	100%

2.5 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～

(救急医療体制の充実)

○救急ワークステーションなどにおいて、高度化する救急業務への対応や、救急現場における円滑な救急サービス・治療体制の確保を図る。

(災害医療体制の充実)

- 災害対策本部からの指示に備え、応急救護所に係る準備及び訓練を実施する。
- 市内の地域災害拠点病院である中部国際医療センターを含め、県内の基幹災害拠点病院（2施設）と市外の地域災害拠点病院（10施設）との連携体制を強化していく。
- 迅速な医療活動の実施による救命率の向上のため、救出・傷病者情報の共有、被災地への出動手段等、消防機関等と「災害派遣医療チーム（DMAT）」との連携について事前に検討するとともに、周知に努める。
- 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に必要な資機材や活動マニュアルを整備し、被災時に円滑に活動できる体制を構築する。

(公衆衛生体制の確立)

○避難所等における集団生活では、新型コロナウイルスなどの感染症が発症しやすい。また、エコノミークラス症候群や生活不活発病も懸念される。このため、水の備蓄、マスク等資材の確保や災害時に適切な行動が取れるよう環境整備や感染症対策等についての知識を啓発する。

(避難所の防災機能・生活環境の向上) [再掲]

- 避難所となる公共施設等の耐震化はもとより、非常用電源、空調設備、バリアフリー化、簡易トイレ、トイレカー、井戸の整備など避難施設の機能の充実や備蓄倉庫を整備し、外国人市民や避難行動要支援者等にも配慮した、多様な食料や日用品を備蓄した施設整備を推進する。また、避難所運営マニュアルを自主防災組織、施設管理者等との協議により整備し、実行性の向上を図る。
- 可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を促進する。
- 老朽化した指定避難所等の再整備や機能の充実を図る。
- 避難所における感染症等の発症予防及び異常の早期発見早期対応を保健と医療スタッフの連携により構築する。

(避難所の感染症対策)

○要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、「美濃加茂市避難所運営マニュアル」を踏まえた避難所の運営を推進する。

- 避難所等における新型コロナウイルスなどの感染症対策のため、ホテル・旅館等の活用、在宅避難や親戚・友人宅等への避難など避難所における密集状態の回避についての検討やマスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄などの対策を促進する。
- 避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報伝達の方策を検討していく。

(災害関連死の予防)

- 災害のフェーズに応じた保健師等による災害時保健活動を実践し、避難所の環境整備、避難所及び在宅避難者等への情報提供及び啓発、要配慮者の把握、健康相談及び医療の提供等について、メンタルケアも含めた健康管理を実施し、災害関連死の予防を図る。

(要配慮者支援の推進)

- 避難行動要支援者の内、家族等からの避難支援が得られない者の個別支援計画を自治会や自主防災組織などとの連携により策定する。

(帰宅困難者対策の推進) [再掲]

- 大規模災害時には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について広報するとともに、駅周辺での一時滞在のための避難所の開設を支援する。
- 本市は外国人市民比率が県内で最も高いことから、大規模災害時には外国人市民の帰宅困難者に対する対応策を講ずる。
- 大規模災害時には、保護者等の帰宅困難により児童生徒の引渡しに困難となるおそれがあり、対応策を講ずる。
- 業務継続計画（BCP）の策定の支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことや必要な物資の備蓄等を促すほか、大規模な集客施設等の管理者に対し、利用者の誘導體制の整備を促す。

(医療・福祉・介護人材の育成・確保)

- 高齢化が進展する中、引き続き計画的な医療・福祉・介護といった人材の育成・確保に平時から取組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備等により、医療・福祉・介護人材の災害対応力の連携・強化を図り、災害時に医療・介護の絶対的不足による被害の拡大を生じないようにしていく。

(社会福祉施設等への支援)

- 社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、今後も現状にあわせた防災計画の見直しや業務継続計画（BCP）策定、連携体制の強化に努める。

KPI (重要業績指標)

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
(災害医療体制の充実)		
救護所開設訓練の開催(災害拠点病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、消防・警察、美濃加茂市等) <健康課>	1回	1回
(避難所の防災機能・生活環境の向上)		
大型備蓄倉庫の設置率(箇所数) <防災安全課>	33.3% (2箇所)	66.7% (4箇所)

(要配慮者支援の推進)		
避難行動要支援者に対する個別支援計画の策定率<福祉課>	41.5%	70.0%

2.6 産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～

(企業誘致の推進)

○東海環状自動車道、国道などの広域幹線道路による交通利便性を活かし、首都圏等に立地する本社機能等の移転促進、企業誘致に向けた取組を図る。

(BCP等の策定支援)

○市内企業における業務継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画策定への啓発や支援を行い、業務継続計画策定及び事業継続力強化を促進する。

(観光の振興)

○ぎふ清流里山公園や太田宿中山道会館、みのかも健康の森、リバーポートパーク美濃加茂などの観光施設があり、適切な維持管理・機能拡充を行う。また、名古屋市から30km圏内と至近距離にあることから、日帰り型観光が中心であり、帰宅困難者対策などの災害対策を進める。

KPI（重要業績指標）

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
(企業誘致の推進)		
IC周辺地区等の企業立地件数<都市計画課>	2件	7件
(BCP等の策定支援)		
業務継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の策定支援事業所数<商工観光課>	22事業所	50事業所

2.7 ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～

(防災行政無線、広報車巡回の強化)

○防災行政無線については、デジタル化の新技术を活用し機能拡充を進めるとともに長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、広報車による巡回広報など代替手段についても検討を行う。

(防災教育の推進) [再掲]

○地域における災害対応力を高めることが重要であり、自治会加入の促進、自主防災組織の強化や防災リーダー、防災士の育成など、地域における既存の仕組み・人材を活用したリスクコミュニケーションの充実を図る。

○「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、地震や水害、土砂災害のリスクについて各小学校区などにおいて、毎年、防災訓練とあわせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する。

○水辺の活用を進め市民の水辺への意識を高めるかわまちづくり事業を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る。

(情報伝達ツールの多重化)

- ICT 技術の活用や防災ラジオにより情報収集・伝達体制の強化を進める一方で、多くの市民に携帯電話やインターネットが普及している現在では、これを利用して防災情報の効果的・積極的な活用を推進する。

(下水道施設の整備・保全)

- 災害時において下水道施設等が寸断されると、二次災害の発生、応急対策の遅延等極めて広範囲に影響を及ぼすことが懸念されるため、施設の耐震性や耐水性の確保に努める。
- 木曾川・加茂川の氾濫に加え、内水量増加による雨水ポンプ場・ゲート機場の機能不全による浸水長期化への対策や雨水管渠整備を推進する。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- 水道施設は、取水、配水施設、管路等の耐震性の強化や応急バックアップ機能の強化、広域応援体制の確保を進めるとともに飛騨川や上流部の濁水等による断水対策の強化などを計画的に推進する。
- 水道施設における耐震化の現状を周知し、特に、医療機関及び避難所などの緊急時給水拠点となる施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施していく。
- 衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要で下水道施設の耐震化、老朽化対策を促進する。

(水道施設の整備・保全)

- 水道水の安定供給と二次災害防止のため、取水、配水施設、管路等の耐震性の強化や応急バックアップ機能の強化、広域応援体制の確保などを計画的に推進する。

(水源の多元化)

- 災害時の水道水の安定供給を図るため、県営水道のバックアップ管による供給ができるように協議を進める。

(業務継続体制の整備)

- 被災時に備え、職員の安否・参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の選定等について、引き続き維持する。
- 災害時に必要な業務の継続、あるいは業務基盤を早期に立ち上げるための業務継続計画（BCP）の実効性を高めていく。

(大規模停電対策の推進)

- 暴風に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、県、市、電気事業者が連携して事業計画を作成し危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する。

(上下水道施設の災害時応援体制の確保)

- 上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する。また、公益社団法人日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。
- 災害復旧の迅速化等に向け、汚水処理に関する業務を行う関係団体との災害時応援協定に基づき、県、市町村及び関係団体との共同防災訓練を実施する。

(避難計画策定の促進)

- 洪水浸水想定区域図や水害危険情報図等により洪水時のリスクを認識するなど、平常時からリスクに備えるとともに、住民の防災意識を向上させるなど避難体制の整備を支援する。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、要配慮者施設の避難確保計画を策定する。

(総合的な土砂災害対策の推進) [再掲]

- ハード対策で対応できない箇所については、県と連携して立地規制等を行うとともに、住民に対してハザードマップで示された土砂災害警戒区域の周知や土砂災害警戒情報が発令された時の個々の行動について防災訓練等を通じて確認するよう努める。
- 土砂災害特別警戒区域にある建築物について建替時に安全な区域へ移転してもらうための市独自の助成制度をより活用しやすい制度にしていく。

(外国人市民向け情報提供手段の強化)

- 本市は外国人市民比率が県内で最も高いことから、外国人市民向け情報提供手段として、避難情報の多言語化及び情報発信方法の整備等の取組を促進する。

(災害用伝言ダイヤルの普及促進)

- 被災者が安否確認する重要な通信手段として、通信会社と連携して災害用伝言ダイヤル（171）の普及促進を図る。

(防災情報通信システムの維持管理)

- 災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、災害時においても確実に運用できるよう適正に維持管理を行う。

(輸送拠点の整備)

- 県外からまたは市町村域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための一時集積配分拠点の整備を図る。
- 防災拠点に位置付けられている牧野ふれあい広場の計画的な整備を行う。

(孤立集落の発生に備えた通信手段・防災備品等の確保)

- 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段を確保する。
- 孤立地域内での生活が維持できるように、各自が食料品等の備蓄や応急給水体制の整備などを促進する。

(自然エネルギーの活用)

○ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、民間発電施設との連携強化や代替機能を確保するため、避難所、その他公共施設への自然エネルギーを活用した電力の確保を図る。

(農業集落排水施設の機能保全)

○農業集落排水施設については、汚水処理施設の機能確保のため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施しており、引き続き計画的に推進する。

(ライフラインの代替機能の確保)

○ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、井戸水による生活水の確保、簡易トイレの備蓄、応急給水用資機材等（給水タンク、給水車等）の整備、ガスの応急復旧による供給などの代替機能の確保を図る。

(電気事業者の災害対応力強化)

○大規模災害に伴う電力の長期供給停止を発生させないため、災害を想定した訓練を引き続き実施していくとともに、他電気事業者から受け入れた応援要員の早期稼働、迅速なドローンの活用に向けた運用整備、復旧作業に注力できる支援体制の整備など、早期復旧のための体制を強化する。

(情報通信事業者の災害対応力強化)

○災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、通信事業者や県・市等関係機関との連携体制の強化を図る。

(ガス事業者の災害対応力強化)

○都市ガスについては、引き続き耐震性に優れたガス管への取換えを計画的に推進する。
○災害時にガス供給を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や市町村等関係機関との連携体制の強化を図る。

KPI (重要業績指標)

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
(防災教育の推進)		
自治会加入率（自主防災組織の強化）＜まちづくり課＞	48.6%	50.6%
防災士の資格取得者数＜防災安全課＞	200人	260人
公立小中学校における防災教育実施率（人）＜学校教育課＞	100%	100%
(下水道施設の整備・保全)		
特定環境保全公共下水道整備事業（雨水）今排水区の整備率 ＜上下水道課＞	64.7% (28.5ha)	83.4% (11.6ha)
特定環境保全公共下水道整備事業（雨水）小山排水区の整備率 ＜上下水道課＞	64.7% (28.5ha)	97.5% (42.2ha)
(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)		
汚水マンホールポンプ設備更新整備率＜上下水道課＞	43.7% (28箇所)	100% (94箇所)
(水道施設の整備・保全)		
上水道耐震管の整備率＜上下水道課＞	14.9% (87.5km)	18.0% (104.3km)

2.8 行政機能 ～公助の強化～

(防災マップの周知)

○全戸配布されている地震防災マップ（震度分布、建物・液状化危険度）、ハザードマップ（避難所マップ付）、ため池ハザードマップ等の見方やハザードマップウェブ版や使い方を市民に周知する。

(消防力の強化)

○適切な消防活動が迅速に行えるように、当市を管轄する可茂消防事務組合消防本部及び消防団の消防資機材の整備充実、高度救助用資機材の整備など、消防力の強化を図る。

(初期消火対策)

○災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、防火知識の普及と初期消火等一般的な消火技術の修得について、関係機関との協力による火災予防訓練や自主防災組織等による消火器取扱訓練等の啓発活動を行う。

(避難計画策定の促進) [再掲]

○洪水浸水想定区域図や水害危険情報図等により洪水時のリスクを認識するなど、平常時からリスクに備えるとともに、住民の防災意識を向上させるなど避難体制の整備を支援する。

○高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、要配慮者施設の避難確保計画を策定する。

(総合的な土砂災害対策の推進) [再掲]

○ハード対策で対応できない箇所については、県と連携して立地規制等を行うとともに、住民に対してハザードマップで示された土砂災害警戒区域の周知や土砂災害警戒情報が発令された時の個々の行動について防災訓練等を通じて確認するよう努める。

○土砂災害特別警戒区域にある建築物について建替時に安全な区域へ移転してもらうための市独自の助成制度をより活用しやすい制度にしていく。

(要配慮者支援の推進) [再掲]

○災害時の要配慮者（高齢者や障がいのある人など）の安全確保を図るため、避難経路、移送手段等の事前確認を行うほか、情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりなど地域ぐるみの取組を推進する。

○避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援等関係者に提供するほか、関係機関の協力を得て洪水時または土砂災害に係る避難確保計画の作成を支援する。

○避難行動要支援者の内、家族等からの避難支援が得られない者の個別支援計画を自治会や自主防災組織などとの連携により策定する。

(支援物資の供給等に係る防災拠点機能・広域連携体制の強化) [再掲]

○物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう実動訓練を継続的に実施する。

- 広域での防災対策強化のため他市町村との連携を推進する。
- 災害時に地域防災拠点（公園、学校など）や広域的な防災拠点が利用できるよう、引き続きトイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置など防災機能を強化する。

（受援体制・広域連携の強化）

- 災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、引き続き国、県、隣接市町等との連携の強化を図る。
- 災害時に、市外から救援物資や自衛隊、警察、消防等の応援部隊の受け入れ体制を確立するとともに、受援または支援体制の実効性の確保・向上を図る。
- 応援職員等の役割や受け入れオペレーション（体制、執務室、宿泊場所、女性への配慮等）の明確化による受援体制の強化を図る。

（住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化）

- 住民主体での避難行動を促進するため、各種防災情報や避難情報を一元的にわかりやすく提供し、災害時だけでなく平時から広く活用されるよう更なる周知に取り組むとともに、発信する情報の充実や、様々な手段での情報発信を進める。
- 災害時に避難情報等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、「すぐメールみのかも」や市 LINE 公式アカウント（スマホ市役所）等の SNS を活用した情報発信など情報伝達を強化する。
- 河川の監視において水位計やカメラを活用し、住民への情報伝達の強化を進める。
- 水防団、消防団等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について、水防団と連携し、出水時に異常があった場合の関係者間の連絡体制、水防団の作業体制や工法等を確認する。
- 道路交通の混乱を回避することや、緊急車両等の円滑な通行を可能とするため、発災時における通行規制情報について、インターネット等の各メディア、道路交通情報センター等を活用し、道路通行規制情報をわかりやすく提供する。
- 防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化を検討する。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報などアナログ手法に加え、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた代替手段も検討する。
- 平時における聴覚障がい者への意思疎通支援のため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者を養成してきたが、これらの人材が災害時においても対応できるよう、意思疎通支援事業の実施や現任者のスキルアップ研修を実施するなど従事者の資質向上を促進する。
- 音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Net119 緊急通報システム」について周知を図る。

○学校が避難所になった際の情報伝達の方法の不備が懸念されることから、その対策を行う。

(切れ目のない被災者生活再建支援)

○被災者が、被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援を受けることができるよう、被災者に対する生活支援情報を発信する。

○避難者等が、一人ひとりの事情や状況に応じて適切な支援が受けられるよう、避難者等一人ひとりに着目した支援に取り組む。こうした支援は、被災者が抱える様々な課題に対応するための専門性が求められることから、「災害ケースマネジメント」の考え方を取り入れ、関係者間での支援のあり方について議論を深め、災害時に機能する体制を構築していく。

(迅速な災害復旧体制の整備)

○水害・土砂災害や大規模災害等により公共施設が被災した際、復旧工法の早期立案を支援する災害復旧支援隊（DRS）や災害査定前着工、工場であらかじめ製造されたプレキャスト製品を積極的に活用するとともに、新技術を活用し災害査定の高効率化を図るなど、早期復旧に向けた取組を推進する。

(非常用物資の備蓄促進)

○家庭等における備蓄は、災害発生後3日分の自主的な備蓄促進の啓発に取り組むとともに、市の公共備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化を促進する。

○発災時は、学校給食が停止するおそれがあることから、給食用の食料・飲料水の備蓄を推進する。

(消防団員等人材の確保・育成)

○短期的・局地的豪雨等による自然災害が頻発するとともに、南海トラフ地震の発生も危惧される中、複雑・多様化する災害への消防職員及び消防団員等の対応能力を高めるための教育環境を整備する。

(災害対応力強化のための資機材整備)

○市内の防災備蓄倉庫への災害用装備資機材の配備増強、更新を図るほか、大型備蓄倉庫や指定避難所に隣接した避難所用備蓄倉庫などの整備を図る。

(庁舎等の防災拠点機能の確保・活用) [再掲]

○移転が計画されている市役所庁舎について、災害時の受変電設備、非常用発電設備、幹線系統の浸水対策などに配慮していく。また、防災拠点のバックアップ施設として文化の森の非常用発電施設等を整備する。

○公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治山・治水対策を着実に推進する。

○分庁舎においては、非常電源（自家発電）設備がないことへの対応策を講ずるとともに庁外の関係機関との連携を講ずる。

○庁舎等の防災拠点機能を確保するため、警察機能と連携する。

○大規模災害時には、庁内各部署の連携や庁内の総合調整への対応策を講ずる。

(公共施設等の防災拠点機能の確保・活用) [再掲]

- 災害時に応急活動の拠点や指定緊急避難場所等となる公園、学校などの施設について、適切な役割分担を図りながら、応急活動に必要な設備等を整備する。
- 今後予想される南海トラフの巨大地震等の大規模な災害発生時において円滑な初動活動及び応急対策を行うために、各種設備等を備えた地域防災拠点（救助活動拠点、地域内輸送拠点、ライフライン復旧活動拠点、防災公園）の整備を推進する。

(災害初動対応力の強化)

- 災害対応に従事する市職員の対応力を高めるため、ドローンや情報連絡員用タブレットなど新たに導入した資機材の活用方法の確認を含め、訓練または研修を実施し、対応手順の習熟を図る。
- 大規模災害発生時に、国や県に対し円滑に職員の応援要請が行えるよう、災害支援の経験や教訓を活かした受援ニーズの共有・調整を図るための仕組みについて検討する。

(業務継続体制の整備) [再掲]

- 被災時に備え、職員の安否・参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の選定等について、引き続き維持する。
- 災害時に必要な業務の継続、あるいは業務基盤を早期に立ち上げるための業務継続計画（BCP）の実効性を高めていく。

(浄水場、処理場、配水池等の供給途絶への対策推進)

- 大規模災害時に浄水場、処理場、配水池等における必要な薬品、部材等の流通が途絶することへの対応策を講ずる。また、下水道処理場の汚泥搬出停止により処理水質が低下することへの対応策を講ずる。

(備蓄の推進)

- 防災備蓄倉庫（8 地区）や大型備蓄倉庫を設置して災害時に必要な資機材を備蓄しており、今後はさらに、指定避難所に隣接した避難所用備蓄倉庫を整備する。

(職員参集体制の確立)

- 美濃加茂市業務継続計画（BCP）に基づいて、引き続き、非常時優先業務を迅速かつ的確に執行するための職員の確保体制の維持、広域・市内部の応援要請等に努める。

(被害想定の見直し)

- 国、県による南海トラフ地震被害想定の見直し内容を踏まえた上で、市の被害想定の見直しを含め、現状の課題整理や今後取組むべき防災・減災対策の検討を推進する。

(災害に伴う事象の複数かつ同時発生時における対応力の強化)

- 災害時には、「孤立」や「救助・救急活動の遅れ」「物資の供給途絶」など、災害に伴う事象が複数かつ同時に発生することも想定した上で、平時から、国、県、近隣市町村、民間事業者等の様々な関係機関と連携した取組を進める。

○大規模災害発生時に孤立地域が発生した場合には、孤立地域に対する迅速な支援が行えるよう、毎年度、孤立予想地域を調査するとともに、備蓄・資機材の充実を促進する。また、当該調査の結果を関係機関とも共有した上で、実施的な訓練を継続して実施する。

(複合災害への対応力の強化)

○大雨により土砂災害や洪水による被害が発生する中での台風の接近や、大雪が続く中での地震の発生といった、様々な複合災害を想定した図上訓練を引き続き実施し、効率的な情報の集約・分析や、早期復旧に向けた関係機関との優先復旧箇所の選定といった具体的な対策の立案など、複合災害への対応力の強化を図るとともに、訓練の結果を踏まえ、各種災害ごとの対応に用いる計画やマニュアル等の見直しを図る。

○災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員したことで後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意するとともに、限られた要因・資機材の投入判断や支援要請の早期判断について、あらかじめ関係する計画に定めておく。

(複合災害発生リスクの周知・啓発)

○令和6年能登半島地震からの復旧・復興が進められている地域において発生した河川の氾濫等による浸水被害や土砂災害なども踏まえ、命を最優先にした迅速な避難が行われるよう、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、市民に周知・啓発を図る。

○地震等の災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた際には、暫定基準に基づく避難指示の発令等を適切に行い、市民に対し通常基準との違いなどについて広く周知を図る。

(復興事前準備・事前復興の推進)

○「石川県創造的復興プラン」に基づく石川県の復興状況について注視するとともに、国のガイドラインや手引きを踏まえて、地域の特性に応じた復興まちづくりを計画的に進める。

○大規模災害からの復興に際して必要となる各種手続き等について、実際の運用事例やその判断基準を整理し、災害復旧を効率的・効果的に行うための取組・手順等について、事前に整理・検討する。

(緊急地震速報時の対応強化)

○全国瞬時警報システム(J-ALERT)で受信した緊急地震速報(推定震度5弱以上、猶予時間20秒以上)を防災行政無線等で市民に伝達するとともに、保育園及び学校等は緊急地震速報受配信システムにより受信し、館内放送をする。

○気象台から受理した地震情報及び震度情報ネットワークシステムから得られる震度情報のうち、必要な情報を住民等に伝達する。

(出火防止対策)

○南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策などについて、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で、近隣の人々と協力して行う救助活動等の実践的な防災教育を行う。

(ぎふ清流里山公園の防災拠点としての活用)

○ぎふ清流里山公園を災害時における防災拠点として利用できるようにしていく。

(孤立集落が発生した場合の応急給水不能への対応)

○長期にわたり孤立集落が発生した場合、応急給水の不能が懸念されることから対応策を講ずる。

(バックアップ体制の整備)

○大規模災害により、消防本部及び消防署の機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設を確保する。

(防災ヘリコプターの広域応援体制の整備)

○災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合には、広域かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

(広域連携の推進)

○県域を越えた広域相互応援、県内の応援要請及び応援活動など多重的な広域連携の強化を図る。

(災害時における食料供給体制の確保)

○家庭、地域、事業者等での自主的備蓄を推進するとともに、災害用非常食や生活物資等の調達、他市町村との相互応援協定や防災関係機関及び流通在庫等の保有業者との連携など迅速な供給を行う体制を今後も維持する。

(学校施設の避難所活用への対応)

○避難所としての学校施設の活用にあたっては、食料や物資の供給途絶、給食センターへの学校給食食材の供給途絶が懸念されることへの対応策を講ずる。

(災害対策用資機材の確保・充実)

○平時における防災備蓄倉庫や大型備蓄倉庫、避難所用備蓄倉庫などの災害対策用資機材の確保、点検を継続して災害に備える。

(応急危険度判定)

○建築士事務所協会と協力し、一般建築物の耐震性の向上について啓発するとともに、被災建物応急危険度判定マニュアル等に基づく地震災害時に被災建築物の応急危険度判定を速やかに行う体制を確立する。

(被害認定調査への効率化)

○被災者の生活再建支援に際し、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に理解を得るよう努める。

(TEC-FORCE との連携強化)		
○市が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）及び現地情報連絡員（リエゾン）の派遣や受け入れに係る体制の確立を図り、災害初動対応の充実に努める。		
KPI（重要業績指標）		
指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
(要配慮者支援の推進)		
民生児童委員活動推進事業（避難行動要支援者台帳提出者数） ＜福祉課＞	1,192 人	2,000 人
要配慮者利用施設の避難確保計画策定率＜防災安全課＞	62.3%（38 施設）	100%（61 施設）
(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)		
市 LINE 公式アカウント（スマホ市役所）、すぐメール等の登録者総数＜防災安全課＞	35,367 人	41,000 人
(消防団員等人材の確保・育成)		
消防団員の充足率＜防災安全課＞	98.0%（287 人）	100%（293 人）
(災害初動対応力の強化)		
職員初動対応訓練の実施回数（年間）＜防災安全課＞	1 回	1 回
避難所運営訓練実施率（年間）＜防災安全課＞	100%（8 地区）	100%（8 地区）

2.9 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～

(災害廃棄物対策の推進)

- 災害廃棄物が被災者の生活の支障にならないよう仮置場の設置訓練を実施するとともに事業者と連携し、処理先を確保する。また、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査を計画的に実施しておく。
- 災害時に備え、平時から市民・事業者・市が連携し、廃棄物の減量・処理や環境保全などに関する様々な講座やイベントなどの環境教育を推進する。

(河川に流出したごみ等の撤去)

- 河川の流水を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組にあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る。

(放射線モニタリング体制の確保)

- 福井県内の原子力発電所における原子力災害が発生した際に、本市における放射線の影響を適切に把握できるようにするため、国や県、関係機関と連携し、空間放射線量の適切なモニタリング体制を維持する。
- 平常時の環境放射線量等のデータを収集し、緊急時における対策のための基礎データとする。また、年間を通じ、測定データを市ホームページ等に掲載し、情報を公開する。
- 平常時及び緊急時においてモニタリングを行うために、放射線測定器を整備する。

(大気中の汚染物質の測定体制の充実)

○汚染物質の大気中への大規模放出が発生した場合に、迅速に覚知し、拡散防止対策が取れるよう県と連携し、体制の維持・強化に努める。

(危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査)

- 可茂消防事務組合と連携し、防火対象物の関係者に対し、防火等に関する専門的な知識、技術の指導あるいは施設に対する立入検査を行い、火災予防の指導を行う。
- 高圧ガス、火薬類、危険物等の管理者及び取扱者は、これらの管理に十分注意して災害により保管場所が危険となった時は、可茂消防事務組合、加茂警察署その他関係機関へ速やかに連絡するなど引き続き指導に努める。

(被災動物等の対策)

○災害発生時には、飼い主不明または負傷した被災動物（ペット等）が多数生じるとともに、多くの被災者が動物（ペット）を伴い避難所に避難してくることが予想されるため、県及び獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力・連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を講じる。

KPI（重要業績指標）

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
(災害廃棄物対策の推進)		
災害廃棄物の仮置場の設置訓練実施回数<環境課>	1回	1回

2.10 リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の最大化～

(避難施設の確保) [再掲]

○災害に備え、指定緊急避難場所 55 施設及び指定避難所等（初期対応避難所、第一次避難所、第二次避難所、福祉避難所）を指定しており、引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップ等を活用して広報活動を行い、避難・退避場所の周知強化に努める。

(地域連携・互いの見守り) [再掲]

- 中濃圏域全体を視野に入れた訓練を実施し、地域連携のあり方や総合的な視点をもって対策に取り組む。
- 自助・共助・公助の役割を明確にし、地域で連携して防災・減災に取り組む意識を醸成する。

(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化) [再掲]

- 水防団、消防団等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について、水防団と連携し、出水時に異常があった場合の関係者間の連絡体制、水防団の作業体制や工法等を確認する。
- 道路交通の混乱を回避することや、緊急車両等の円滑な通行を可能とするため、発災時における通行規制情報について、インターネット等の各メディア、道路交通情報センター等を活用し、道路通行規制情報をわかりやすく提供する。

- 学校が避難所になった際の情報伝達の方法の不備が懸念されることから、その対策を行う。
- 河川の監視において水位計やカメラを活用し、住民への情報伝達の強化を進める。
- 住民主体での避難行動を促進するため、各種防災情報や避難情報を一元的にわかりやすく提供し、災害時だけでなく平時から広く活用されるよう更なる周知に取り組むとともに、発信する情報の充実や、様々な手段での情報発信を進める。
- 災害時に避難情報等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、「すぐメールみのかも」や市 LINE 公式アカウント（スマホ市役所）等の SNS を活用した情報発信など情報伝達を強化する。

(情報伝達ツールの多重化) [再掲]

- ICT 技術の活用や防災ラジオにより情報収集・伝達体制の強化を進める一方で、多くの市民に携帯電話やインターネットが普及している現在では、これを利用して防災情報の効果的・積極的な活用を推進する。

(防災行政無線、広報車巡回の強化) [再掲]

- 防災行政無線については、デジタル化の新技术を活用して機能拡充を進めるとともに長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、広報車による巡回広報など代替手段についても検討を行う。

(外国人市民向け情報提供手段の強化) [再掲]

- 本市は外国人市民比率が県内で最も高いことから、外国人市民向け情報提供手段として、避難情報の多言語化及び情報発信方法の整備等の取組を促進する。

(防災教育の推進) [再掲]

- 地域における災害対応力を高めることが重要であり、自治会加入の促進、自主防災組織の強化や防災リーダー、防災士の育成など、地域における既存の仕組み・人材を活用したリスクコミュニケーションの充実を図る。
- 「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、地震や水害、土砂災害のリスクについて各小学校区などにおいて、毎年、防災訓練とあわせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する。
- 水辺の活用を進め市民の水辺への意識を高めるかわまちづくり事業を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る。

(住民主体での避難対策の強化)

- 風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事としてとらえ、あらかじめ避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取組を推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる。また、デジタル版「災害・避難カード」についても広く市民に普及していく。

(要配慮者支援の推進) [再掲]

- 災害時の要配慮者（高齢者や障がいのある人など）の安全確保を図るため、避難経路、移送手段等の事前確認を行うほか、情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりなど地域ぐるみの取組を推進する。

○避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援等関係者に提供するほか、関係機関の協力を得て洪水時または土砂災害に係る避難確保計画の作成を支援する。

(受援体制の整備)

○国、県、他市町村、防災機関、民間事業者等と災害応援協定の締結を推進し、実効性を高めるとともに、ノウハウや能力等を活用できる民間事業者等への理解と協力を努める。

(災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成)

○大規模災害発生時に個人ボランティアや NPO 等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、社会福祉協議会を中心として「災害ボランティアセンター活動マニュアル」の活動指針を基に、受入窓口の組織づくりやボランティアの組織化、情報ネットワーク体制の整備等を推進する。

○効果的なボランティア活動を推進するため、ボランティア、関係機関及び市との間での情報共有が重要で、ボランティア活動を統括する情報ネットワークシステムや活動拠点の整備を促進する。

○建設業界・上下水道業界など、行政と災害協定等を結んでいる民間企業・団体が労働者不足や労働者の被災により災害復旧に当たれないことへの対応策を講ずる。

(防災人材の育成・活躍促進)

○市内及び各地域で活躍できる防災士などの防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が自主防災組織等と連携を深め、それぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する。

(地域防災力の強化) [再掲]

○市民に対する防災講習や地域での防災訓練の開催、防災リーダーの育成等により、防災意識の向上と地域防災力の強化を図り、自助・共助・公助が一体となった防災体制の形成を図っていく。

(コミュニティ活動の担い手養成)

○地域のコミュニティ活動と防災活動を組み合わせること等により、災害の被害を予防、軽減するため自主防災組織の育成・活動を促進する。

○地域ごとの状況や地域の抱える課題に即した災害時の活動マニュアルの作成支援や出前講座等を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する。

KPI (重要業績指標)

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)		
市 LINE 公式アカウント (スマホ市役所)、すぐメール等の登録者総数 < 防災安全課 >	35,367 人	41,000 人
(防災教育の推進)		
自治会加入率 (自主防災組織の強化) < まちづくり課 >	48.6%	50.6%
防災士の資格取得者数 < 防災安全課 >	200 人	260 人
公立小中学校における防災教育実施率 (人) < 学校教育課 >	100%	100%

(要配慮者支援の推進)		
民生児童委員活動推進事業（避難行動要支援者台帳提出者） ＜福祉課＞	1,192 人	2,000 人
要配慮者利用施設の避難確保計画策定率＜防災安全課＞	62.3% (38 施設)	100% (61 施設)
(地域防災力の強化)		
防災関連事業への参加者数＜防災安全課＞	6,774 人	12,100 人

2.11 官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～

(支援物資の供給等に係る防災拠点機能・広域連携体制の強化) [再掲]

- 物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう実動訓練を継続的に実施する。
- 広域での防災対策強化のため他市町村との連携を推進する。
- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定の締結を推進するとともに、災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う。

(官民連携) [再掲]

- 物資供給、医療救護、緊急救援、応急復旧、救済者支援、新技術活用など、様々な観点から、関係団体・民間事業者との新たな災害時応援協定締結の検討を進める。
- 災害時において、各協定締結団体が迅速に活動できるよう、平時から「顔の見える」関係を構築する。

(非常用物資の備蓄促進) [再掲]

- 家庭等における備蓄は、災害発生後 3 日分の自主的な備蓄促進の啓発に取り組むとともに、市の公共備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化を促進する。
- 発災時は、学校給食が停止するおそれがあることから、給食用の食料・飲料水の備蓄を推進する。

(個人備蓄の推進)

- 災害発生後は生活物資等の入手が困難となる可能性があるため、3 日分の生活に必要な食料、飲料水、生活必需品等の自主的備蓄の推進を図る。

(受援体制の整備) [再掲]

- 国、県、他市町村、防災機関、民間事業者等と災害応援協定の締結を推進し、実効性を高めるとともに、ノウハウや能力等を活用できる民間事業者等への理解と協力に努める。

(救出救助に係る連携体制の強化)

- 自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携する訓練を引き続き実施、関係機関の連絡体制を強化する。
- 災害時には、安否不明者捜索・救出救助活動の効率化・円滑化を図るため、携帯電話事業者に対する要救助者の位置情報提供要請の積極的な活用を推進する。

(災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成) [再掲]

- 大規模災害発生時に個人ボランティアや NPO 等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、社会福祉協議会を中心として「災害ボランティアセンター活動マニュアル」の活動指針を基に、受入窓口の組織づくりやボランティアの組織化、情報ネットワーク体制の整備等を推進する。
- 効果的なボランティア活動を推進するため、ボランティア、関係機関及び市との間での情報共有が重要で、ボランティア活動を統括する情報ネットワークシステムや活動拠点の整備を促進する。
- 建設業界・上下水道業界など、行政と災害協定等を結んでいる民間企業・団体が労働者不足や労働者の被災により災害復旧に当たれないことへの対応策を講ずる。

KPI (重要業績指標)

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
(官民連携)		
民間事業者との防災協定締結数<防災安全課>	97 件	118 件

2.12 メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～

(住宅・建築物等の耐震化・防火対策等の促進) [再掲]

- 住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する支援を行うとともに、個別訪問、建築物耐震改修説明会等、様々な分野から普及啓発を実施する。
- 緊急輸送道路の機能確保のため、緊急輸送道路に隣接する建築物等について耐震化を図る。
- 社会福祉施設等は、災害時に必要な施設であることから助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を進める。

(公共施設等の耐震化、老朽化対策)

- 公共施設・インフラ施設の耐震化、老朽化対策については「個別施設計画（長寿命化計画）」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う。

(公園施設の老朽化対策の推進) [再掲]

- 老朽化した公園施設を「都市公園施設長寿命化計画」に基づき更新・整備を行う。

(道路施設の維持管理) [再掲]

- 舗装・橋梁・トンネル等の道路施設については、老朽化が進行しており、計画的な耐震化・長寿命化対策に取り組む。

(下水道施設の整備・保全) [再掲]

- 災害時において下水道施設等が寸断されると、二次災害の発生、応急対策の遅延等極めて広範囲に影響を及ぼすことが懸念されるため、施設の耐震性や耐水性の確保に努める。
- 木曽川・加茂川の氾濫に加え、内水量増加による雨水ポンプ場・ゲート機場の機能不全による浸水長期化への対策や雨水管渠整備を推進する。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進) [再掲]

- 水道施設は、取水、配水施設、管路等の耐震性の強化や応急バックアップ機能の強化、広域応援体制の確保を進めるとともに飛騨川や上流部の濁水等による断水対策の強化などを計画的に推進する。
- 水道施設における耐震化の現状を周知し、特に、医療機関及び避難所などの緊急時給水拠点となる施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施していく。
- 衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要で下水道施設の耐震化、老朽化対策を促進する。

(水道施設の整備・保全) [再掲]

- 水道水の安定供給と二次災害防止のため、取水、配水施設、管路等の耐震性の強化や応急バックアップ機能の強化、広域応援体制の確保などを計画的に推進する。

KPI (重要業績指標)

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
(住宅・建築物等の耐震化・防火対策等の促進)		
建築物耐震化率<都市計画課>	86.9%	95.0%
(道路施設の維持管理)		
15m以上の橋梁の補修率<土木課>	45.5% (10 橋)	100% (22 橋)
(下水道施設の整備・保全)		
特定環境保全公共下水道整備事業 (雨水) 今排水区の整備率 <上下水道課>	64.7% (28.5ha)	83.4% (11.6ha)
特定環境保全公共下水道整備事業 (雨水) 小山排水区の整備率 <上下水道課>	64.7% (28.5ha)	97.5% (42.2ha)
(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)		
汚水マンホールポンプ設備更新整備率<上下水道課>	43.7% (28 箇所)	100% (94 箇所)
(水道施設の整備・保全)		
上水道耐震管の整備率<上下水道課>	14.9% (87.5km)	18.0% (104.3km)

2.13 デジタル等新技术活用 ～デジタル等新技术による強靱化施策の高度化～**(防災行政無線、広報車巡回の強化) [再掲]**

- 防災行政無線については、デジタル化の新技术を活用し機能拡充を進めるとともに長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、広報車による巡回広報など代替手段についても検討を行う。

(情報伝達ツールの多重化) [再掲]

- ICT 技術の活用や防災ラジオにより情報収集・伝達体制の強化を進める一方で、多くの市民に携帯電話やインターネットが普及している現在では、これを利用して防災情報の効果的・積極的な活用を推進する。

(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化) [再掲]

- 防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化を検討する。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報などアナログ手法に加え、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた代替手段も検討する。
- 住民主体での避難行動を促進するため、各種防災情報や避難情報を一元的にわかりやすく提供し、災害時だけでなく平時から広く活用されるよう更なる周知に取り組むとともに、発信する情報の充実や、様々な手段での情報発信を進める。
- 災害時に避難情報等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、「すぐメールみのかも」や市 LINE 公式アカウント（スマホ市役所）等の SNS を活用した情報発信など情報伝達を強化する。

(住民主体での避難対策の強化) [再掲]

- 風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事としてとらえ、あらかじめ避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取組を推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる。また、デジタル版「災害・避難カード」についても広く市民に普及していく。

(避難所の防災機能・生活環境の向上) [再掲]

- 避難所等の公共施設において、災害時にも有効に機能する情報通信環境を確保するため、公衆 Wi-Fi の整備を進める。
- 災害発生時の迅速な避難所開設による初動対応の効率化のため、避難所等の公共施設において遠隔施設機能の整備を検討する。

(AI 技術の活用)

- 災害時には、SNS 上に被災者を装う悪質な投稿や、実在しない住所からの救助要請などの虚偽・デマ情報が流れる可能性があることを踏まえ、SNS 上に流通する様々な情報を AI なども活用して迅速に把握し、虚偽・デマ情報への注意喚起や正確な情報の発信を実施する。また、災害時の情報収集の方法や虚偽・デマ情報の危険性を平時から幅広く啓発する。
- 道路パトロール時の AI 映像解析によるデジタル測定データに基づく、予防保全的な道路の維持計画を作成する。
- 災害時における不審行動等の監視による治安維持、リアルタイムでの被災状況の把握による異常・要配慮者等の早期発見及び迅速な対応ができるよう、AI 防犯カメラの整備・活用を検討する。

(情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化)

- 多数の孤立地域が同時発生した際には、ヘリコプター等による空からの迅速な状況把握や物資輸送が有効であることから、ヘリコプターやドローン等で撮影した映像を迅速に災害対策本部で共有できる体制の構築を図るとともに、ヘリコプター離発着可能候補地の把握に向けた取組を推進する。

- 被災地域に支援を行う上で通信の確保は不可欠であることから、固定電話、携帯電話ともに使用できない場合の衛星携帯電話等の通信手段や、非常用電源の確保を推進する。また、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた通信手段の確保を検討する。
- ドローンや情報連絡用タブレットなど、新たに導入した資機材の活用方法の確認も含め、訓練や研修を実施し、職員による操作手順等の習熟を図ることで、被災状況を早期に把握できる体制を確保する。
- 被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組について、国・県の動向も踏まえつつ、導入に向けた調査・研究を推進する。
- 指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分離避難システム」を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築するとともに、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、市民に対して「分離避難システム」を広く周知し、災害時における活用を促していく。
- ドローンやレーザー技術等の遠隔点検技術や記録のデジタル化を推進し、道路・河川・作業施設の点検や被災状況の把握等を安全かつ効率的に実施する。

(文化財等の保護対策の推進) [再掲]

- 地域の文化財を適切に保存するため、平時から文化財の種類や立地する環境を考慮した上で、防火対策や老朽化対策、耐震調査・耐震補強等への支援、また、未指定を含む文化財の把握を進める。また、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして継続的に収集保管し、アーカイブ化を進める。

(公共交通ネットワークの確保) [再掲]

- 移動ニーズに応じた柔軟で効率的な移動手段として AI デマンド交通システムの導入を検討する。

KPI (重要業績指標)		
指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)		
市 LINE 公式アカウント (スマホ市役所)、すぐメール等の登録者総数 < 防災安全課 >	35,367 人	41,000 人

第6章 計画の推進

1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるには、施策の重点化を図る必要があります。

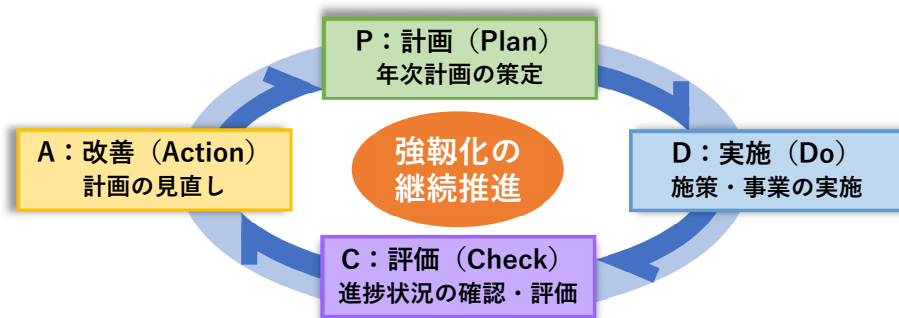
このため、脆弱性評価の結果を踏まえ、「効果の大きさ」や「緊急度・切迫度」などを総合的に勘案し、特に重点化すべき施策項目を次頁以降のとおり設定し、これにより施策の重点化を行い、毎年度の予算編成や国への施策提案に反映します。

なお、本計画に基づき、令和8年度以降において「重点化」の支援対象とする具体的な事業一覧は「別紙4」のとおりで、重点化施策項目は施策の進捗状況を踏まえ、適宜見直しを行います。

2 計画の進捗管理

本計画を適切に進捗・管理するために、本計画に示す推進方針を踏まえながら、各施策を具体化した強靱化に関する施策・事業等をアクションプランとしてとりまとめ、計画的に実施します。

本計画のアクションプランは毎年度終了ごとに進捗状況を確認することとし、併せて指標に基づく目標の達成状況の把握・検証を行い、PDCA サイクルを通じて計画を推進します。



3 計画の見直し

本計画については、今後の社会経済情勢の変化や、国及び県の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施します。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとします。

地域防災計画など国土強靱化に係る市の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図ります。

【重点化施策項目】

施策分野	推進する施策項目	
	【重点化施策項目】	
(1)交通・物流	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路ネットワークの確保 ・孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保 ・基幹的な道路ネットワークの確保 ・公共交通ネットワークの確保 ・道路施設の維持管理 ・地域を繋ぐ道路ネットワークの確保 ・道路ネットワークの整備 ・無電柱化対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・運輸事業者の災害対応力強化 ・交通事業者の災害対応力強化
(2)地域保全	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な水害対策の推進 ・総合的な土砂災害対策の推進 ・緊急輸送道路ネットワークの確保 [再掲1] ・孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保 [再掲1] ・地域を繋ぐ道路ネットワークの確保 [再掲1] ・道路ネットワークの整備 [再掲1] ・新丸山ダムの整備促進 ・河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模盛土造成地対策の実施 ・総合的な治水対策 ・文化財等の保護対策の推進 ・地域防災力の強化 ・液状化・地盤沈下対策の推進
(3)農林水産	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の活用 ・農業施設の排水機能確保 ・農業用ため池の防災対策の推進 ・災害に強い森林づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な水害対策の推進 [再掲2,4] ・砂防・治山施設等の整備促進 ・流木対策 ・農業水利施設の老朽化対策 ・農林道の整備 ・農地・農業水利施設等の適切な保全管理 ・林野火災対策の推進
(4)都市・住宅 ／土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物等の耐震化・防火対策等の促進 ・空家対策の推進 ・市街地整備の促進 ・無電柱化対策の推進 [再掲1] ・公園整備の推進 ・公園施設の老朽化対策の推進 ・総合的な水害対策の推進 [再掲2,3] ・道路・橋梁の防災対策 ・避難所の防災機能・生活環境の向上 ・地域連携・互いの見守り ・官民連携 ・被災住宅への支援 ・庁舎等の防災拠点機能の確保・活用 ・公共施設等の防災拠点機能の確保・活用 ・地籍調査の促進 ・水資源の有効活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者対策の推進 ・立地適正化計画の策定及び防災指針の作成推進 ・避難施設の確保 ・家具の固定、ブロック塀の除却推進 ・防災教育の推進 ・支援物資の供給等に係る防災拠点機能・広域連携体制の強化 ・応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給 ・文化財等の保護対策の推進 [再掲2,13] ・環境保全の推進
(5)保健医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療体制の充実 ・災害医療体制の充実 ・公衆衛生体制の確立 ・避難所の防災機能・生活環境の向上 [再掲4,13] ・避難所の感染症対策 ・災害関連死の予防 ・要配慮者支援の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者対策の推進[再掲4] ・医療・福祉・介護人材の育成・確保 ・社会福祉施設等への支援

【重点化施策項目】

施策分野	推進する施策項目	
	【重点化施策項目】	
(6)産業	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致の推進 ・BCP等の策定支援 ・観光の振興 	
(7)ライフライン ・情報通信	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、広報車巡回の強化 ・防災教育の推進 [再掲4,10] ・情報伝達ツールの多重化 ・下水道施設の整備・保全 ・上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進 ・水道施設の整備・保全 ・水源の多元化 ・業務継続体制の整備 ・大規模停電対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設の災害時応援体制の確保 ・避難計画策定の促進 ・総合的な土砂災害対策の推進 [再掲2,8] ・外国人市民向け情報提供手段の強化 ・災害用伝言ダイヤルの普及促進 ・防災情報通信システムの維持管理 ・輸送拠点の整備 ・孤立集落の発生に備えた通信手段・ 防災備品等の確保 ・自然エネルギーの活用 ・農業集落排水施設の機能保全 ・ライフラインの代替機能の確保 ・電気事業者の災害対応力強化 ・情報通信事業者の災害対応力強化 ・ガス事業者の災害対応力強化
(8)行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ・防災マップの周知 ・消防力の強化 ・初期消火対策 ・避難計画策定の促進 [再掲7] ・総合的な土砂災害対策の推進 [再掲2,7] ・要配慮者支援の推進 [再掲5,10] ・支援物資の供給等に係る防災拠点機能・ 広域連携体制の強化[再掲4,11] ・受援体制・広域連携の強化 ・住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化 ・切れ目のない被災者生活再建支援 ・迅速な災害復旧体制の整備 ・非常用物資の備蓄促進 ・消防団員等人材の確保・育成 ・災害対応力強化のための資機材整備 ・庁舎等の防災拠点機能の確保・活用 [再掲4] ・公共施設等の防災拠点機能の確保・活用 [再掲4] ・災害初動対応力の強化 ・業務継続体制の整備 [再掲7] ・浄水場、処理場、配水池等の 供給途絶への対策推進 ・備蓄の推進 ・職員参集体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害想定の見直し ・災害に伴う事象の複数かつ 同時発生時における対応力の強化 ・複合災害への対応力の強化 ・複合災害発生リスクの周知・啓発 ・復興事前準備・事前復興の推進 ・緊急地震速報時の対応強化 ・出火防止対策 ・ぎふ清流里山公園の防災拠点としての活用 ・孤立集落が発生した場合の 応急給水不能への対応 ・バックアップ体制の整備 ・防災ヘリコプターの広域応援体制の整備 ・広域連携の推進 ・災害時における食料供給体制の確保 ・学校施設の避難所活用への対応 ・災害対策用資機材の確保・充実 ・応急危険度判定 ・被害認定調査への効率化 ・TEC-FORCEとの連携強化
(9)環境	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川に流出したごみ等の撤去 ・放射線モニタリング体制の確保 ・大気中の汚染物質の測定体制の充実 ・危険物施設及び高圧ガス製造施設等 への立入検査 ・被災動物等の対策

【重点化施策項目】

施策分野	推進する施策項目	
	【重点化施策項目】	
(10) リスクコミュニケーション／防災教育 ・人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の確保 [再掲 4] ・地域連携・互いの見守り [再掲 4] ・住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化 [再掲 8,13] ・情報伝達ツールの多重化 [再掲 7,13] ・防災行政無線、広報車巡回の強化 [再掲 7,13] ・外国人市民向け情報提供手段の強化 [再掲 7] ・防災教育の推進 [再掲 4,7] ・住民主体での避難対策の強化 ・要配慮者支援の推進 [再掲 5,8] ・受援体制の整備 ・災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成 ・防災人材の育成・活躍促進 ・地域防災力の強化 [再掲 2] 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動の担い手養成
(11) 官民連携	<ul style="list-style-type: none"> ・支援物資の供給等に係る防災拠点機能・広域連携体制の強化 [再掲4,8] ・官民連携 [再掲4] ・非常用物資の備蓄促進 [再掲8] ・個人備蓄の推進 ・受援体制の整備 [再掲10] ・救出救助に係る連携体制の強化 ・災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成 [再掲10] 	
(12) メンテナンス ・老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物等の耐震化・防火対策等の促進 [再掲4] ・公共施設等の耐震化・老朽化対策 ・公園施設の老朽化対策の推進 [再掲4] ・道路施設の維持管理 [再掲1] ・下水道施設の整備・保全 [再掲7] ・上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進 [再掲7] ・水道施設の整備・保全 [再掲7] 	
(13) デジタル等 新技術活用	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、広報車巡回の強化 [再掲7,10] ・情報伝達ツールの多重化 [再掲7,10] ・住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化 [再掲8,10] ・住民主体での避難対策の強化 [再掲 10] ・避難所の防災機能・生活環境の向上 [再掲4,5] ・AI技術の活用 ・情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化 ・文化財等の保護対策の推進 [再掲2,4] ・公共交通ネットワークの確保 [再掲1] 	

別紙1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

1) あらゆる自然災害に対し、人命の保護が最大限図られる

1-1 巨大地震による住宅・建築物の複合的・大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う 甚大な人的被害の発生

(住宅・建築物等の耐震化・防火対策等の促進)

- 住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する支援を行うとともに、個別訪問、建築物耐震改修説明会等、様々な分野から普及啓発を実施する必要がある。
- 緊急輸送道路の機能確保のため、緊急輸送道路に隣接する建築物等について耐震化を図っていく必要がある。
- 社会福祉施設等は、災害時に必要な施設であることから助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を進める必要がある。
- 地震発生時における、電気に起因する火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及や住宅用火災警報器、住宅用消火器などを普及する必要がある。
- 大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、関係機関と連携し吸水訓練及び放水訓練を実施し、大規模火災時に連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する必要がある。
- 良好な景観の形成と風致の維持や公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を適正に管理する必要がある。

(公共施設等の耐震化、老朽化対策)

- 公共施設・インフラ施設の耐震化、老朽化対策については「個別施設計画（長寿命化計画）」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。

(空家対策の推進)

- 空家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空家の利活用や特定空家の除却を進めるとともに、空家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、美濃加茂市空家等対策計画に基づき総合的な空家対策を推進する必要がある。

(避難施設の確保)

- 災害に備え、指定緊急避難場所 55 施設及び指定避難所等（初期対応避難所、第一次避難所、第二次避難所、福祉避難所）を指定しており、引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップ等を活用して広報活動を行い、避難・退避場所の周知強化に努める必要がある。

(大規模盛土造成地対策の実施)

- 大規模盛土造成地調査の結果を踏まえ、ランクの評価に基づき対策を講じていく必要がある。

(市街地整備の促進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に危険な美濃太田駅周辺地区等の密集市街地については、延焼防止や緊急車両の通行を可能にする等の防災機能の向上を図るため、市街地再開発事業および駅前再開発道路などの面的整備を促進する必要がある。
- 立地適正化計画に基づき市街地内の誘導施策を推進する必要がある。

(無電柱化対策の推進)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、新設電柱の占用を制限するなど、緊急輸送道路や避難路となる路線の無電柱化対策の推進を図る必要がある。

(公園整備の推進)

- 公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的な整備を行う必要がある。
- 防災拠点に位置付けられている前平公園の計画的な整備を行う必要がある。
- 防災拠点に位置付けられている牧野ふれあい広場の計画的な整備を行う必要がある。

(公園施設の老朽化対策の推進)

○老朽化した公園を「都市公園施設長寿命化計画」に基づき更新・整備を行う必要がある。

(農地の活用)

○災害に強いまちづくりを目指し、災害被害を軽減する役割を果たす防災上重要な農地の保全等を総合的、計画的に推進する必要がある。

(防災マップの周知)

○全戸配布されている地震防災マップ（震度分布、建物・液状化危険度）、ハザードマップ（避難所マップ付）、ため池ハザードマップ等の見方やハザードマップウェブ版や使い方を市民に周知する必要がある。

(被害想定の見直し)

○国、県による南海トラフ地震被害想定の見直し内容を踏まえた上で、市の被害想定の見直しを含め、現状の課題整理や今後取組むべき防災・減災対策の検討を推進する必要がある。

(緊急地震速報時の対応強化)

○全国瞬時警報システム（J-ALERT）で受信した緊急地震速報（推定震度5弱以上、猶予時間20秒以上）を防災行政無線等で市民に伝達するとともに、保育園及び学校等は緊急地震速報受信システムにより受信し、館内放送をする必要がある。

○気象台から受理した地震情報及び震度情報ネットワークシステムから得られる震度情報のうち、必要な情報を住民等に伝達する必要がある。

(家具の固定、ブロック塀の除却推進)

○家具の転倒防止対策、照明器具等の落下防止対策のほか、ブロック塀の安全対策、窓ガラス・外壁タイルの落下防止対策を推進する必要がある。

(消防力の強化)

○適切な消防活動が迅速に行えるように、当市を管轄する可茂消防事務組合消防本部及び消防団の消防資機材の整備充実、高度救助用資機材の整備など、消防力の強化を図る必要がある。

(初期消火対策)

○災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、防火知識の普及と初期消火等一般的な消火技術の修得について、関係機関との協力による火災予防訓練や自主防災組織等による消火器取扱訓練等の啓発活動を行う必要がある。

(出火防止対策)

○南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策などについて、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で、近隣の人々と協力して行う救助活動等の実践的な防災教育を行う必要がある。

1-2 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

(総合的な水害対策の推進)

○気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムの整備を促進する必要がある。

○水害の発生頻度を低下させ、財産や暮らしを守るため、国・県・市管理の河川改修等のハード施設整備を計画的に推進するとともに、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進するなど、あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」を推進する必要がある。

○水害発生を迅速に把握するための情報収集をするとともに、関係機関及び関係者に情報を迅速に発信し、災害対策対応を整備する必要がある。

- 加茂川での浸水被害に対して、加茂川総合内水対策事業として種々のハード事業、ソフト事業を進めてきたところである。引き続き土地利用規制や警戒避難体制等を強化していくとともに避難路の整備を推進する必要がある。
- リバーポートパーク美濃加茂に代表される水辺を利用したまちづくりを積極的に進めるとともに、水辺の活用を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る必要がある。
- 学校施設等の浸水、特に木曽川沿いに位置する太田小学校は、集中豪雨等による長期の浸水への対策を推進する必要がある。

(総合的な治水対策)

- 地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れないようにするため、河川等のハード対策を重点的に実施する必要がある。

(下水道施設の整備・保全)

- 災害時において下水道施設等が寸断されると、二次災害の発生、応急対策の遅延等極めて広範囲に影響を及ぼすことが懸念されるため、施設の耐震性や耐水性の確保に努める必要がある。
- 木曽川・加茂川の氾濫に加え、内水量増加による雨水ポンプ場・ゲート機場の機能不全による浸水長期化への対策や雨水管渠整備を推進する必要がある。

(農業施設の排水機能確保)

- 農地のたん水による被害の防除のために、普通河川の改修、農業用施設の整備及び土地改良施設の対策を推進する必要がある。

(避難計画策定の促進)

- 洪水浸水想定区域図や水害危険情報図等により洪水時のリスクを認識するなど、平常時からリスクに備えるとともに、住民の防災意識を向上させるなど避難体制の整備を支援する必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、要配慮者施設の避難確保計画を策定する必要がある。

(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)

- 河川の監視において水位計やカメラを活用し、住民への情報伝達の強化を進める必要がある。
- 水防団、消防団等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について、水防団と連携し、出水時に異常があった場合の関係者間の連絡体制、水防団の作業体制や工法等を確認する必要がある。
- 消防団等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について現地確認体制を確認する必要がある。

(新丸山ダムの整備促進)

- 気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムの整備を促進する必要がある。

(農業用ため池の防災対策の推進)

- 農業用ため池は、災害時に住宅及び農業用施設等に及ぼす被害を未然に防止するため老朽化対策や耐震化、ハザードマップの作成・周知、管理体制の強化やため池の耐震化など、ハード・ソフトを組み合わせ取組を推進する必要がある。

(河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策)

- 多くの河川構造物及び砂防施設等が確実に機能するよう制御不能な二次災害を発生させないために適切な整備・維持管理を行う必要がある。

(立地適正化計画の策定及び防災指針の作成推進)

- 防災機能強化の観点から、災害リスクの低い地域に医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの施設にアクセスできるまちづくりを進めるため、立地適正化計画の見直し及び防災指針を作成する必要がある。

1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）による 集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

（総合的な土砂災害対策の推進）

- 県の土砂災害警戒区域の見直し状況を踏まえ、県と連携して総合的・計画的な土砂災害対策事業を実施する必要がある。
- 土砂災害により人命等に危害が及ぶおそれがある箇所において急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進する必要がある。特に、要配慮者利用施設、避難所を保全する箇所、さらには防災拠点や集落などを保全する箇所のハード対策を重点的に実施する必要がある。
- ハード対策で対応できない箇所については、県と連携して立地規制等を行うとともに、住民に対してハザードマップで示された土砂災害警戒区域の周知や土砂災害警戒情報が発令された時の個々の行動について防災訓練等を通じて確認するよう努める必要がある。
- 山之上小学校、蜂屋小学校、伊深小学校、三和小学校の4校、三和交流センター及び三和連絡所の周辺は、一部、山林等に近接するため、土砂災害の危険性があることから対応策を行う必要がある。
- 土砂災害特別警戒区域にある建築物について建替時に安全な区域へ移転してもらうための市独自の助成制度をより活用しやすい制度にしていく必要がある。

（砂防・治山施設等の整備促進）

- 砂防施設の老朽化が進んでいることから、計画的な維持管理を行う必要がある。
- 山間部においては、治山事業により水源の涵養や斜面の崩壊を防ぐための森林の整備や荒廃地再生等を積極的に進めるなど、防災施設の適正な維持管理を行う必要がある。
- 土砂災害対策として、県が行う治山事業に協力するとともに、未整備地区の早期整備を要請する必要がある。

（河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策） [再掲 1-2]

- 多くの河川構造物及び砂防施設等が確実に機能するよう制御不能な二次災害を発生させないために適切な整備・維持管理を行う必要がある。

（新丸山ダムの整備促進） [再掲 1-2]

- 気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムの整備を促進する必要がある。

（流木対策）

- 大量の流木の流出が想定される流域など下流への被害の拡大が懸念される流域において、流木の捕捉効果を高めるための砂防事業の促進を図る必要がある。

（立地適正化計画の策定及び防災指針の作成推進） [再掲 1-2]

- 防災機能強化の観点から、災害リスクの低い地域に医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの施設にアクセスできるまちづくりを進めるため、立地適正化計画の見直し及び防災指針を作成する必要がある。

1-4 避難行動に必要な情報が適切に住民・外国人市民及び観光客等に提供されないことや 情報伝達の不備、悪質な虚偽情報の発信等による、人的被害の発生

（住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化） [再掲 1-2]

- 消防団等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について現地確認体制を確認する必要がある。
- 道路交通の混乱を回避することや、緊急車両等の円滑な通行を可能とするため、発災時における通行規制情報について、インターネット等の各メディア、道路交通情報センター等を活用し、道路通行規制情報をわかりやすく提供する必要がある。
- 学校が避難所になった際の情報伝達の方法の不備が懸念されることから、その対策を行う必要がある。

- 河川の監視において水位計やカメラを活用し、住民への情報伝達の強化を進める必要がある。
- 住民主体での避難行動を促進するため、各種防災情報や避難情報を一元的にわかりやすく提供し、災害時だけでなく平時から広く活用されるよう更なる周知に取組むとともに、発信する情報の充実や、様々な手段での情報発信を進める必要がある。
- 災害時に避難情報等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、「すぐメールみのかも」や市 LINE 公式アカウント（スマホ市役所）等の SNS を活用した情報発信など情報伝達を強化する必要がある。
- 水防団、消防団等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について、水防団と連携し、出水時に異常があった場合の関係者間の連絡体制、水防団の作業体制や工法等を確認する必要がある。
- 防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化を検討する必要がある。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報などアナログ手法に加え、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた代替手段も検討する必要がある。
- 平時における聴覚障がい者への意思疎通支援のため、手話通訳者、要約筆者、盲ろう者通訳・介助者を養成してきたが、これらの人材が災害時においても対応できるよう、意思疎通支援事業の実施や現任者のスキルアップ研修を実施するなど従事者の資質向上を促進する必要がある。
- 音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Net119 緊急通報システム」について周知を図る必要がある。

（防災行政無線、広報車巡回の強化）

- 防災行政無線については、デジタル化の新技术を活用し機能拡充を進めるとともに長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、広報車による巡回広報など代替手段についても検討を行う必要がある。

（複合災害発生リスクの周知・啓発）

- 令和 6 年能登半島地震からの復旧・復興が進められている地域において発生した河川の氾濫等による浸水被害や土砂災害なども踏まえ、命を最優先にした迅速な避難が行われるよう、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、市民に周知・啓発を図る必要がある。
- 地震等の災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた際には、暫定基準に基づく避難指示の発令等を適切に行い、市民に対し通常基準との違いなどについて広く周知を図る必要がある。

（防災マップの周知） [再掲 1-1]

- 全戸配布されている地震防災マップ（震度分布、建物・液状化危険度）、ハザードマップ（避難所マップ付）、ため池ハザードマップ等の見方やハザードマップウェブ版や使い方を市民に周知する必要がある。

（外国人市民向け情報提供手段の強化）

- 本市は外国人市民比率が県内で最も高いことから、外国人市民向け情報提供手段として、避難情報の多言語化及び情報発信方法の整備等の取組を促進する必要がある。

（防災教育の推進）

- 地域における災害対応力を高めることが重要であり、自治会加入の促進、自主防災組織の強化や防災リーダー、防災士の育成など、地域における既存の仕組み・人材を活用したリスクコミュニケーションの充実を図る必要がある。
- 「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、地震や水害、土砂災害のリスクについて各小学校区などにおいて、毎年、防災訓練とあわせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する必要がある。
- 水辺の活用を進め市民の水辺への意識を高めるかわまちづくり事業を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る必要がある。

(情報伝達ツールの多重化)

○ICT 技術の活用や防災ラジオにより情報収集・伝達体制の強化を進める一方で、多くの市民に携帯電話やインターネットが普及している現在では、これを利用して防災情報の効果的・積極的な活用を推進する必要がある。

(災害用伝言ダイヤルの普及促進)

○被災者が安否確認する重要な通信手段として、通信会社と連携して災害用伝言ダイヤル（171）の普及促進を図る必要がある。

(防災情報通信システムの維持管理)

○災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、災害時においても確実に運用できるよう適正に維持管理を行う必要がある。

(情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化)

○多数の孤立地域が同時発生した際には、ヘリコプター等による空からの迅速な状況把握や物資輸送が有効であることから、ヘリコプターやドローン等で撮影した映像を迅速に災害対策本部で共有できる体制の構築を図るとともに、ヘリコプター離発着可能候補地の把握に向けた取組を推進する必要がある。

○被災地域に支援を行う上で通信の確保は不可欠であることから、固定電話、携帯電話ともに使用できない場合の衛星携帯電話等の通信手段や、非常用電源の確保を推進する必要がある。また、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた通信手段の確保を検討する必要がある。

○ドローンや情報連絡用タブレットなど、新たに導入した資機材の活用方法の確認も含め、訓練や研修を実施し、職員による操作手順等の習熟を図ることで、被災状況を早期に把握できる体制を確保する必要がある。

○被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組について、国・県の動向も踏まえつつ、導入に向けた調査・研究を推進する必要がある。

○指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分離避難システム」を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築するとともに、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、市民に対して「分離避難システム」を広く周知し、災害時における活用を促していく必要がある。

(AI 技術の活用)

○災害時には、SNS 上に被災者を装う悪質な投稿や、実在しない住所からの救助要請などの虚偽・デマ情報が流れる可能性があることを踏まえ、SNS 上に流通する様々な情報を AI なども活用して迅速に把握し、虚偽・デマ情報への注意喚起や正確な情報の発信を実施する必要がある。また、災害時の情報収集の方法や虚偽・デマ情報の危険性を平時から幅広く啓発する必要がある。

(避難計画策定の促進) [再掲 1-2]

○洪水浸水想定区域図や水害危険情報図等により洪水時のリスクを認識するなど、平常時からリスクに備えるとともに、住民の防災意識を向上させるなど避難体制の整備を支援する必要がある。

○高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、要配慮者施設の避難確保計画を策定する必要がある。

(住民主体での避難対策の強化)

○風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事としてとらえ、あらかじめ避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取組を推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる必要がある。また、デジタル版「災害・避難カード」についても広く市民に普及していく必要がある。

(要配慮者支援の推進)

- 災害時の要配慮者（高齢者や障がいのある人など）の安全確保を図るため、避難経路、移送手段等の事前確認を行うほか、情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりなど地域ぐるみの取組を推進する必要がある。
- 避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援等関係者に提供するほか、関係機関の協力を得て洪水時または土砂災害に係る避難確保計画の作成を支援する必要がある。
- 避難行動要支援者の内、家族等からの避難支援が得られない者の個別支援計画を自治会や自主防災組織などとの連携により策定する必要がある。

2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を最大限防ぐ

2-1 被災地での食料・飲料水等・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(支援物資の供給等に係る防災拠点機能・広域連携体制の強化)

- 物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう実動訓練を継続的に実施する必要がある。
- 広域での防災対策強化のため他市町村との連携を推進する必要がある。
- 災害時に地域防災拠点（公園、学校など）や広域的な防災拠点が利用できるよう、引き続きトイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置など防災機能を強化する必要がある。
- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定の締結を推進するとともに、災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。

(浄水場、処理場、配水池等の供給途絶への対策推進)

- 大規模災害時に浄水場、処理場、配水池等における必要な薬品、部材等の流通が途絶することへの対応策を講ずる必要がある。また、下水道処理場の汚泥搬出停止により処理水質が低下することへの対応策を講ずる必要がある。

(自然エネルギーの活用)

- ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、民間発電施設との連携強化や代替機能を確保するため、避難所、その他公共施設への自然エネルギーを活用した電力の確保を図る必要がある。

(ぎふ清流里山公園の防災拠点としての活用)

- ぎふ清流里山公園を災害時における防災拠点として利用できるようにしていく必要がある。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- 水道施設は、取水、配水施設、管路等の耐震性の強化や応急バックアップ機能の強化、広域応援体制の確保を進めるとともに飛騨川や上流部の濁水等による断水対策の強化などを計画的に推進する必要がある。
- 水道施設における耐震化の現状を周知し、特に、医療機関及び避難所などの緊急時給水拠点となる施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施していく必要がある。
- 衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要で下水道施設の耐震化、老朽化対策を促進する必要がある。

(輸送拠点の整備)

- 県外からまたは市町村域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための一時集積配分拠点の整備を図る必要がある。
- 防災拠点に位置付けられている牧野ふれあい広場の計画的な整備を行う必要がある。

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

- 災害対策拠点及び防災拠点（広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点）、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受け入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋梁等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める必要がある。

(帰宅困難者対策の推進)

- 大規模災害時には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について広報するとともに、駅周辺での一時滞在のための避難所の開設を支援する必要がある。
- 業務継続計画（BCP）の策定の支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことや必要な物資の備蓄等を促すほか、大規模な集客施設等の管理者に対し、利用者の誘導體制の整備を促す必要がある。
- 本市は外国人市民比率が県内で最も高いことから、大規模災害時には外国人市民の帰宅困難者に対する対応策を講ずる必要がある。
- 大規模災害時には、保護者等の帰宅困難により児童生徒の引渡しが困難となるおそれがあり、対応策を講ずる必要がある。

(災害時における食料供給体制の確保)

- 家庭、地域、事業者等での自主的備蓄を推進するとともに、災害用非常食や生活物資等の調達、他市町村との相互応援協定や防災関係機関及び流通在庫等の保有業者との連携など迅速な供給を行う体制を今後も維持する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭等における備蓄は、災害発生後3日分の自主的な備蓄促進の啓発に取組むとともに、市の公共備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化を促進する必要がある。
- 発災時は、学校給食が停止するおそれがあることから、給食用の食料・飲料水の備蓄を推進する必要がある。

(個人備蓄の推進)

- 災害発生後は生活物資等の入手が困難となる可能性があるため、3日分の生活に必要な食料、飲料水、生活必需品等の自主的備蓄の推進を図る必要がある。

(無電柱化対策の推進) [再掲 1-1・2-3・5-2]

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、新設電柱の占用を制限するなど、緊急輸送道路や避難路となる路線の無電柱化対策の推進を図る必要がある。

2-2 道路寸断等による多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

(孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保)

- 孤立予想地域に通じる市道等、道路ネットワークの確保による防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する必要がある。

(孤立集落の発生に備えた通信手段・防災備品等の確保)

- 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段を確保する必要がある。
- 孤立地域内での生活が維持できるように、各自が食料品等の備蓄や応急給水体制の整備などを促進する必要がある。

(孤立集落が発生した場合の応急給水不能への対応)

- 長期にわたり孤立集落が発生した場合、応急給水の不能が懸念されることから対応策を講ずる必要がある。

(緊急輸送道路ネットワークの確保) [再掲 2-1・2-3・2-4・4-3・5-2・7-1]

- 災害対策拠点及び防災拠点（広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点）、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受け入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋梁等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める必要がある。

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災や救援ルートの寸断等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

(消防団員等人材の確保・育成)

○短期的・局地的豪雨等による自然災害が頻発するとともに、南海トラフ地震の発生も危惧される中、複雑・多様化する災害への消防職員及び消防団員等の対応能力を高めるための教育環境を整備する必要がある。

(バックアップ体制の整備)

○大規模災害により、消防本部及び消防署の機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設を確保する必要がある。

(防災ヘリコプターの広域応援体制の整備)

○災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合には、広域かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る必要がある。

(災害対応力強化のための資機材整備)

○市内の防災備蓄倉庫への災害用装備資機材の配備増強、更新を図るほか、大型備蓄倉庫や指定避難所に隣接した避難所用備蓄倉庫などの整備を図る必要がある。

(緊急輸送道路ネットワークの確保) [再掲 2-1・2-2・2-4・4-3・5-2・7-1]

○災害対策拠点及び防災拠点（広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点）、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受け入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋梁等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める必要がある。

(救急医療体制の充実)

○救急ワークステーションなどにおいて、高度化する救急業務への対応や、救急現場における円滑な救急サービス・治療体制の確保を図る必要がある。

(救出救助に係る連携体制の強化)

○自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携する訓練を引き続き実施、関係機関の連絡体制を強化する必要がある。

○災害時には、安否不明者捜索・救出救助活動の効率化・円滑化を図るため、携帯電話事業者に対する要救助者の位置情報提供要請の積極的な活用を推進する必要がある。

(受援体制の整備)

○国、県、他市町村、防災機関、民間事業者等と災害応援協定の締結を推進し、実効性を高めるとともに、ノウハウや能力等を活用できる民間事業者等への理解と協力を図る必要がある。

(受援体制・広域連携の強化)

○災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、引き続き国、県、隣接市町等との連携の強化を図る必要がある。

○災害時に、市外から救援物資や自衛隊、警察、消防等の応援部隊の受け入れ体制を確立するとともに、受援または支援体制の実効性の確保・向上を図る必要がある。

○応援職員等の役割や受け入れオペレーション（体制、執務室、宿泊場所、女性への配慮等）の明確化による受援体制の強化を図る必要がある。

(道路・橋梁の防災対策)

○道路機能を確保するため、法面等危険箇所の対策を必要とする箇所を順次整備するとともに、市街地では延焼防止のための幅員確保と植樹帯の設置を推進する必要がある。

○橋梁は、安全点検結果に基づいて補修・耐震工事が必要なものを順次整備する必要がある。

(無電柱化対策の推進) [再掲 1-1・2-1・5-2]

○大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、新設電柱の占用を制限するなど、緊急輸送道路や避難路となる路線の無電柱化対策の推進を図る必要がある。

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(災害医療体制の充実)

- 災害対策本部からの指示に備え、応急救護所に係る準備及び訓練を実施する必要がある。
- 市内の地域災害拠点病院である中部国際医療センターを含め、県内の基幹災害拠点病院（2施設）と市外の地域災害拠点病院（10施設）との連携体制を強化していく必要がある。
- 迅速な医療活動の実施による救命率の向上のため、救出・傷病者情報の共有、被災地への出動手段等、消防機関等と「災害派遣医療チーム（DMAT）」との連携について事前に検討するとともに、周知に努める必要がある。
- 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に必要な資機材や活動マニュアルを整備し、被災時に円滑に活動できる体制を構築する必要がある。

(救急医療体制の充実) [再掲 2-3]

- 救急ワークステーションなどにおいて、高度化する救急業務への対応や、救急現場における円滑な救急サービス・治療体制の確保を図る必要がある。

(災害拠点病院等の耐災害性強化の促進)

- 災害拠点病院である中部国際医療センターの耐震性を維持していく必要がある。
- 病院や社会福祉施設は、災害時に必要な施設であることから、助成制度の周知を図り、引き続き更なる耐震化、防火体制の強化を推進する必要がある。
- 災害時に被害状況や医療活動の状況を適切に把握するためには、災害拠点病院等における安定的な通信の確保が求められることから、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた通信手段の確保についても検討する必要がある。

(医療・福祉・介護人材の育成・確保)

- 高齢化が進展する中、引き続き計画的な医療・福祉・介護といった人材の育成・確保に平時から取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備等により、医療・福祉・介護人材の災害対応力の連携・強化を図り、災害時に医療・介護の絶対的不足による被害の拡大を生じないようにしていく必要がある。

(社会福祉施設等への支援)

- 社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、今後も現状にあわせた防災計画の見直しや業務継続計画（BCP）策定、連携体制の強化に努める必要がある。

(公衆衛生体制の確立)

- 避難所等における集団生活では、新型コロナウイルスなどの感染症が発症しやすい。また、エコノミークラス症候群や生活不活発病も懸念される。このため、水の備蓄、マスク等資材の確保や災害時に適切な行動が取れるよう環境整備や感染症対策等についての知識を啓発する必要がある。

(緊急輸送道路ネットワークの確保) [再掲 2-1・2-2・2-3・4-3・5-2・7-1]

- 災害対策拠点及び防災拠点（広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点）、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受け入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋梁等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める必要がある。

2-5 長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

(避難所の防災機能・生活環境の向上)

- 避難所となる公共施設等の耐震化はもとより、非常用電源、空調設備、バリアフリー化、簡易トイレ、トイレカー、井戸の整備など避難施設の機能の充実や備蓄倉庫を整備し、外国人市民や避難行動要支援者等にも配慮した、多様な食料や日用品を備蓄した施設整備を推進する必要がある。また、避難所運営マニュアルを自主防災組織、施設管理者等との協議により整備し、実行性の向上を図る必要がある。
- 可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を促進する必要がある。
- 老朽化した指定避難所等の再整備や機能の充実を図る必要がある。
- 避難所における感染症等の発症予防及び異常の早期発見早期対応を保健と医療スタッフの連携により構築する必要がある。
- 避難所等の公共施設において、災害時にも有効に機能する情報通信環境を確保するため、公衆Wi-Fiの整備を進める必要がある。
- 災害発生時の迅速な避難所開設による初動対応の効率化のため、避難所等の公共施設において遠隔施設機能の整備を検討する必要がある。

(災害関連死の予防)

- 災害のフェーズに応じた保健師等による災害時保健活動を実践し、避難所の環境整備、避難所及び在宅避難者等への情報提供及び啓発、要配慮者の把握、健康相談及び医療の提供等について、メンタルケアも含めた健康管理を実施し、災害関連死の予防を図る必要がある。

(官民連携)

- 官民一体となって、それぞれが有するスキルやノウハウを活かし、安心安全な避難所運営や効率的・効果的な運営体制を構築する必要がある。
- 物資供給、医療救護、緊急救援、応急復旧、救済者支援、新技術活用など、様々な観点から、関係団体・民間事業者との新たな災害時応援協定締結の検討を進める必要がある。
- 災害時において、各協定締結団体が迅速に活動できるよう、平時から「顔の見える」関係を構築する必要がある。

(避難所の感染症対策)

- 要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、「美濃加茂市避難所運営マニュアル」を踏まえた避難所の運営を推進する必要がある。
- 避難所等における新型コロナウイルスなどの感染症対策のため、ホテル・旅館等の活用、在宅避難や親戚・友人宅等への避難など避難所における密集状態の回避についての検討やマスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄などの対策を促進する必要がある。
- 避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報伝達の方策を検討していく必要がある。

(公衆衛生体制の確立) [再掲 2-4・2-7]

- 避難所等における集団生活では、新型コロナウイルスなどの感染症が発症しやすい必要がある。また、エコノミッククラス症候群や生活不活発病も懸念される。このため、水の備蓄、マスク等資材の確保や災害時に適切な行動が取れるよう環境整備や感染症対策等についての知識を啓発する必要がある。

(被災住宅への支援)

- 被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する必要がある。

- 被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう市職員応援体制に基づく支援を行う必要がある。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急住宅については、県と連携して建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体からの報告により供給能力等の把握をすることや、応急仮設住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。
- 応急仮設住宅を建設して確保することが困難な場合は、関係団体に協力を求め、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空家の把握に努め、迅速にあっせんできるように準備に努める必要がある。
- 学校敷地に仮設住宅等を設置した場合の学校機能の低下に対する対応策を講ずる必要がある。

2-6 想定を超える大量の避難者や帰宅困難者の発生、混乱

(帰宅困難者対策の推進) [再掲 2-1]

- 大規模災害時には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について広報するとともに、駅周辺での一時滞在のための避難所の開設を支援する必要がある。
- 業務継続計画（BCP）の策定の支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことや必要な物資の備蓄等を促すほか、大規模な集客施設等の管理者に対し、利用者の誘導體制の整備を促す必要がある。
- 本市は外国人市民比率が県内で最も高いことから、大規模災害時には外国人市民の帰宅困難者に対する対応策を講ずる必要がある。
- 大規模災害時には、保護者等の帰宅困難により児童生徒の引渡しに困難となるおそれがあり、対応策を講ずる必要がある。

(受援体制・広域連携の強化) [再掲 2-3・3-1・7-1]

- 災害時の広域受援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、引き続き国、県、隣接市町等との連携の強化を図る必要がある。

(観光の振興)

- ぎふ清流里山公園や太田宿中山道会館、みのかも健康の森、リバーポートパーク美濃加茂などの観光施設があり、適切な維持管理・機能拡充を行う必要がある。また、名古屋市から 30km 圏内と至近距離にあることから、日帰り型観光が中心であり、帰宅困難者対策などの災害対策を進める必要がある。

2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

(避難所の防災機能・生活環境の向上) [再掲 2-5]

- 避難所となる公共施設等の耐震化はもとより、非常用電源、空調設備、バリアフリー化、簡易トイレ、トイレカー、井戸の整備など避難施設の機能の充実や備蓄倉庫を整備し、外国人市民や避難行動要支援者等にも配慮した、多様な食料や日用品を備蓄した施設整備を推進する必要がある。また、避難所運営マニュアルを自主防災組織、施設管理者等との協議により整備し、実行性の向上を図る必要がある。
- 可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を促進する必要がある。
- 老朽化した指定避難所等の再整備や機能の充実を図る必要がある。
- 避難所における感染症等の発症予防及び異常の早期発見早期対応を保健と医療スタッフの連携により構築する必要がある。
- 避難所等の公共施設において、災害時にも有効に機能する情報通信環境を確保するため、公衆 Wi-Fi の整備を進める必要がある。

- 災害発生時の迅速な避難所開設による初動対応の効率化のため、避難所等の公共施設において遠隔施設機能の整備を検討する必要がある。

(避難所の感染症対策) [再掲 2-5]

- 要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、「美濃加茂市避難所運営マニュアル」を踏まえた避難所の運営を推進する必要がある。
- 避難所等における新型コロナウイルスなどの感染症対策のため、ホテル・旅館等の活用、在宅避難や親戚・友人宅等への避難など避難所における密集状態の回避についての検討やマスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄などの対策を促進する必要がある。
- 避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報伝達の方策を検討していく必要がある。

(公衆衛生体制の確立) [再掲 2-4・2-5]

- 避難所等における集団生活では、新型コロナウイルスなどの感染症が発症しやすい。また、エコーミークラス症候群や生活不活発病も懸念される。このため、水の備蓄、マスク等資材の確保や災害時に適切な行動が取れるよう環境整備や感染症対策等についての知識を啓発する必要がある。

3) 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 市職員・施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の大幅な低下

(庁舎等の防災拠点機能の確保・活用)

- 移転が計画されている市役所庁舎について、災害時の受変電設備、非常用発電設備、幹線系統の浸水対策などに配慮していく必要がある。また、防災拠点のバックアップ施設として文化の森の非常用発電施設等を整備する必要がある。
- 公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治山・治水対策を着実に推進する必要がある。
- 分庁舎においては、非常電源（自家発電）設備がないことへの対応策を講ずるとともに庁外の関係機関との連携を講ずる必要がある。
- 庁舎等の防災拠点機能を確保するため、警察機能と連携する必要がある。
- 大規模災害時には、庁内各部署の連携や庁内の総合調整への対応策を講ずる必要がある。

(公共施設等の防災拠点機能の確保・活用)

- 災害時に応急活動の拠点や指定緊急避難場所等となる公園、学校などの施設について、適切な役割分担を図りながら、応急活動に必要な設備等を整備する必要がある。
- 今後予想される南海トラフの巨大地震等の大規模な災害発生時において円滑な初動活動及び応急対策を行うために、各種設備等を備えた地域防災拠点（救助活動拠点、地域内輸送拠点、ライフライン復旧活動拠点、防災公園）の整備を推進する必要がある。

(災害初動対応力の強化)

- 災害対応に従事する市職員の対応力を高めるため、ドローンや情報連絡員用タブレットなど新たに導入した資機材の活用方法の確認を含め、訓練または研修を実施し、対応手順の習熟を図る必要がある。
- 大規模災害発生時に、国や県に対し円滑に職員の応援要請が行えるよう、災害支援の経験や教訓を活かした受援ニーズの共有・調整を図るための仕組みについて検討する必要がある。

(広域連携の推進)

- 県域を越えた広域相互応援、県内の応援要請及び応援活動など多重的な広域連携の強化を図る必要がある。

(業務継続体制の整備)

- 被災時に備え、職員の安否・参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の選定等について、引き続き維持する必要がある。

- 災害時に必要な業務の継続、あるいは業務基盤を早期に立ち上げるための業務継続計画（BCP）の実効性を高めていく必要がある。

（職員参集体制の確立）

- 美濃加茂市業務継続計画（BCP）に基づいて、引き続き、非常時優先業務を迅速かつ確に執行するための職員の確保体制の維持、広域・市内部の応援要請等に努める必要がある。

（官民連携） [再掲 2-5・6-2]

- 官民一体となって、それぞれが有するスキルやノウハウを活かし、安心安全な避難所設営や効率的・効果的な運営体制を構築する必要がある。
- 物資供給、医療救護、緊急救援、応急復旧、救済者支援、新技術活用など、様々な観点から、関係団体・民間事業者との新たな災害時応援協定締結の検討を進める必要がある。
- 災害時において、各協定締結団体が迅速に活動できるよう、平時から「顔の見える」関係を構築する必要がある。

（受援体制の整備） [再掲 2-3]

- 国、県、他市町村、防災機関、民間事業者等と災害応援協定の締結を推進し、実効性を高めるとともに、ノウハウや能力等を活用できる民間事業者等への理解と協力を努める必要がある。

（受援体制・広域連携の強化） [再掲 2-3・2-6・7-1]

- 災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取組むべき課題について、引き続き国、県、隣接市町等との連携の強化を図る必要がある。
- 災害時に、市外から救援物資や自衛隊、警察、消防等の応援部隊の受け入れ体制を確立するとともに、受援または支援体制の実効性の確保・向上を図る必要がある。
- 応援職員等の役割や受け入れオペレーション（体制、執務室、宿泊場所、女性への配慮等）の明確化による受援体制の強化を図る必要がある。

（切れ目のない被災者生活再建支援）

- 被災者が、被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援を受けることができるよう、被災者に対する生活支援情報を発信する必要がある。
- 避難者等が、一人ひとりの事情や状況に応じて適切な支援が受けられるよう、避難者等一人ひとりに着目した支援に取組む必要がある。こうした支援は、被災者が抱える様々な課題に対応するための専門性が求められることから、「災害ケースマネジメント」の考え方を取り入れ、関係者間での支援のあり方について議論を深め、災害時に機能する体制を構築していく必要がある。

4) 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

（企業誘致の推進）

- 東海環状自動車道、国道などの広域幹線道路による交通利便性を活かし、首都圏等に立地する本社機能等の移転促進、企業誘致に向けた取組を図る必要がある。

（BCP等の策定支援）

- 市内企業における業務継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画策定への啓発や支援を行い、業務継続計画策定及び事業継続力強化を促進する必要がある。

（観光の振興） [再掲 2-6]

- ぎふ清流里山公園や太田宿中山道会館、みのかも健康の森、リバーポートパーク美濃加茂などの観光施設があり、適切な維持管理・機能拡充を行う必要がある。また、名古屋市から30km圏内と至近距離にあることから、日帰り型観光が中心であり、帰宅困難者対策などの災害対策を進める必要がある。

4-2 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

(災害廃棄物対策の推進)

- 災害廃棄物が被災者の生活の支障にならないよう仮置場の設置訓練を実施するとともに事業者と連携し、処理先を確保する必要がある。また、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査を計画的に実施しておく必要がある。
- 災害時に備え、平時から市民・事業者・市が連携し、廃棄物の減量・処理や環境保全などに関する様々な講座やイベントなどの環境教育を推進する必要がある。

4-3 食料や物資の供給の途絶、分配体制の不備等に伴う、生活・社会経済活動への甚大な影響

(災害時における食料供給体制の確保) [再掲 2-1]

- 家庭、地域、事業者等での自主的備蓄を推進するとともに、災害用非常食や生活物資等の調達、他市町村との相互応援協定や防災関係機関及び流通在庫等の保有業者との連携など迅速な供給を行う体制を今後も維持する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進) [再掲 2-1]

- 家庭等における備蓄は、災害発生後3日分の自主的な備蓄促進の啓発に取組むとともに、市の公共備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化を促進する必要がある。
- 発災時は、学校給食が停止するおそれがあることから、給食用の食料・飲料水の備蓄を推進する必要がある。

(個人備蓄の推進) [再掲 2-1]

- 災害発生後は生活物資等の入手が困難となる可能性があるため、3日分の生活に必要な食料、飲料水、生活必需品等の自主的備蓄の推進を図る必要がある。

(農業水利施設の老朽化対策)

- 安定した食料供給に向け、基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

(学校施設の避難所活用への対応)

- 避難所としての学校施設の活用にあたっては、食料や物資の供給途絶、給食センターへの学校給食食材の供給途絶が懸念されることへの対応策を講ずる必要がある。

(浄水場、処理場、配水池等の供給途絶への対策推進) [再掲 2-1]

- 大規模災害時に浄水場、処理場、配水池等における必要な薬品、部材等の流通が途絶することへの対応策を講ずる必要がある。また、下水道処理場の汚泥搬出停止により処理水質が低下することへの対応策を講ずる必要がある。

(緊急輸送道路ネットワークの確保) [再掲 2-1・2-2・2-3・2-4・5-2・7-1]

- 災害対策拠点及び防災拠点（広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点）、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受け入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋梁等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める必要がある。

(支援物資の供給等に係る防災拠点機能・広域連携体制の強化) [再掲 2-1]

- 物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう実動訓練を継続的に実施する必要がある。
- 広域での防災対策強化のため他市町村との連携を推進する必要がある。
- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定の締結を推進するとともに、災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。
- 災害時に地域防災拠点（公園、学校など）や広域的な防災拠点が利用できるよう、引き続きトイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置など防災機能を強化する必要がある。

4-4 異常渇水等による用水の供給の途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(水道施設の整備・保全)

○水道水の安定供給と二次災害防止のため、取水、配水施設、管路等の耐震性の強化や応急バックアップ機能の強化、広域応援体制の確保などを計画的に推進する必要がある。

(水源の多元化)

○災害時の水道水の安定供給を図るため、県営水道のバックアップ管による供給ができるように協議を進める必要がある。

(水資源の有効活用)

○気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、木曾川水系連絡導水路など水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストックを活用した水資源の有効活用を推進する必要がある。

○災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効活用を推進する必要がある。

○災害協力井戸制度により、災害時に地域の人に水を提供できる井戸をあらかじめ登録しておくことで、地域にある井戸を活用して災害時の生活用水を確保する必要がある。

4-5 農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

○農村地域において、農地が有する保水効果など地域保全機能を維持するため、農地や農業水利施設等の保全管理につながる取組を継続する必要がある。

(農地の活用) [再掲 1-1]

○災害に強いまちづくりを目指し、災害被害を軽減する役割を果たす防災上重要な農地の保全等を総合的、計画的に推進する必要がある。

(農業施設の排水機能確保) [再掲 1-2]

○農地のたん水による被害の防除のために、普通河川の改修、農業用施設の整備及び土地改良施設の対策を推進する必要がある。

(災害に強い森林づくり)

○森林の保全や水源涵養、生態系保全など多面的機能を高める適正な森林環境に努める必要がある。

○崩壊や土砂流出の危険が高い箇所を、的確に現状把握するとともに、緊急性の高いものから優先的に対策を進める必要がある。

(環境保全の推進)

○本市の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等の保全を推進する必要がある。

(林野火災対策の推進)

○林野火災の発生防止に向けて、関係機関との連携を強化するとともに、住民に向けて火の適切な取り扱いに関する啓発活動を徹底する必要がある。

5) 情報通信サービス、電力・燃料等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間・大規模にわたる機能停止

(大規模停電対策の推進)

○暴風に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、県、市、電気事業者が連携して事業計画を作成し危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する必要がある。

(自然エネルギーの活用) [再掲 2-1]

○ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、民間発電施設との連携強化や代替機能を確保するため、避難所、その他公共施設への自然エネルギーを活用した電力の確保を図る必要がある。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進) [再掲 2-1]

○水道施設は、取水、配水施設、管路等の耐震性の強化や応急バックアップ機能の強化、広域応援体制の確保を進めるとともに飛騨川や上流部の濁水等による断水対策の強化などを計画的に推進する必要がある。

○水道施設における耐震化の現状を周知し、特に、医療機関及び避難所などの緊急時給水拠点となる施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施していく必要がある。

○衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要で下水道施設の耐震化、老朽化対策を促進する必要がある。

(下水道施設の整備・保全) [再掲 1-2]

○災害時において下水道施設等が寸断されると、二次災害の発生、応急対策の遅延等極めて広範囲に影響を及ぼすことが懸念されるため、施設の耐震性や耐水性の確保に努める必要がある。

○木曾川・加茂川の氾濫に加え、内水量増加による雨水ポンプ場・ゲート機場の機能不全による浸水長期化への対策や雨水管渠整備を推進する必要がある。

(水道施設の整備・保全) [再掲 4-4]

○水道水の安定供給と二次災害防止のため、取水、配水施設、管路等の耐震性の強化や応急バックアップ機能の強化、広域応援体制の確保などを計画的に推進する必要がある。

(上下水道施設の災害時応援体制の確保)

○上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する必要がある。また、公益社団法人日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援が円滑に実施されるよう必要な調整を行う必要がある。

○災害復旧の迅速化等に向け、汚水処理に関する業務を行う関係団体との災害時応援協定に基づき、県、市町村及び関係団体との共同防災訓練を実施する必要がある。

(水源の多元化) [再掲 4-4]

○災害時の水道水の安定供給を図るため、県営水道のバックアップ管による供給ができるように協議を進める必要がある。

(水資源の有効活用) [再掲 4-4]

○気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、木曾川水系連絡導水路など水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストックを活用した水資源の有効活用を推進する必要がある。

○災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効活用を推進する必要がある。

○災害協力井戸制度により、災害時に地域の人に水を提供できる井戸をあらかじめ登録しておくことで、地域にある井戸を活用して災害時の生活用水を確保する必要がある。

(農業集落排水施設の機能保全)

○農業集落排水施設については、汚水処理施設の機能確保のため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施しており、引き続き計画的に推進する必要がある。

(ライフラインの代替機能の確保)

○ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、井戸水による生活用水の確保、簡易トイレの備蓄、応急給水用資機材等（給水タンク、給水車等）の整備、ガスの応急復旧による供給などの代替機能の確保を図る必要がある。

(備蓄の推進)

○防災備蓄倉庫（8 地区）や大型備蓄倉庫を設置して災害時に必要な資機材を備蓄しており、今後はさらに、指定避難所に隣接した避難所用備蓄倉庫を整備する必要がある。

(情報通信事業者の災害対応力強化)

○災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、通信事業者や県・市等関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

(運輸事業者の災害対応力強化)

○大規模災害時には、運輸事業者による緊急・救援輸送や早急な運行再開が図られるよう取組を進める必要がある。また、物流・旅客輸送分野では、人材不足が顕著化するなど、事業者を取り巻く環境も変化していることから、平時から様々な面において支援を図る必要がある。

(電気事業者の災害対応力強化)

○大規模災害に伴う電力の長期供給停止を発生させないため、災害を想定した訓練を引き続き実施していくとともに、他電気事業者から受け入れた応援要員の早期稼働、迅速なドローンの活用に向けた運用整備、復旧作業に注力できる支援体制の整備など、早期復旧のための体制を強化する必要がある。

(ガス事業者の災害対応力強化)

○都市ガスについては、引き続き耐震性に優れたガス管への取換えを計画的に推進する必要がある。
○災害時にガス供給を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や市町村等関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

5-2 幹線道路・鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期的にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

(基幹的な道路ネットワークの確保)

○東西・南北の道路ネットワークが分断しないよう、災害直後から有効に機能する主要な幹線道路ネットワークの整備を図る必要がある。
○災害時、他市町・他県からの支援の受け入れや支援を中継するため、引き続き、道路ネットワークの機能強化を図る必要がある。

(緊急輸送道路ネットワークの確保) [再掲 2-1・2-2・2-3・2-4・4-3・7-1]

○災害対策拠点及び防災拠点（広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点）、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受け入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋梁等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める必要がある。

(公共交通ネットワークの確保)

○JR線、長良川鉄道、東鉄バス、タクシーやコミュニティバス「あい愛バス」を活用し、地域公共交通の維持及び活性化を図る必要がある。
○移動ニーズに応じた柔軟で効率的な移動手段として、AI デマンド交通システムの導入を検討する必要がある。

(道路施設の維持管理)

○舗装・橋梁・トンネル等の道路施設については、老朽化が進行しており、計画的な耐震化・長寿命化対策に取り組む必要がある。

(無電柱化対策の推進) [再掲 1-1・2-1・2-3]

○大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、新設電柱の占用を制限するなど、緊急輸送道路や避難路となる路線の無電柱化対策の推進を図る必要がある。

(地域を繋ぐ道路ネットワークの確保)

○地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が重要であるため、歩道整備、防護柵設置、路面着色といった交通安全対策を含め、道路ネットワークの着実な整備を行う必要がある。
○大規模な浸水や土砂災害が発生した場合でも、地域を繋ぐ道路ネットワークを確保するため、治山・治水、土砂災害対策を着実に進める必要がある。

(道路ネットワークの整備)

○災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、主要な幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。

(農林道の整備)

○地域交通ネットワークの強化のため、計画的に農・林道の整備や農・林道橋の耐震対策、避難路や代替輸送路機能の確保を推進する必要がある。

(住宅・建築物等の耐震化・防火対策等の促進) [再掲 1-1]

○住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する支援を行うとともに、個別訪問、建築物耐震改修説明会等、様々な分野から普及啓発を実施する必要がある。

○緊急輸送道路の機能確保のため、緊急輸送道路に隣接する建築物等について耐震化を図っていく必要がある。

○社会福祉施設等は、災害時に必要な施設であることから助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を進める必要がある。

○地震発生時における、電気に起因する火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及や住宅用火災警報器、住宅用消火器などを普及する必要がある。

○大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、関係機関と連携し吸水訓練及び放水訓練を実施し、大規模火災時に連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する必要がある。

○良好な景観の形成と風致の維持や公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を適正に管理する必要がある。

(交通事業者の災害対応力強化)

○暴風雨等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避するため、国土交通省がとりまとめた「鉄道の計画運休のあり方」を踏まえつつ、県や事業者等との情報共有や連絡体制の確認を引き続き行う必要がある。

○災害時には、地域交通事業者が被災し、地域交通網の確保等への影響が想定されるため、情報共有をより密に行い、関係事業者間の協力・連携強化を図る必要がある。

6) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物対策の推進) [再掲 4-2]

○災害廃棄物が被災者の生活の支障にならないよう仮置場の設置訓練を実施するとともに事業者と連携し、処理先を確保する必要がある。また、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査を計画的に実施しておく必要がある。

○災害時に備え、平時から市民・事業者・市が連携し、廃棄物の減量・処理や環境保全などに関する様々な講座やイベントなどの環境教育を推進する必要がある。

(河川に流出したごみ等の撤去)

○河川の流水を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組にあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る必要がある。

(大気中の汚染物質の測定体制の充実)

○汚染物質の大気中への大規模放出が発生した場合に、迅速に覚知し、拡散防止対策が取れるよう県と連携し、体制の維持・強化に努める必要がある。

(危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査)

○可茂消防事務組合と連携し、防火対象物の関係者に対し、防火等に関する専門的な知識、技術の指導あるいは施設に対する立入検査を行い、火災予防の指導を行う必要がある。

- 高圧ガス、火薬類、危険物等の管理者及び取扱者は、これらの管理に十分注意して災害により保管場所が危険となった時は、可茂消防事務組合、加茂警察署その他関係機関へ速やかに連絡するなど引き続き指導に努める必要がある。

6-2 災害対応・復旧復興を支える人員・人材等（消防団員、専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成）

- 大規模災害発生時に個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、社会福祉協議会を中心として「災害ボランティアセンター活動マニュアル」の活動指針を基に、受入窓口の組織づくりやボランティアの組織化、情報ネットワーク体制の整備等を推進する必要がある。
- 効果的なボランティア活動を推進するため、ボランティア、関係機関及び市との間での情報共有が重要で、ボランティア活動を統括する情報ネットワークシステムや活動拠点の整備を促進する必要がある。
- 職員不足に加え、建設業界・上下水道業界など、行政と災害協定等を結んでいる民間企業・団体が労働者不足や労働者の被災により災害復旧に当たれないことへの対応策を講ずる必要がある。

（防災人材の育成・活躍促進）

- 市内及び各地域で活躍できる防災士などの防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が自主防災組織等と連携を深め、それぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する必要がある。

（地域防災力の強化）

- 市民に対する防災講習や地域での防災訓練の開催、防災リーダーの育成等により、防災意識の向上と地域防災力の強化を図り、自助・共助・公助が一体となった防災体制の形成を図っていく必要がある。

（地域連携・互いの見守り）

- 中濃圏域全体を視野に入れた訓練を実施し、地域連携のあり方や総合的な視点をもって対策に取り組む必要がある。
- 自助・共助・公助の役割を明確にし、地域で連携して防災・減災に取り組む意識を醸成する必要がある。

（コミュニティ活動の担い手養成）

- 地域のコミュニティ活動と防災活動を組み合わせること等により、災害の被害を予防、軽減するため自主防災組織の育成・活動を促進する必要がある。
- 地域ごとの状況や地域の抱える課題に即した災害時の活動マニュアルの作成支援や出前講座等を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する必要がある。

（災害対策用資機材の確保・充実）

- 平時における防災備蓄倉庫や大型備蓄倉庫、避難所用備蓄倉庫などの災害対策用資機材の確保、点検を継続して災害に備える必要がある。
- 物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう実動訓練を継続的に実施する必要がある。
- 広域での防災対策強化のため他市町村との連携を推進する必要がある。
- 災害時に地域防災拠点（公園、学校など）や広域的な防災拠点が利用できるよう、引き続きトイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置など防災機能を強化する必要がある。
- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定の締結を推進するとともに、災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。

（職員参集体制の確立）**【再掲 3-1】**

- 美濃加茂市業務継続計画（BCP）に基づいて、引き続き、非常時優先業務を迅速かつ的確に執行するための職員の確保体制の維持、広域・市内部の応援要請等に努める必要がある。

(応急危険度判定)

○建築士事務所協会と協力し、一般建築物の耐震性の向上について啓発するとともに、被災建物応急危険度判定マニュアル等に基づく地震災害時に被災建築物の応急危険度判定を速やかに行う体制を確立する必要がある。

(被害認定調査への効率化)

○被災者の生活再建支援に際し、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に理解を得るよう努める必要がある。

(TEC-FORCE との連携強化)

○市が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) 及び現地情報連絡員 (リエゾン) の派遣や受け入れに係る体制の確立を図り、災害初動対応の充実に努める必要がある。

(消防団員等人材の確保・育成) [再掲 2-3]

○短期的・局地的豪雨等による自然災害が頻発するとともに、南海トラフ地震の発生も危惧される中、複雑・多様化する災害への消防職員及び消防団員等の対応能力を高めるための教育環境を整備する必要がある。

(医療・福祉・介護人材の育成・確保) [再掲 2-4]

○高齢化が進展する中、引き続き計画的な医療・福祉・介護といった人材の育成・確保に平時から取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備等により、医療・福祉・介護人材の災害対応力の連携・強化を図り、災害時に医療・介護の絶対的不足による被害の拡大を生じないようにしていく必要がある。

(官民連携) [再掲 2-5・3-1]

- 官民一体となって、それぞれが有するスキルやノウハウを活かし、安心安全な避難所設営や効率的・効果的な運営体制を構築する必要がある。
- 物資供給、医療救護、緊急救援、応急復旧、救済者支援、新技術活用など、様々な観点から、関係団体・民間事業者との新たな災害時応援協定締結の検討を進める必要がある。
- 災害時において、各協定締結団体が迅速に活動できるよう、平時から「顔の見える」関係を構築する必要がある。

(防災教育の推進) [再掲 1-4]

- 水辺の活用を進め市民の水辺への意識を高めるかわまちづくり事業を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る必要がある。
- 地域における災害対応力を高めることが重要であり、自治会加入の促進、自主防災組織の強化や防災リーダー、防災士の育成など、地域における既存の仕組み・人材を活用したリスクコミュニケーションの充実に図る必要がある。
- 「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、地震や水害、土砂災害のリスクについて各小学校区などにおいて、毎年、防災訓練とあわせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する必要がある。

6-3 公共施設の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

(道路ネットワークの整備) [再掲 5-2・7-1]

○災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、主要な幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。

(総合的な治水対策) [再掲 1-2]

○地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れないようにするため、河川等のハード対策を重点的に実施する必要がある。

(公共施設等の防災拠点機能の確保・活用) [再掲 3-1・7-2]

○災害時に応急活動の拠点や指定緊急避難場所等となる公園、学校などの施設について、適切な役割分担を図りながら、応急活動に必要な設備等を整備する必要がある。

○今後予想される南海トラフの巨大地震等の大規模な災害発生時において円滑な初動活動及び応急対策を行うために、各種設備等を備えた地域防災拠点（救助活動拠点、地域内輸送拠点、ライフライン復旧活動拠点、防災公園）の整備を推進する必要がある。

(公共施設等の耐震化、老朽化対策) [再掲 1-1]

○公共施設・インフラ施設の耐震化、老朽化対策については「個別施設計画（長寿命化計画）」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。

(液状化・地盤沈下対策の推進)

○地盤沈下の状況を把握し、その未然防止を図るため、地盤沈下状況の調査・観測を引き続き実施する必要がある。

○液状化が発生する危険性がある地域や液状化対策工法などについて、防災イベント等の機会を通じて、広く市民に啓発する必要がある。

(迅速な災害復旧体制の整備)

○水害・土砂災害や大規模災害等により公共施設が被災した際、復旧工法の早期立案を支援する災害復旧支援隊（DRS）や災害査定前着工、工場であらかじめ製造されたプレキャスト製品を積極的に活用するとともに、新技術を活用し災害査定効率化を図るなど、早期復旧に向けた取組を推進する必要がある。

6-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、地域産業の担い手の長期避難等による有形・無形の文化の衰退・喪失

(文化財等の保護対策の推進)

○地域の文化財を適切に保存するため、平時から文化財の種類や立地する環境を考慮した上で、防火対策や老朽化対策、耐震調査・耐震補強等への支援、また、未指定を含む文化財の把握を進める必要がある。また、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして継続的に収集保管し、アーカイブ化を進める必要がある。

○生活・民族文化を継承するためには、地域コミュニティの維持・活性化が重要となることから、地域の活性化に向けた効果的な取組を推進する必要がある。

○被災地における地場産業の早期復興を支援するための取組を検討する必要がある。

(地域防災力の強化) [再掲 6-2]

○市民に対する防災講習や地域での防災訓練の開催、防災リーダーの育成等により、防災意識の向上と地域防災力の強化を図り、自助・共助・公助が一体となった防災体制の形成を図っていく必要がある。

(地域連携・互いの見守り) [再掲 6-2]

○中濃圏域全体を視野に入れた訓練を実施し、地域連携のあり方や総合的な視点をもって対策に取り組む必要がある。

○自助・共助・公助の役割を明確にし、地域で連携して防災・減災に取り組む意識を醸成する必要がある。

(コミュニティ活動の担い手養成) [再掲 6-2]

○地域のコミュニティ活動と防災活動を組み合わせること等により、災害の被害を予防、軽減するため自主防災組織の育成・活動を促進する必要がある。

○地域ごとの状況や地域の抱える課題に即した災害時の活動マニュアルの作成支援や出前講座等を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する必要がある。

(被災動物等の対策)

○災害発生時には、飼い主不明または負傷した被災動物（ペット等）が多数生じるとともに、多くの被災者が動物（ペット）を伴い避難所に避難してくることが予想されるため、県及び獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力・連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を講じる必要がある。

(環境保全の推進) [再掲 4-5]

○本市の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等の保全を推進する必要がある。

6-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の促進)

○土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査の計画的な促進を図る必要がある。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給) [再掲 2-5]

○建設型応急住宅については、県と連携して建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体からの報告により供給能力等の把握をすることや、応急仮設住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。

○応急仮設住宅を建設して確保することが困難な場合は、関係団体に協力を求め、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空家の把握に努め、迅速にあっせんできるよう準備に努める必要がある。

○学校敷地に仮設住宅等を設置した場合の学校機能の低下に対する対応策を講ずる必要がある。

(被災住宅への支援) [再掲 2-5]

○被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する必要がある。

○被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう市職員応援体制に基づく支援を行う必要がある。

6-6 自然災害後における地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(復興事前準備・事前復興の推進)

○「石川県創造的復興プラン」に基づく石川県の復興状況について注視するとともに、国のガイドラインや手引きを踏まえて、地域の特性に応じた復興まちづくりを計画的に進める必要がある。

○大規模災害からの復興に際して必要となる各種手続き等について、実際の運用事例やその判断基準を整理し、災害復旧を効率的・効果的に行うための取組・手順等について、事前に整理・検討する必要がある。

7) 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合や複合災害が発生した場合でも被害を最小限に抑える

7-1 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態

(緊急輸送道路ネットワークの確保) [再掲 2-1・2-2・2-3・2-4・4-3・5-2]

○災害対策拠点及び防災拠点（広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点）、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受け入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋梁等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める必要がある。

(孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保) [再掲 2-2]

○孤立予想地域に通じる市道等、道路ネットワークの確保による防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する必要がある。

(道路施設の維持管理) [再掲 5-2]

○舗装・橋梁・トンネル等の道路施設については、老朽化が進行しており、計画的な耐震化・長寿命化対策に取り組む必要がある。

(道路ネットワークの整備) [再掲 5-2・6-3]

○災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、主要な幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。

(孤立集落の発生に備えた通信手段・防災備品等の確保) [再掲 2-2]

○災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段を確保する必要がある。

○孤立地域内での生活が維持できるように、各自が食料品等の備蓄や応急給水体制の整備などを促進する必要がある。

(孤立集落が発生した場合の応急給水不能への対応) [再掲 2-2]

○長期にわたり孤立集落が発生した場合、応急給水の不能が懸念されることから対応策を講ずる必要がある。

(災害初動対応力の強化) [再掲 3-1]

○災害対応に従事する市職員の対応力を高めるため、ドローンや情報連絡員用タブレットなど新たに導入した資機材の活用方法の確認を含め、訓練または研修を実施し、対応手順の習熟を図る必要がある。

○大規模災害発生時に、国や県に対し円滑に職員の応援要請が行えるよう、災害支援の経験や教訓を活かした受援ニーズの共有・調整を図るための仕組みについて検討する必要がある。

(災害に伴う事象の複数かつ同時発生時における対応力の強化)

○災害時には、「孤立」や「救助・救急活動の遅れ」「物資の供給途絶」など、災害に伴う事象が複数かつ同時に発生することも想定した上で、平時から、国、県、近隣市町村、民間事業者等の様々な関係機関と連携した取組を進める必要がある。

○大規模災害発生時に孤立地域が発生した場合には、孤立地域に対する迅速な支援が行えるよう、毎年度、孤立予想地域を調査するとともに、備蓄・資機材の充実を促進する必要がある。また、当該調査の結果を関係機関とも共有した上で、実施的な訓練を継続して実施する必要がある。

(受援体制・広域連携の強化) [再掲 2-3・2-6・3-1]

○災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取組むべき課題について、引き続き国、県、隣接市町等との連携の強化を図る必要がある。

○災害時に、市外から救援物資や自衛隊、警察、消防等の応援部隊の受け入れ体制を確立するとともに、受援または支援体制の実効性の確保・向上を図る必要がある。

○応援職員等の役割や受け入れオペレーション（体制、執務室、宿泊場所、女性への配慮等）の明確化による受援体制の強化を図る必要がある。

(救出救助に係る連携体制の強化) [再掲 2-3]

- 自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携する訓練を引き続き実施、関係機関の連絡体制を強化する必要がある。
- 災害時には、安否不明者捜索・救出救助活動の効率化・円滑化を図るため、携帯電話事業者に対する要救助者の位置情報提供要請の積極的な活用を推進する必要がある。

7-2 地震後の豪雨災害等の複合災害により、多数の逃げ遅れや死傷者の発生、対応する職員や物資等の不足、生活基盤となるインフラ復旧の大幅な遅れなどの被害が甚大化・拡大化する事態

(複合災害発生リスクの周知・啓発) [再掲 1-4]

- 令和6年能登半島地震からの復旧・復興が進められている地域において発生した河川の氾濫等による浸水被害や土砂災害なども踏まえ、命を最優先にした迅速な避難が行われるよう、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、市民に周知・啓発を図る必要がある。
- 地震等の災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた際には、暫定基準に基づく避難指示の発令等を適切に行い、市民に対し通常基準との違いなどについて広く周知を図る必要がある。

(複合災害への対応力の強化)

- 大雨により土砂災害や洪水による被害が発生する中での台風の接近や、大雪が続く中での地震の発生といった、様々な複合災害を想定した図上訓練を引き続き実施し、効率的な情報の集約・分析や、早期復旧に向けた関係機関との優先復旧箇所の選定といった具体的な対策の立案など、複合災害への対応力の強化を図るとともに、訓練の結果を踏まえ、各種災害ごとの対応に用いる計画やマニュアル等の見直しを図る必要がある。
- 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員したことで後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意するとともに、限られた要因・資機材の投入判断や支援要請の早期判断について、あらかじめ関係する計画に定めておく必要がある。
- 災害時における不審行動等の監視による治安維持、リアルタイムでの被災状況の把握による異常・要配慮者等の早期発見及び迅速な対応ができるよう、AI 防犯カメラの整備・活用を検討する必要がある。

(災害対応力強化のための資機材整備) [再掲 2-3]

- 市内の防災備蓄倉庫への災害用装備資機材の配備増強、更新を図るほか、大型備蓄倉庫や指定避難所に隣接した避難所用備蓄倉庫などの整備を図る必要がある。

(災害対策用資機材の確保・充実) [再掲 6-2]

- 平時における防災備蓄倉庫や大型備蓄倉庫、避難所用備蓄倉庫などの災害対策用資機材の確保、点検を継続して災害に備える必要がある。
- 物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう実動訓練を継続的に実施する必要がある。
- 広域での防災対策強化のため他市町村との連携を推進する必要がある。
- 災害時に地域防災拠点（公園、学校など）や広域的な防災拠点が利用できるよう、引き続きトイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置など防災機能を強化する必要がある。
- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定の締結を推進するとともに、災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。

(備蓄の推進) [再掲 5-1]

- 防災備蓄倉庫（8地区）や大型備蓄倉庫を設置して災害時に必要な資機材を備蓄しており、今後はさらに、指定避難所に隣接した避難所用備蓄倉庫を整備する必要がある。

(公共施設等の防災拠点機能の確保・活用) [再掲 3-1・6-3]

- 災害時に応急活動の拠点や指定緊急避難場所等となる公園、学校などの施設について、適切な役割分担を図りながら、応急活動に必要な設備等を整備する必要がある。
- 今後予想される南海トラフの巨大地震等の大規模な災害発生時において円滑な初動活動及び応急対策を行うために、各種設備等を備えた地域防災拠点（救助活動拠点、地域内輸送拠点、ライフライン復旧活動拠点、防災公園）の整備を推進する必要がある。
- ドローンやレーザー技術等の遠隔点検技術や記録のデジタル化を推進し、道路・河川・作業施設の点検や被災状況の把握等を安全かつ効率的に実施する必要がある。

(迅速な災害復旧体制の整備) [再掲 6-3]

- 水害・土砂災害や大規模災害等により公共施設が被災した際、復旧工法の早期立案を支援する災害復旧支援隊（DRS）や災害査定前着工、工場であらかじめ製造されたプレキャスト製品を積極的に活用するとともに、新技術を活用し災害査定効率化を図るなど、早期復旧に向けた取組を推進する必要がある。

(AI 技術の活用) [再掲 1-4]

- 道路パトロール時の AI 映像解析によるデジタル測定データに基づく、予防保全的な道路の維持計画を作成する必要がある。

(放射線モニタリング体制の確保)

- 福井県内の原子力発電所における原子力災害が発生した際に、本市における放射線の影響を適切に把握できるようにするため、国や県、関係機関と連携し、空間放射線量の適切なモニタリング体制を維持する必要がある。
- 平常時の環境放射線量等のデータを収集し、緊急時における対策のための基礎データとする必要がある。また、年間を通じ、測定データを市ホームページ等に掲載し、情報を公開する必要がある。
- 平常時及び緊急時においてモニタリングを行うために、放射線測定器を整備する必要がある。

別紙 2 施策分野ごとの脆弱性評価結果

1) 個別施策分野

(1) 交通・物流～交通ネットワークの強化～

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

○災害対策拠点及び防災拠点（広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点）、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受け入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋梁等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める必要がある。

【2-1】【2-2】【2-3】【2-4】【4-3】【5-2】【7-1】

(孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保)

○孤立予想地域に通じる市道等、道路ネットワークの確保による防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する必要がある。【2-2】【7-1】

(基幹的な道路ネットワークの確保)

○東西・南北の道路ネットワークが分断しないよう、災害直後から有効に機能する主要な幹線道路ネットワークの整備を図る必要がある。【5-2】

○災害時、他市町・他県からの支援の受け入れや支援を中継するため、引き続き、道路ネットワークの機能強化を図る必要がある。【5-2】

(公共交通ネットワークの確保)

○JR 線、長良川鉄道、東鉄バス、タクシーやコミュニティバス「あい愛バス」を活用し、地域公共交通の維持及び活性化を図る必要がある。【5-2】

○移動ニーズに応じた柔軟で効率的な移動手段として AI デマンド交通システムの導入を検討する必要がある。【5-2】

(道路施設の維持管理)

○舗装・橋梁・トンネル等の道路施設については、老朽化が進行しており、計画的な耐震化・長寿命化対策に取り組む必要がある。【5-2】【7-1】

(地域を繋ぐ道路ネットワークの確保)

○地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が重要であるため、歩道整備、防護柵設置、路面着色といった交通安全対策を含め、道路ネットワークの着実な整備を行う必要がある。【5-2】

○大規模な浸水や土砂災害が発生した場合でも、地域を繋ぐ道路ネットワークを確保するため、治山・治水、土砂災害対策を着実に進める必要がある。【5-2】

(道路ネットワークの整備)

○災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、主要な幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。【5-2】【6-3】【7-1】

(無電柱化対策の推進)

○大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、新設電柱の占用を制限するなど、緊急輸送道路や避難路となる路線の無電柱化対策の推進を図る必要がある。

【1-1】【2-1】【2-3】【5-2】

(運輸事業者の災害対応力強化)

○大規模災害時においては、運輸事業者による緊急・救援輸送や早急な運行再開が図られるよう取組を進める必要がある。また、物流・旅客輸送分野では、人材不足が顕著化するなど、事業者を取り巻く環境も変化していることから、平時から様々な面において支援を図る必要がある。【5-1】

(交通事業者の災害対応力強化)

- 暴風雨等に対し、交通機関の運行中止の確かな判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避するため、国土交通省がとりまとめた「鉄道の計画運休のあり方」を踏まえつつ、県や事業者等との情報共有や連絡体制の確認を引き続き行う必要がある。【5-2】
- 災害時には、地域公共交通事業者が被災し、地域交通網の確保等への影響が想定されるため、情報共有をより密に行い、関係事業者間の協力・連携強化を図る必要がある。【5-2】

(2) 地域保全～河川、砂防、治山、治水等対策～

(総合的な水害対策の推進)

- 気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムの整備を促進する必要がある。【1-2】
- 水害の発生頻度を低下させ、財産や暮らしを守るため、国・県・市管理の河川改修等のハード施設整備を計画的に推進するとともに、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進するなど、あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」を推進する必要がある。【1-2】
- 水害発生を迅速に把握するための情報収集をするとともに、関係機関及び関係者に情報を迅速に発信し、災害対策対応を整備する必要がある。【1-2】
- 加茂川での浸水被害に対して、加茂川総合内水対策事業として種々のハード事業、ソフト事業を進めてきたところである。引き続き土地利用規制や警戒避難体制等を強化していくとともに避難路の整備を推進していく必要がある。【1-2】
- 学校施設等の浸水、特に木曾川沿いに位置する太田小学校は、集中豪雨等による長期の浸水への対策を推進する必要がある。【1-2】

(総合的な土砂災害対策の推進)

- 県の土砂災害警戒区域の見直し状況を踏まえ、県と連携して総合的・計画的な土砂災害対策事業を実施する必要がある。【1-3】
- 土砂災害により人命等に危害が及ぶおそれがある箇所において急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進する。特に、要配慮者利用施設、避難所を保全する箇所、さらには防災拠点や集落などを保全する箇所のハード対策を重点的に実施する必要がある。【1-3】
- 山之上小学校、蜂屋小学校、伊深小学校、三和小学校の4校、三和交流センター及び三和連絡所の周辺は、一部、山林等に近接するため、土砂災害の危険性があることから対応策を行う必要がある。【1-3】

(緊急輸送道路ネットワークの確保) [再掲 (1)]

- 災害対策拠点及び防災拠点（広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点）、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受け入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋梁等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める必要がある。【2-1】【2-2】【2-3】【2-4】【4-3】【5-2】【7-1】

(孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保) [再掲 (1)]

- 孤立予想地域に通じる市道等、道路ネットワークの確保による防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する必要がある。【2-2】【7-1】

(地域を繋ぐ道路ネットワークの確保) [再掲 (1)]

- 地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が重要であるため、歩道整備、防護柵設置、路面着色といった交通安全対策を含め、道路ネットワークの着実な整備を行う必要がある。【5-2】
- 大規模な浸水や土砂災害が発生した場合でも、地域を繋ぐ道路ネットワークを確保するため、治山・治水、土砂災害対策を着実に進める必要がある。【5-2】

(道路ネットワークの整備) [再掲 (1)]

○災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、主要な幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。【5-2】【6-3】【7-1】

(新丸山ダムの整備促進)

○気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムの整備を促進する必要がある。【1-2】【1-3】

(河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策)

○多くの河川構造物及び砂防施設等が確実に機能するよう制御不能な二次災害を発生させないために適切な整備・維持管理を行う必要がある。【1-2】【1-3】

(大規模盛土造成地対策の実施)

○大規模盛土造成地調査の結果を踏まえ、ランクの評価に基づき対策を講じていく必要がある。【1-1】

(総合的な治水対策)

○地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れないようにするため、河川等のハード対策を重点的に実施する必要がある。【1-2】【6-3】

(文化財等の保護対策の推進)

○地域の文化財を適切に保存するため、平時から文化財の種類や立地する環境を考慮した上で、防火対策や老朽化対策、耐震調査・耐震補強等への支援、また、未指定を含む文化財の把握を進めておく必要がある。また、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして継続的に収集保管し、アーカイブ化を進めておくことも有効である。【6-4】

○生活・民族文化を継承するためには、地域コミュニティの維持・活性化が重要となることから、地域の活性化に向けた効果的な取組を推進する必要がある。【6-4】

○被災地における地場産業の早期復興を支援するための取組を検討する必要がある。【6-4】

(地域防災力の強化)

○市民に対する防災講習や地域での防災訓練の開催、防災リーダーの育成等により、防災意識の向上と地域防災力の強化を図り、自助・共助・公助が一体となった防災体制の形成を図っていく必要がある。

【6-2】【6-4】

(液状化・地盤沈下対策の推進)

○地盤沈下の状況を把握し、その未然防止を図るため、地盤沈下状況の調査・観測を引き続き実施する必要がある。【6-3】

○液状化が発生する危険性がある地域や液状化対策工法などについて、防災イベント等の機会を通じて、広く市民に啓発する必要がある。【6-3】

(3) 農林水産～災害に強い農地・森林づくり～

(農地の活用)

○災害に強いまちづくりを目指し、災害被害を軽減する役割を果たす防災上重要な農地の保全等を総合的、計画的に推進する必要がある。【1-1】【4-5】

(農業施設の排水機能確保)

○農地のたん水による被害の防除のために、普通河川の改修、農業用施設の整備及び土地改良施設の対策を推進する必要がある。【1-2】【4-5】

(農業用ため池の防災対策の推進)

○農業用ため池は、災害時に住宅及び農業用施設等に及ぼす被害を未然に防止するため老朽化対策や耐震化、ハザードマップの作成・周知、管理体制の強化やため池の耐震化など、ハード・ソフトを組み合わせた取組を推進する必要がある。【1-2】

(災害に強い森林づくり)

- 森林の保全や水源涵養、生態系保全など多面的機能を高める適正な森林環境に努める必要がある。【4-5】
- 崩壊や土砂流出の危険が高い箇所を、的確に現状把握するとともに、緊急性の高いものから優先的に対策を進める必要がある。【4-5】

(総合的な水害対策の推進) [再掲 (2,4)]

- 気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムの整備を促進する必要がある。【1-2】

(砂防・治山施設等の整備促進)

- 砂防施設の老朽化が進んでいることから、計画的な維持管理を行う必要がある。【1-3】
- 山間部においては、治山事業により水源の涵養や斜面の崩壊を防ぐための森林の整備や荒廃地再生等を積極的に進めるなど、防災施設の適正な維持管理を行う必要がある。【1-3】
- 土砂災害対策として、県が行う治山事業に協力するとともに、未整備地区の早期整備を要請する必要がある。【1-3】

(流木対策)

- 大量の流木の流出が想定される流域など下流への被害の拡大が懸念される流域において、流木の捕捉効果を高めるための砂防事業の促進を図る必要がある。【1-3】

(農業水利施設の老朽化対策)

- 安定した食料供給に向け、基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。【4-3】

(農林道の整備)

- 地域交通ネットワークの強化のため、計画的に農・林道の整備や農・林道橋の耐震対策、避難路や代替輸送路機能の確保を推進する必要がある。【5-2】

(農地・農業水利施設等の適切な保水管理)

- 農村地域において、農地が有する保水効果など地域保全機能を維持するため、農地や農業水利施設等の保水管理につながる取組を継続する必要がある。【4-5】

(林野火災対策の推進)

- 林野火災の発生防止に向けて、関係機関との連携を強化するとともに、住民に向けて火の適切な取り扱いに関する啓発活動を徹底する必要がある。【4-5】

(4) 都市・住宅／土地利用～災害に強いまちづくり～

(住宅・建築物等の耐震化・防火対策等の促進)

- 住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する支援を行うとともに、個別訪問、建築物耐震改修説明会等、様々な分野から普及啓発を実施する必要がある。【1-1】【5-2】
- 緊急輸送道路の機能確保のため、緊急輸送道路に隣接する建築物等について耐震化を図っていく必要がある。【1-1】【5-2】
- 社会福祉施設等は、災害時に必要な施設であることから助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を進める必要がある。【1-1】【5-2】
- 地震発生時における、電気に起因する火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及や住宅用火災警報器、住宅用消火器などの普及を推進する必要がある。【1-1】【5-2】
- 大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、関係機関と連携し吸水訓練及び放水訓練を実施し、大規模火災時に連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する必要がある。【1-1】【5-2】
- 良好な景観の形成と風致の維持や公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を適正に管理する必要がある。【1-1】【5-2】

(空家対策の推進)

○空家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空家の利活用や特定空家の除却を進めるとともに、空家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、美濃加茂市空家等対策計画に基づき総合的な空家対策を推進する必要がある。【1-1】

(市街地整備の促進)

○大規模火災のリスクが高く、地震時等に危険な美濃太田駅周辺地区等の密集市街地については、延焼防止や緊急車両の通行を可能にする等の防災機能の向上を図るため、市街地再開発事業および駅前再開発道路などの面的整備を促進する必要がある。【1-1】

○立地適正化計画に基づき市街地内の誘導施策を推進する必要がある。【1-1】

(無電柱化対策の推進) [再掲 (1)]

○大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、新設電柱の占用を制限するなど、緊急輸送道路や避難路となる路線の無電柱化対策の推進を図る必要がある。

【1-1】【2-1】【2-3】【5-2】

(公園整備の推進)

○公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的な整備を行う必要がある。【1-1】

○防災拠点に位置付けられている前平公園の計画的な整備を行う必要がある。【1-1】

○防災拠点に位置付けられている牧野ふれあい広場の計画的な整備を行う必要がある。【1-1】

(公園施設の老朽化対策の推進)

○老朽化した公園施設を「都市公園施設長寿命化計画」に基づき更新・整備を行う必要がある。【1-1】

(総合的な水害対策の推進) [再掲 (2,3)]

○気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムの整備を促進する必要がある。【1-2】

○水害の発生頻度を低下させ、財産や暮らしを守るため、国・県・市管理の河川改修等のハード施設整備を計画的に推進するとともに、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進するなど、あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」を推進する必要がある。【1-2】

○加茂川での浸水被害に対して、加茂川総合内水対策事業として種々のハード事業、ソフト事業を進めてきたところである。引き続き土地利用規制や警戒避難体制等を強化していくとともに避難路の整備を推進していく必要がある。【1-2】

○リバーポートパーク美濃加茂に代表される水辺を利用したまちづくりを積極的に進めるとともに、水辺の活用を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る必要がある。

【1-2】

(道路・橋梁の防災対策)

○道路機能を確保するため、法面等危険箇所の対策を必要とする箇所を順次整備するとともに、市街地では延焼防止のための幅員確保と植樹帯の設置を推進する必要がある。【2-3】

○橋梁は、安全点検結果に基づいて補修・耐震工事が必要なものを順次整備する必要がある。【2-3】

(避難所の防災機能・生活環境の向上)

○避難所となる公共施設等の耐震化はもとより、非常用電源、空調設備、バリアフリー化、簡易トイレ、トイレカー、井戸の整備など避難施設の機能の充実や備蓄倉庫を整備し、外国人市民や避難行動要支援者等にも配慮した、多様な食料や日用品を備蓄した施設整備を推進する必要がある。また、避難所運営マニュアルを自主防災組織、施設管理者等との協議により整備し、実行性の向上を図る必要がある。【2-5】【2-7】

○可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を促進する必要がある。【2-5】【2-7】

- 老朽化した指定避難所等の再整備や機能の充実を図ることが必要である。【2-5】【2-7】
- 避難所における感染症等の発症予防及び異常の早期発見早期対応を保健と医療スタッフの連携により構築する必要がある。【2-5】【2-7】

(地域連携・互いの見守り)

- 中濃圏域全体を視野に入れた訓練を実施し、地域連携のあり方や総合的な視点をもって対策に取り組む必要がある。【6-2】【6-4】
- 自助・共助・公助の役割を明確にし、地域で連携して防災・減災に取り組む意識を醸成する必要がある。【6-2】【6-4】

(官民連携)

- 官民一体となって、それぞれが有するスキルやノウハウを活かし、安心安全な避難所設営や効率的・効果的な運営体制を構築する必要がある。【2-5】【3-1】【6-2】

(被災住宅への支援)

- 被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する必要がある。【2-5】【6-5】
- 被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう市職員応援体制に基づく支援を行う必要がある。【2-5】【6-5】

(庁舎等の防災拠点機能の確保・活用)

- 移転が計画されている市役所庁舎について、災害時の受変電設備、非常用発電設備、幹線系統の浸水対策などに配慮していく必要がある。また、防災拠点のバックアップ施設として文化の森の非常用発電施設等を整備する必要がある。【3-1】
- 公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治山・治水対策を着実に推進する必要がある。【3-1】

(公共施設等の防災拠点機能の確保・活用)

- 災害時に応急活動の拠点や指定緊急避難場所等となる公園、学校などの施設について、適切な役割分担を図りながら、応急活動に必要な設備等を整備する必要がある。【3-1】【6-3】【7-2】
- 今後予想される南海トラフの巨大地震等の大規模な災害発生時において円滑な初動活動及び応急対策を行うために、各種設備等を備えた地域防災拠点（救助活動拠点、地域内輸送拠点、ライフライン復旧活動拠点、防災公園）の整備を推進する必要がある。【3-1】【6-3】【7-2】

(地籍調査の促進)

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査の計画的な促進を図る必要がある。【6-5】

(水資源の有効活用)

- 気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、木曾川水系連絡導水路など水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストックを活用した水資源の有効活用を推進する必要がある。【4-4】【5-1】
- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効活用を推進する必要がある。【4-4】【5-1】
- 災害協力井戸制度により、災害時に地域の人に水を提供できる井戸をあらかじめ登録しておくことで、地域にある井戸を活用して災害時の生活用水を確保する必要がある。【4-4】【5-1】

(帰宅困難者対策の推進)

- 大規模災害時には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について広報するとともに、駅周辺での一時滞在のための避難所の開設を支援する必要がある。【2-1】【2-6】
- 本市は外国人市民比率が県内で最も高いことから、大規模災害時には外国人市民の帰宅困難者に対する対応策を講ずる必要がある。【2-1】【2-6】

○大規模災害時には、保護者等の帰宅困難により児童生徒の引渡しが困難となるおそれがあり、対応策を講ずる必要がある。【2-1】【2-6】

○業務継続計画（BCP）の策定の支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことや必要な物資の備蓄等を促すほか、大規模な集客施設等の管理者に対し、利用者の誘導體制の整備を促す必要がある。【2-1】【2-6】

（立地適正化計画の策定及び防災指針の作成推進）

○防災機能強化の観点から、災害リスクの低い地域に医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの施設にアクセスできるまちづくりを進めるため、立地適正化計画の見直し及び防災指針を作成する必要がある。【1-2】【1-3】

（避難施設の確保）

○災害に備え、指定緊急避難場所 55 施設及び指定避難所等（初期対応避難所、第一次避難所、第二次避難所、福祉避難所）を指定しており、引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップ等を活用して広報活動を行い、避難・退避場所の周知強化に努める必要がある。【1-1】

（家具の固定、ブロック塀の除却推進）

○家具の転倒防止対策、照明器具等の落下防止対策のほか、ブロック塀の安全対策、窓ガラス・外壁タイルの落下防止対策を推進する必要がある。【1-1】

（防災教育の推進）

○地域における災害対応力を高めることが重要であり、自治会加入の促進、自主防災組織の強化や防災リーダー、防災士の育成など、地域における既存の仕組み・人材を活用したリスクコミュニケーションの充実を図る必要がある。【1-4】【6-2】

○「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、地震や水害、土砂災害のリスクについて各小学校区などにおいて、毎年、防災訓練とあわせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する必要がある。【1-4】【6-2】

○水辺の活用を進め市民の水辺への意識を高めるかわまちづくり事業を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る必要がある。【1-4】【6-2】

（支援物資の供給等に係る防災拠点機能・広域連携体制の強化）

○物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう実動訓練を継続的に実施する必要がある。【2-1】【4-3】【7-2】

○広域での防災対策強化のため他市町村との連携を推進する必要がある。【2-1】【4-3】【7-2】

○災害時に地域防災拠点（公園、学校など）や広域的な防災拠点が利用できるよう、引き続きトイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置など防災機能を強化する必要がある。

【2-1】【4-3】【7-2】

（応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給）

○建設型応急住宅については、県と連携して建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体からの報告により供給能力等の把握をすることや、応急仮設住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。【2-5】【6-5】

○応急仮設住宅を建設して確保することが困難な場合は、関係団体に協力を求め、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空家の把握に努め、迅速にあっせんできるよう準備に努める必要がある。【2-5】【6-5】

○学校敷地に仮設住宅等を設置した場合の学校機能の低下に対する対応策を講ずる必要がある。

【2-5】【6-5】

（文化財等の保護対策の推進）【再掲（2,13）】

○生活・民族文化を継承するためには、地域コミュニティの維持・活性化が重要となることから、地域の活性化に向けた効果的な取組を推進する必要がある。【6-4】

○被災地における地場産業の早期復興を支援するための取組を検討する必要がある。【6-4】

(環境保全の推進)

- 本市の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等の保全を推進する必要がある。【4-5】【6-4】

(5) 保健医療・福祉～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～

(救急医療体制の充実)

- 救急ワークステーションなどにおいて、高度化する救急業務への対応や、救急現場における円滑な救急サービス・治療体制の確保を図る必要がある。【2-3】【2-4】

(災害医療体制の充実)

- 災害対策本部からの指示に備え、応急救護所に係る準備及び訓練を実施する必要がある。【2-4】
- 市内の地域災害拠点病院である中部国際医療センターを含め、県内の基幹災害拠点病院（2施設）と市外の地域災害拠点病院（10施設）との連携体制を強化していく必要がある。【2-4】
- 迅速な医療活動の実施による救命率の向上のため、救出・傷病者情報の共有、被災地への出動手段等、消防機関等と「災害派遣医療チーム（DMAT）」との連携について事前に検討するとともに、周知に努める必要がある。【2-4】
- 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に必要な資機材や活動マニュアルを整備し、被災時に円滑に活動できる体制を構築する必要がある。【2-4】

(公衆衛生体制の確立)

- 避難所等における集団生活では、新型コロナウイルスなどの感染症が発症しやすい。また、エコノミークラス症候群や生活不活発病も懸念される。このため、水の備蓄、マスク等資材の確保や災害時に適切な行動が取れるよう環境整備や感染症対策等についての知識を啓発する必要がある。【2-4】【2-5】【2-7】

(避難所の防災機能・生活環境の向上) [再掲 (4,13)]

- 避難所となる公共施設等の耐震化はもとより、非常用電源、空調設備、バリアフリー化、簡易トイレ、トイレカー、井戸の整備など避難施設の機能の充実や備蓄倉庫を整備し、外国人市民や避難行動要支援者等にも配慮した、多様な食料や日用品を備蓄した施設整備を推進する必要がある。また、避難所運営マニュアルを自主防災組織、施設管理者等との協議により整備し、実行性の向上を図る必要がある。【2-5】【2-7】
- 可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を促進する必要がある。【2-5】【2-7】
- 老朽化した指定避難所等の再整備や機能の充実を図ることが必要である。【2-5】【2-7】
- 避難所における感染症等の発症予防及び異常の早期発見早期対応を保健と医療スタッフの連携により構築する必要がある。【2-5】【2-7】

(避難所の感染症対策)

- 要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、「美濃加茂市避難所運営マニュアル」を踏まえた避難所の運営を推進する必要がある。【2-5】【2-7】
- 避難所等における新型コロナウイルスなどの感染症対策のため、ホテル・旅館等の活用、在宅避難や親戚・友人宅等への避難など避難所における密集状態の回避についての検討やマスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄などの対策を促進する必要がある。【2-5】【2-7】
- 避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報伝達の方策を検討していく必要がある。【2-5】【2-7】

(災害関連死の予防)

○災害のフェーズに応じた保健師等による災害時保健活動を実践し、避難所の環境整備、避難所及び在宅避難者等への情報提供及び啓発、要配慮者の把握、健康相談及び医療の提供等について、メンタルケアも含めた健康管理を実施し、災害関連死の予防を図る必要がある。【2-5】

(要配慮者支援の推進)

○避難行動要支援者の内、家族等からの避難支援が得られない者の個別支援計画を自治会や自主防災組織などとの連携により策定する必要がある。【1-4】

(帰宅困難者対策の推進) [再掲 (4)]

○大規模災害時には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について広報するとともに、駅周辺での一時滞在のための避難所の開設を支援する必要がある。【2-1】【2-6】

○本市は外国人市民比率が県内で最も高いことから、大規模災害時には外国人市民の帰宅困難者に対する対応策を講ずる必要がある。【2-1】【2-6】

○大規模災害時には、保護者等の帰宅困難により児童生徒の引渡しが困難となるおそれがあり、対応策を講ずる必要がある。【2-1】【2-6】

○業務継続計画（BCP）の策定の支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことや必要な物資の備蓄等を促すほか、大規模な集客施設等の管理者に対し、利用者の誘導體制の整備を促す必要がある。【2-1】【2-6】

(医療・福祉・介護人材の育成・確保)

○高齢化が進展する中、引き続き計画的な医療・福祉・介護といった人材の育成・確保に平時から取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備等により、医療・福祉・介護人材の災害対応力の連携・強化を図り、災害時に医療・介護の絶対的不足による被害の拡大を生じないようにしていく必要がある。【2-4】【6-2】

(社会福祉施設等への支援)

○社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、今後も現状にあわせた防災計画の見直しや業務継続計画（BCP）策定、連携体制の強化に努める必要がある。【2-4】

(6) 産業～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～

(企業誘致の推進)

○東海環状自動車道、国道などの広域幹線道路による交通利便性を活かし、首都圏等に立地する本社機能等の移転促進、企業誘致に向けた取組を図る必要がある。【4-1】

(BCP等の策定支援)

○市内企業における業務継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画策定への啓発や支援を行い、業務継続計画策定及び事業継続力強化を促進する必要がある。【4-1】

(観光の振興)

○ぎふ清流里山公園や太田宿中山道会館、みのかも健康の森、リバーポートパーク美濃加茂などの観光施設があり、適切な維持管理・機能拡充を行う必要がある。また、名古屋市から30km圏内と至近距離にあることから、日帰り型観光が中心であり、帰宅困難者対策などの災害対策を進める必要がある。

【2-6】【4-1】

(7) ライフライン・情報通信～生活基盤の維持～

(防災行政無線、広報車巡回の強化)

○防災行政無線については、デジタル化の新技术を活用し機能拡充を進めるとともに長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、広報車による巡回広報など代替手段についても検討を行う必要がある。【1-4】

(防災教育の推進) [再掲 (4,10)]

- 地域における災害対応力を高めることが重要であり、自治会加入の促進、自主防災組織の強化や防災リーダー、防災士の育成など、地域における既存の仕組み・人材を活用したリスクコミュニケーションの充実を図る必要がある。【1-4】【6-2】
- 「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、地震や水害、土砂災害のリスクについて各小学校区などにおいて、毎年、防災訓練とあわせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する必要がある。【1-4】【6-2】
- 水辺の活用を進め市民の水辺への意識を高めるかわまちづくり事業を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る必要がある。【1-4】【6-2】

(情報伝達ツールの多重化)

- ICT技術の活用や防災ラジオにより情報収集・伝達体制の強化を進める一方で、多くの市民に携帯電話やインターネットが普及している現在では、これを利用して防災情報の効果的・積極的な活用を推進する必要がある。【1-4】

(下水道施設の整備・保全)

- 災害時において下水道施設等が寸断されると、二次災害の発生、応急対策の遅延等極めて広範囲に影響を及ぼすことが懸念されるため、施設の耐震性や耐水性の確保に努める必要がある。【1-2】【5-1】
- 木曽川・加茂川の氾濫に加え、内水量増加による雨水ポンプ場・ゲート機場の機能不全による浸水長期化への対策や雨水管渠整備を推進する必要がある。【1-2】【5-1】

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- 水道施設は、取水、配水施設、管路等の耐震性の強化や応急バックアップ機能の強化、広域応援体制の確保を進めるとともに飛騨川や上流部の濁水等による断水対策の強化などを計画的に推進する必要がある。【2-1】【5-1】
- 水道施設における耐震化の現状を周知し、特に、医療機関及び避難所などの緊急時給水拠点となる施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施していく必要がある。【2-1】【5-1】
- 衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要で下水道施設の耐震化、老朽化対策を促進する必要がある。【2-1】【5-1】

(水道施設の整備・保全)

- 水道水の安定供給と二次災害防止のため、取水、配水施設、管路等の耐震性の強化や応急バックアップ機能の強化、広域応援体制の確保などを計画的に推進する必要がある。【4-4】【5-1】

(水源の多元化)

- 災害時の水道水の安定供給を図るため、県営水道のバックアップ管による供給ができるように協議を進める必要がある。【4-4】【5-1】

(業務継続体制の整備)

- 被災時に備え、職員の安否・参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の選定等について、引き続き維持する必要がある。【3-1】
- 災害時に必要な業務の継続、あるいは業務基盤を早期に立ち上げるための業務継続計画（BCP）の実効性を高めていく必要がある。【3-1】

(大規模停電対策の推進)

- 暴風に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、県、市、電気事業者が連携して事業計画を作成し危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する必要がある。【5-1】

(上下水道施設の災害時応援体制の確保)

- 上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する必要がある。また、公益社団法人日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援が円滑に実施されるよう必要な調整を行う必要がある。

【5-1】

○災害復旧の迅速化等に向け、汚水処理に関する業務を行う関係団体との災害時応援協定に基づき、県、市町村及び関係団体との共同防災訓練を実施する必要がある。【5-1】

(避難計画策定の促進)

○洪水浸水想定区域図や水害危険情報図等により洪水時のリスクを認識するなど、平常時からリスクに備えるとともに、住民の防災意識を向上させるなど避難体制の整備を支援する必要がある。

【1-2】【1-4】

○高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、要配慮者施設の避難確保計画を策定する必要がある。【1-2】【1-4】

(総合的な土砂災害対策の推進) [再掲 (2,8)]

○ハード対策で対応できない箇所については、県と連携して立地規制等を行うとともに、住民に対してハザードマップで示された土砂災害警戒区域の周知や土砂災害警戒情報が発令された時の個々の行動について防災訓練等を通じて確認するよう努めることが必要である。【1-3】

○土砂災害特別警戒区域にある建築物について建替時に安全な区域へ移転してもらうための市独自の助成制度をより活用しやすい制度にしていく必要がある。【1-3】

(外国人市民向け情報提供手段の強化)

○本市は外国人市民比率が県内で最も高いことから、外国人市民向け情報提供手段として、避難情報の多言語化及び情報発信方法の整備等の取組を促進する必要がある。【1-4】

(災害用伝言ダイヤルの普及促進)

○被災者が安否確認する重要な通信手段として、通信会社と連携して災害用伝言ダイヤル（171）の普及促進を図る必要がある。【1-4】

(防災情報通信システムの維持管理)

○災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、災害時においても確実に運用できるよう適正に維持管理を行う必要がある。【1-4】

(輸送拠点の整備)

○県外からまたは市町村域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための一時集積配分拠点の整備を図る必要がある。【2-1】

○防災拠点に位置付けられている牧野ふれあい広場の計画的な整備を行う必要がある。【2-1】

(孤立集落の発生に備えた通信手段・防災備品等の確保)

○災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段を確保する必要がある。【2-2】【7-1】

○孤立地域内での生活が維持できるように、各自が食料品等の備蓄や応急給水体制の整備などを促進する必要がある。【2-2】【7-1】

(自然エネルギーの活用)

○ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、民間発電施設との連携強化や代替機能を確保するため、避難所、その他公共施設への自然エネルギーを活用した電力の確保を図る必要がある。

【2-1】【5-1】

(農業集落排水施設の機能保全)

○農業集落排水施設については、汚水処理施設の機能確保のため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施しており、引き続き計画的に推進する必要がある。【5-1】

(ライフラインの代替機能の確保)

○ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、井戸水による生活用水の確保、簡易トイレの備蓄、応急給水用資機材等（給水タンク、給水車等）の整備、ガスの応急復旧による供給などの代替機能の確保を図る必要がある。【5-1】

(電気事業者の災害対応力強化)

○大規模災害に伴う電力の長期供給停止を発生させないため、災害を想定した訓練を引き続き実施していくとともに、他電気事業者から受け入れた応援要員の早期稼働、迅速なドローンの活用に向けた運用整備、復旧作業に注力できる支援体制の整備など、早期復旧のための体制を強化することが必要である。【5-1】

(情報通信事業者の災害対応力強化)

○災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、通信事業者や県・市等関係機関との連携体制の強化を図る必要である。【5-1】

(ガス事業者の災害対応力強化)

○都市ガスについては、引き続き耐震性に優れたガス管への取換えを計画的に推進する必要がある。【5-1】
○災害時にガス供給を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や市町村等関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。【5-1】

(8) 行政機能～公助の強化～

(防災マップの周知)

○全戸配布されている地震防災マップ（震度分布、建物・液状化危険度）、ハザードマップ（避難所マップ付）、ため池ハザードマップ等の見方やハザードマップウェブ版や使い方を市民に周知する必要がある。【1-1】【1-4】

(消防力の強化)

○適切な消防活動が迅速に行えるように、当市を管轄する可茂消防事務組合消防本部及び消防団の消防資機材の整備充実、高度救助用資機材の整備など、消防力の強化を図る必要がある。【1-1】

(初期消火対策)

○災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、防火知識の普及と初期消火等一般的な消火技術の修得について、関係機関との協力による火災予防訓練や自主防災組織等による消火器取扱訓練等の啓発活動を行う必要がある。【1-1】

(避難計画策定の促進) [再掲 (7)]

○洪水浸水想定区域図や水害危険情報図等により洪水時のリスクを認識するなど、平常時からリスクに備えるとともに、住民の防災意識を向上させるなど避難体制の整備を支援する必要がある。【1-2】【1-4】

○高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、要配慮者施設の避難確保計画を策定する必要がある。【1-2】【1-4】

(総合的な土砂災害対策の推進) [再掲 (2,7)]

○ハード対策で対応できない箇所については、県と連携して立地規制等を行うとともに、住民に対してハザードマップで示された土砂災害警戒区域の周知や土砂災害警戒情報が発令された時の個々の行動について防災訓練等を通じて確認するよう努めることが必要である。【1-3】

○土砂災害特別警戒区域にある建築物について建替時に安全な区域へ移転してもらうための市独自の助成制度をより活用しやすい制度にしていく必要がある。【1-3】

(要配慮者支援の推進) [再掲 (5,10)]

○災害時の要配慮者（高齢者や障がいのある人など）の安全確保を図るため、避難経路、移送手段等の事前確認を行うほか、情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりなど地域ぐるみの取組を推進する必要がある。【1-4】

○避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援等関係者に提供するほか、関係機関の協力を得て洪水時または土砂災害に係る避難確保計画の作成を支援する必要がある。【1-4】

○避難行動要支援者の内、家族等からの避難支援が得られない者の個別支援計画を自治会や自主防災組織などとの連携により策定する必要がある。【1-4】

(支援物資の供給等に係る防災拠点機能・広域連携体制の強化) [再掲 (4,11)]

○物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう実動訓練を継続的に実施する必要がある。【2-1】【4-3】【7-2】

○広域での防災対策強化のため他市町村との連携を推進する必要がある。【2-1】【4-3】【7-2】

○災害時に地域防災拠点（公園、学校など）や広域的な防災拠点が利用できるよう、引き続きトイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置など防災機能を強化する必要がある。

【2-1】【4-3】【7-2】

(受援体制・広域連携の強化)

○災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、引き続き国、県、隣接市町等との連携の強化を図る必要がある。【2-3】【2-6】【3-1】【7-1】

○災害時に、市外から救援物資や自衛隊、警察、消防等の応援部隊の受け入れ体制を確立するとともに、受援または支援体制の実効性の確保・向上を図る必要がある。【2-3】【3-1】【7-1】

○応援職員等の役割や受け入れオペレーション（体制、執務室、宿泊場所、女性への配慮等）の明確化による受援体制の強化を図る必要がある。【2-3】【3-1】【7-1】

(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)

○住民主体での避難行動を促進するため、各種防災情報や避難情報を一元的にわかりやすく提供し、災害時だけでなく平時から広く活用されるよう更なる周知に取り組むとともに、発信する情報の充実や、様々な手段での情報発信を進める必要がある。【1-4】

○災害時に避難情報等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、「すぐメールみのかも」や市 LINE 公式アカウント（スマホ市役所）等の SNS を活用した情報発信など情報伝達を強化する必要がある。

【1-4】

○河川の監視において水位計やカメラを活用し、住民への情報伝達の強化を進める必要がある。

【1-2】【1-4】

○水防団、消防団等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について、水防団と連携し、出水時に異常があった場合の関係者間の連絡体制、水防団の作業体制や工法等を確認する必要がある。【1-2】【1-4】

○道路交通の混乱を回避することや、緊急車両等の円滑な通行を可能とするため、発災時における通行規制情報について、インターネット等の各メディア、道路交通情報センター等を活用し、道路通行規制情報をわかりやすく提供する必要がある。【1-4】

○防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化を検討する必要がある。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報などアナログ手法に加え、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた代替手段も検討する必要がある。【1-4】

○平時における聴覚障がい者への意思疎通支援のため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者を養成してきたが、これらの人材が災害時においても対応できるよう、意思疎通支援事業の実施や現任者のスキルアップ研修を実施するなど従事者の資質向上を促進する必要がある。【1-4】

○音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Net119 緊急通報システム」について周知を図る必要がある。【1-4】

○学校が避難所になった際の情報伝達の方法の不備が懸念されることから、その対策を行う必要がある。

【1-4】

(切れ目のない被災者生活再建支援)

○被災者が、被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援を受けることができるよう、被災者に対する生活支援情報を発信する必要がある。【3-1】

○避難者等が、一人ひとりの事情や状況に応じて適切な支援が受けられるよう、避難者等一人ひとりに着目した支援に取り組む必要がある。こうした支援は、被災者が抱える様々な課題に対応するための専門性が求められることから、「災害ケースマネジメント」の考え方を取り入れ、関係者間での支援のあり方について議論を深め、災害時に機能する体制を構築していく必要がある。【3-1】

(迅速な災害復旧体制の整備)

○水害・土砂災害や大規模災害等により公共施設が被災した際、復旧工法の早期立案を支援する災害復旧支援隊（DRS）や災害査定前着工、工場であらかじめ製造されたプレキャスト製品を積極的に活用するとともに、新技術を活用し災害査定効率化を図るなど、早期復旧に向けた取組を推進する必要がある。【6-3】【7-2】

(非常用物資の備蓄促進)

○家庭等における備蓄は、災害発生後3日分の自主的な備蓄促進の啓発に取り組むとともに、市の公共備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化を促進する必要がある。【2-1】【4-3】

○発災時は、学校給食が停止するおそれがあることから、給食用の食料・飲料水の備蓄を推進する必要がある。【2-1】【4-3】

(消防団員等人材の確保・育成)

○短期的・局地的豪雨等による自然災害が頻発するとともに、南海トラフ地震の発生も危惧される中、複雑・多様化する災害への消防職員及び消防団員等の対応能力を高めるための教育環境を整備する必要がある。【2-3】【6-2】

(災害対応力強化のための資機材整備)

○市内の防災備蓄倉庫への災害用装備資機材の配備増強、更新を図るほか、大型備蓄倉庫や指定避難所に隣接した避難所用備蓄倉庫などの整備を図る必要がある。【2-3】【7-2】

(庁舎等の防災拠点機能の確保・活用) [再掲 (4)]

○移転が計画されている市役所庁舎について、災害時の受変電設備、非常用発電設備、幹線系統の浸水対策などに配慮していく必要がある。また、防災拠点のバックアップ施設として文化の森の非常用発電施設等を整備する必要がある。【3-1】

○公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治山・治水対策を着実に推進する必要がある。【3-1】

○分庁舎においては、非常電源（自家発電）設備がないことへの対応策を講ずるとともに庁外の関係機関との連携を講ずる必要がある。【3-1】

○庁舎等の防災拠点機能を確保するため、警察機能と連携する必要がある。【3-1】

○大規模災害時には、庁内各部署の連携や庁内の総合調整への対応策を講ずる必要がある。【3-1】

(公共施設等の防災拠点機能の確保・活用) [再掲 (4)]

○災害時に応急活動の拠点や指定緊急避難場所等となる公園、学校などの施設について、適切な役割分担を図りながら、応急活動に必要な設備等を整備する必要がある。【3-1】【6-3】【7-2】

○今後予想される南海トラフの巨大地震等の大規模な災害発生時において円滑な初動活動及び応急対策を行うために、各種設備等を備えた地域防災拠点（救助活動拠点、地域内輸送拠点、ライフライン復旧活動拠点、防災公園）の整備を推進する必要がある。【3-1】【6-3】【7-2】

(災害初動対応力の強化)

○災害対応に従事する市職員の対応力を高めるため、ドローンや情報連絡員用タブレットなど新たに導入した資機材の活用方法の確認を含め、訓練または研修を実施し、対応手順の習熟を図る必要がある。【3-1】【7-1】

○大規模災害発生時に、国や県に対し円滑に職員の応援要請が行えるよう、災害支援の経験や教訓を活かした受援ニーズの共有・調整を図るための仕組みについて検討する必要がある。【3-1】【7-1】

(業務継続体制の整備) [再掲 (7)]

- 被災時に備え、職員の安否・参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の選定等について、引き続き維持する必要がある。【3-1】
- 災害時に必要な業務の継続、あるいは業務基盤を早期に立ち上げるための業務継続計画（BCP）の实效性を高めていく必要がある。【3-1】

(浄水場、処理場、配水池等の供給途絶への対策推進)

- 大規模災害時に浄水場、処理場、配水池等における必要な薬品、部材等の流通が途絶することへの対応策を講ずる必要がある。また、下水道処理場の汚泥搬出停止により処理水質が低下することへの対応策を講ずる必要がある。【2-1】【4-3】

(備蓄の推進)

- 防災備蓄倉庫（8地区）や大型備蓄倉庫を設置して災害時に必要な資機材を備蓄しており、今後はさらに、指定避難所に隣接した避難所用備蓄倉庫を整備する必要がある。【5-1】【7-2】

(職員参集体制の確立)

- 美濃加茂市業務継続計画（BCP）に基づいて、引き続き、非常時優先業務を迅速かつ的確に執行するための職員の確保体制の維持、広域・市内部の応援要請等に努める必要がある。【3-1】【6-2】

(被害想定の見直し)

- 国、県による南海トラフ地震被害想定の見直し内容を踏まえた上で、市の被害想定の見直しを含め、現状の課題整理や今後取組むべき防災・減災対策の検討を推進する必要がある。【1-1】

(災害に伴う事象の複数かつ同時発生時における対応力の強化)

- 災害時には、「孤立」や「救助・救急活動の遅れ」「物資の供給途絶」など、災害に伴う事象が複数かつ同時に発生することも想定した上で、平時から、国、県、近隣市町村、民間事業者等の様々な関係機関と連携した取組を進める必要がある。【7-1】
- 大規模災害発生時に孤立地域が発生した場合には、孤立地域に対する迅速な支援が行えるよう、毎年度、孤立予想地域を調査するとともに、備蓄・資機材の充実を促進する必要がある。また、当該調査の結果を関係機関とも共有した上で、実施的な訓練を継続して実施する必要がある。【7-1】

(複合災害への対応力の強化)

- 大雨により土砂災害や洪水による被害が発生する中での台風の接近や、大雪が続く中での地震の発生といった、様々な複合災害を想定した図上訓練を引き続き実施し、効率的な情報の集約・分析や、早期復旧に向けた関係機関との優先復旧箇所の選定といった具体的な対策の立案など、複合災害への対応力の強化を図るとともに、訓練の結果を踏まえ、各種災害ごとの対応に用いる計画やマニュアル等の見直しを図る必要がある。【7-2】
- 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員したことで後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意するとともに、限られた要因・資機材の投入判断や支援要請の早期判断について、あらかじめ関係する計画に定めておく必要がある。【7-2】

(複合災害発生リスクの周知・啓発)

- 令和6年能登半島地震からの復旧・復興が進められている地域において発生した河川の氾濫等による浸水被害や土砂災害なども踏まえ、命を最優先にした迅速な避難が行われるよう、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、市民に周知・啓発を図る必要がある。
【1-4】【7-2】
- 地震等の災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた際には、暫定基準に基づく避難指示の発令等を適切に行い、市民に対し通常基準との違いなどについて広く周知を図る必要がある。【1-4】【7-2】

(復興事前準備・事前復興の推進)

- 「石川県創造的復興プラン」に基づく石川県の復興状況について注視するとともに、国のガイドラインや手引きを踏まえて、地域の特性に応じた復興まちづくりを計画的に進める必要がある。【6-6】
- 大規模災害からの復興に際して必要となる各種手続き等について、実際の運用事例やその判断基準を整理し、災害復旧を効率的・効果的に行うための取組・手順等について、事前に整理・検討する必要がある。【6-6】

(緊急地震速報時の対応強化)

- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）で受信した緊急地震速報（推定震度5弱以上、猶予時間20秒以上）を防災行政無線等で市民に伝達するとともに、保育園及び学校等は緊急地震速報受信システムにより受信し、館内放送をする必要がある。【1-1】
- 気象台から受理した地震情報及び震度情報ネットワークシステムから得られる震度情報のうち、必要な情報を住民等に伝達する必要がある。【1-1】

(出火防止対策)

- 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策などについて、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で、近隣の人々と協力して行う救助活動等の実践的な防災教育を行う必要がある。【1-1】

(ぎふ清流里山公園の防災拠点としての活用)

- ぎふ清流里山公園を災害時における防災拠点として利用できるようにしていく必要がある。【2-1】

(孤立集落が発生した場合の応急給水不能への対応)

- 長期にわたり孤立集落が発生した場合、応急給水の不能が懸念されることから対応策を講ずる必要がある。【2-2】【7-1】

(バックアップ体制の整備)

- 大規模災害により、消防本部及び消防署の機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設を確保する必要がある。【2-3】

(防災ヘリコプターの広域応援体制の整備)

- 災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合には、広域かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る必要がある。【2-3】

(広域連携の推進)

- 県域を越えた広域相互応援、県内の応援要請及び応援活動など多重的な広域連携の強化を図る必要がある。【3-1】

(災害時における食料供給体制の確保)

- 家庭、地域、事業者等での自主的備蓄を推進するとともに、災害用非常食や生活物資等の調達、他市町村との相互応援協定や防災関係機関及び流通在庫等の保有業者との連携など迅速な供給を行う体制を今後も維持する必要がある。【2-1】【4-3】

(学校施設の避難所活用への対応)

- 避難所としての学校施設の活用にあたっては、食料や物資の供給途絶、給食センターへの学校給食食材の供給途絶が懸念されることへの対応策を講ずる必要がある。【4-3】

(災害対策用資機材の確保・充実)

- 平時における防災備蓄倉庫や大型備蓄倉庫、避難所用備蓄倉庫などの災害対策用資機材の確保、点検を継続して災害に備える必要がある。【6-2】【7-2】

(応急危険度判定)

- 建築士事務所協会と協力し、一般建築物の耐震性の向上について啓発するとともに、被災建物応急危険度判定マニュアル等に基づく地震災害時に被災建築物の応急危険度判定を速やかに行う体制を確立する必要がある。【6-2】

(被害認定調査への効率化)

○被災者の生活再建支援に際し、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に理解を得るよう努める必要がある。【6-2】

(TEC-FORCE との連携強化)

○市が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）及び現地情報連絡員（リエゾン）の派遣や受け入れに係る体制の確立を図り、災害初動対応の充実に努める必要がある。【6-2】

(9) 環境～廃棄物及び有害物質対策～

(災害廃棄物対策の推進)

○災害廃棄物が被災者の生活の支障にならないよう仮置場の設置訓練を実施するとともに事業者と連携し、処理先を確保する。また、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査を計画的に実施しておく必要がある。【4-2】【6-1】

○災害時に備え、平時から市民・事業者・市が連携し、廃棄物の減量・処理や環境保全などに関する様々な講座やイベントなどの環境教育を推進する必要がある。【4-2】【6-1】

(河川に流出したごみ等の撤去)

○河川の流水を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組にあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る必要がある。【6-1】

(放射線モニタリング体制の確保)

○福井県内の原子力発電所における原子力災害が発生した際に、本市における放射線の影響を適切に把握できるようにするため、国や県、関係機関と連携し、空間放射線量の適切なモニタリング体制を維持する必要がある。【7-2】

○平常時の環境放射線量等のデータを収集し、緊急時における対策のための基礎データとする必要がある。また、年間を通じ、測定データを市ホームページ等に掲載し、情報を公開する必要がある。【7-2】

○平常時及び緊急時においてモニタリングを行うために、放射線測定器を整備する必要がある。【7-2】

(大気中の汚染物質の測定体制の充実)

○汚染物質の大気中への大規模放出が発生した場合に、迅速に覚知し、拡散防止対策が取れるよう県と連携し、体制の維持・強化に努める必要がある。【6-1】

(危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査)

○可茂消防事務組合と連携し、防火対象物の関係者に対し、防火等に関する専門的な知識、技術の指導あるいは施設に対する立入検査を行い、火災予防の指導を行う必要がある。【6-1】

○高圧ガス、火薬類、危険物等の管理者及び取扱者は、これらの管理に十分注意して災害により保管場所が危険となった時は、可茂消防事務組合、加茂警察署その他関係機関へ速やかに連絡するなど引き続き指導に努める必要がある。【6-1】

(被災動物等の対策)

○災害発生時には、飼い主不明または負傷した被災動物（ペット等）が多数生じるとともに、多くの被災者が動物（ペット）を伴い避難所に避難してくることが予想されるため、県及び獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力・連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を講じる必要がある。【6-4】

2) 横断的分野

(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成～自助・共助の最大化～

(避難施設の確保) [再掲 (4)]

○災害に備え、指定緊急避難場所 55 施設及び指定避難所等（初期対応避難所、第一次避難所、第二次避難所、福祉避難所）を指定しており、引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップ等を活用して広報活動を行い、避難・退避場所の周知強化に努める必要がある。【1-1】

(地域連携・互いの見守り) [再掲 (4)]

○中濃圏域全体を視野に入れた訓練を実施し、地域連携のあり方や総合的な視点をもって対策に取り組む必要がある。【6-2】【6-4】

○自助・共助・公助の役割を明確にし、地域で連携して防災・減災に取り組む意識を醸成する必要がある。【6-2】【6-4】

(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化) [再掲 (8,13)]

○水防団、消防団等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について、水防団と連携し、出水時に異常があった場合の関係者間の連絡体制、水防団の作業体制や工法等を確認する必要がある。【1-2】【1-4】

○道路交通の混乱を回避することや、緊急車両等の円滑な通行を可能とするため、発災時における通行規制情報について、インターネット等の各メディア、道路交通情報センター等を活用し、道路通行規制情報をわかりやすく提供する必要がある。【1-4】

○学校が避難所になった際の情報伝達の方法の不備が懸念されることから、その対策を行う必要がある。【1-4】

○河川の監視において水位計やカメラを活用し、住民への情報伝達の強化を進める必要がある。【1-2】【1-4】

○住民主体での避難行動を促進するため、各種防災情報や避難情報を一元的にわかりやすく提供し、災害時だけでなく平時から広く活用されるよう更なる周知に取り組むとともに、発信する情報の充実や、様々な手段での情報発信を進める必要がある。【1-4】

○災害時に避難情報等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、「すぐメールみのかも」や市 LINE 公式アカウント（スマホ市役所）等の SNS を活用した情報発信など情報伝達を強化する必要がある。【1-4】

(情報伝達ツールの多重化) [再掲 (7,13)]

○ICT 技術の活用や防災ラジオにより情報収集・伝達体制の強化を進める一方で、多くの市民に携帯電話やインターネットが普及している現在では、これを利用して防災情報の効果的・積極的な活用を推進する必要がある。【1-4】

(防災行政無線、広報車巡回の強化) [再掲 (7,13)]

○防災行政無線については、デジタル化の新技术を活用して機能拡充を進めるとともに長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、広報車による巡回広報など代替手段についても検討を行う必要がある。【1-4】

(外国人市民向け情報提供手段の強化) [再掲 (7)]

○本市は外国人市民比率が県内で最も高いことから、外国人市民向け情報提供手段として、避難情報の多言語化及び情報発信方法の整備等の取組を促進する必要がある。【1-4】

(防災教育の推進) [再掲 (4,7)]

○地域における災害対応力を高めることが重要であり、自治会加入の促進、自主防災組織の強化や防災リーダー、防災士の育成など、地域における既存の仕組み・人材を活用したリスクコミュニケーションの充実を図る必要がある。【1-4】【6-2】

○「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、地震や水害、土砂災害のリスクについて各小学校区などにおいて、毎年、防災訓練とあわせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する必要がある。【1-4】【6-2】

○水辺の活用を進め市民の水辺への意識を高めるかわまちづくり事業を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る必要がある。【1-4】【6-2】

（住民主体での避難対策の強化）

○風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事としてとらえ、あらかじめ避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取組を推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる必要がある。また、デジタル版「災害・避難カード」についても広く市民に普及していく必要がある。【1-4】

（要配慮者支援の推進）【再掲（5,8）】

○災害時の要配慮者（高齢者や障がいのある人など）の安全確保を図るため、避難経路、移送手段等の事前確認を行うほか、情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりなど地域ぐるみの取組を推進する必要がある。【1-4】

○避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援等関係者に提供するほか、関係機関の協力を得て洪水時または土砂災害に係る避難確保計画の作成を支援する必要がある。【1-4】

（受援体制の整備）

○国、県、他市町村、防災機関、民間事業者等と災害応援協定の締結を推進し、実効性を高めるとともに、ノウハウや能力等を活用できる民間事業者等への理解と協力を努める必要がある。【2-3】【3-1】

（災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成）

○大規模災害発生時に個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、社会福祉協議会を中心として「災害ボランティアセンター活動マニュアル」の活動指針を基に、受入窓口の組織づくりやボランティアの組織化、情報ネットワーク体制の整備等を推進する必要がある。【6-2】

○効果的なボランティア活動を推進するため、ボランティア、関係機関及び市との間での情報共有が重要で、ボランティア活動を統括する情報ネットワークシステムや活動拠点の整備を促進する必要がある。【6-2】

○建設業界・上下水道業界など、行政と災害協定等を結んでいる民間企業・団体が労働者不足や労働者の被災により災害復旧に当たれないことへの対応策を講ずる必要がある。【6-2】

（防災人材の育成・活躍促進）

○市内及び各地域で活躍できる防災士などの防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が自主防災組織等と連携を深め、それぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する必要がある。

【6-2】

（地域防災力の強化）【再掲（2）】

○市民に対する防災講習や地域での防災訓練の開催、防災リーダーの育成等により、防災意識の向上と地域防災力の強化を図り、自助・共助・公助が一体となった防災体制の形成を図っていく必要がある。

【6-2】【6-4】

（コミュニティ活動の担い手養成）

○地域のコミュニティ活動と防災活動を組み合わせること等により、災害の被害を予防、軽減するため自主防災組織の育成・活動を促進する必要がある。【6-2】【6-4】

○地域ごとの状況や地域の抱える課題に即した災害時の活動マニュアルの作成支援や出前講座等を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する必要がある。【6-2】【6-4】

(11) 官民連携～民間リソースを活かした対応力強化～

(支援物資の供給等に係る防災拠点機能・広域連携体制の強化) [再掲 (4,8)]

- 物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう実動訓練を継続的に実施する必要がある。【2-1】【4-3】【7-2】
- 広域での防災対策強化のため他市町村との連携を推進する必要がある。【2-1】【4-3】【7-2】
- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定の締結を推進するとともに、災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。【2-1】【4-3】【7-2】

(官民連携) [再掲 (4)]

- 物資供給、医療救護、緊急救援、応急復旧、救済者支援、新技術活用など、様々な観点から、関係団体・民間事業者との新たな災害時応援協定締結の検討を進める必要がある。【2-5】【3-1】【6-2】
- 災害時において、各協定締結団体が迅速に活動できるよう、平時から「顔の見える」関係を構築する必要がある。【2-5】【3-1】【6-2】

(非常用物資の備蓄促進) [再掲 (8)]

- 家庭等における備蓄は、災害発生後3日分の自主的な備蓄促進の啓発に取組むとともに、市の公共備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化を促進する必要がある。【2-1】【4-3】
- 発災時は、学校給食が停止するおそれがあることから、給食用の食料・飲料水の備蓄を推進する必要がある。【2-1】【4-3】

(個人備蓄の推進)

- 災害発生後は生活物資等の入手が困難となる可能性があるため、3日分の生活に必要な食料、飲料水、生活必需品等の自主的な備蓄の推進を図る必要がある。【2-1】【4-3】

(受援体制の整備) [再掲 (10)]

- 国、県、他市町村、防災機関、民間事業者等と災害応援協定の締結を推進し、実効性を高めるとともに、ノウハウや能力等を活用できる民間事業者等への理解と協力を努める必要がある。【2-3】【3-1】

(救出救助に係る連携体制の強化)

- 自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携する訓練を引き続き実施、関係機関の連絡体制を強化する必要がある。【2-3】【7-1】
- 災害時には、安否不明者捜索・救出救助活動の効率化・円滑化を図るため、携帯電話事業者に対する要救助者の位置情報提供要請の積極的な活用を推進する必要がある。【2-3】【7-1】

(災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成) [再掲 (10)]

- 大規模災害発生時に個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、社会福祉協議会を中心として「災害ボランティアセンター活動マニュアル」の活動指針を基に、受入窓口の組織づくりやボランティアの組織化、情報ネットワーク体制の整備等を推進する必要がある。【6-2】
- 効果的なボランティア活動を推進するため、ボランティア、関係機関及び市との間での情報共有が重要で、ボランティア活動を統括する情報ネットワークシステムや活動拠点の整備を促進する必要がある。【6-2】
- 建設業界・上下水道業界など、行政と災害協定等を結んでいる民間企業・団体が労働者不足や労働者の被災により災害復旧に当たれないことへの対応策を講ずる必要がある。【6-2】

(12) メンテナンス・老朽化対策～社会インフラの長寿命化～

(住宅・建築物等の耐震化・防火対策等の促進) [再掲 (4)]

- 住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する支援を行うとともに、個別訪問、建築物耐震改修説明会等、様々な分野から普及啓発を実施する必要がある。【1-1】【5-2】
- 緊急輸送道路の機能確保のため、緊急輸送道路に隣接する建築物等について耐震化を図る必要がある。【1-1】【5-2】

○社会福祉施設等は、災害時に必要な施設であることから助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を進める必要がある。【1-1】【5-2】

(公共施設等の耐震化、老朽化対策)

○公共施設・インフラ施設の耐震化、老朽化対策については「個別施設計画（長寿命化計画）」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。【1-1】【6-3】

(公園施設の老朽化対策の推進) [再掲 (4)]

○老朽化した公園施設を「都市公園施設長寿命化計画」に基づき更新・整備を行う必要がある。【1-1】

(道路施設の維持管理) [再掲 (1)]

○舗装・橋梁・トンネル等の道路施設については、老朽化が進行しており、計画的な耐震化・長寿命化対策に取り組む必要がある。【5-2】【7-1】

(下水道施設の整備・保全) [再掲 (7)]

○災害時において下水道施設等が寸断されると、二次災害の発生、応急対策の遅延等極めて広範囲に影響を及ぼすことが懸念されるため、施設の耐震性や耐水性の確保に努める必要がある。【1-2】【5-1】

○木曾川・加茂川の氾濫に加え、内水量増加による雨水ポンプ場・ゲート機場の機能不全による浸水長期化への対策や雨水管渠整備を推進する必要がある。【1-2】【5-1】

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進) [再掲 (7)]

○水道施設は、取水、配水施設、管路等の耐震性の強化や応急バックアップ機能の強化、広域応援体制の確保を進めるとともに飛騨川や上流部の濁水等による断水対策の強化などを計画的に推進する必要がある。【2-1】【5-1】

○水道施設における耐震化の現状を周知し、特に、医療機関及び避難所などの緊急時給水拠点となる施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施していく必要がある。【2-1】【5-1】

○衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要で下水道施設の耐震化、老朽化対策を促進する必要がある。【2-1】【5-1】

(水道施設の整備・保全) [再掲 (7)]

○水道水の安定供給と二次災害防止のため、取水、配水施設、管路等の耐震性の強化や応急バックアップ機能の強化、広域応援体制の確保などを計画的に推進する必要がある。【4-4】【5-1】

(13) デジタル等新技術活用 ～デジタル等新技術による強靱化施策の高度化～

(防災行政無線、広報車巡回の強化) [再掲 (7,10)]

○防災行政無線については、デジタル化の新技術を活用し機能拡充を進めるとともに長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、広報車による巡回広報など代替手段についても検討を行う必要がある。【1-4】

(情報伝達ツールの多重化) [再掲 (7,10)]

○ICT技術の活用や防災ラジオにより情報収集・伝達体制の強化を進める一方で、多くの市民に携帯電話やインターネットが普及している現在では、これを利用して防災情報の効果的・積極的な活用を推進する必要がある。【1-4】

(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化) [再掲 (8,10)]

○防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化を検討する。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報などアナログ手法に加え、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた代替手段も検討する必要がある。【1-4】

○住民主体での避難行動を促進するため、各種防災情報や避難情報を一元的にわかりやすく提供し、災害時だけでなく平時から広く活用されるよう更なる周知に取り組むとともに、発信する情報の充実や、様々な手段での情報発信を進める必要がある。【1-4】

○災害時に避難情報等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、「すぐメールみのかも」や市 LINE 公式アカウント（スマホ市役所）等の SNS を活用した情報発信など情報伝達を強化する必要がある。

【1-4】

（住民主体での避難対策の強化） [再掲（10）]

○風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事としてとらえ、あらかじめ避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取組を推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる必要がある。また、デジタル版「災害・避難カード」についても広く市民に普及していく必要がある。【1-4】

（避難所の防災機能・生活環境の向上） [再掲（4,5）]

○避難所等の公共施設において、災害時にも有効に機能する情報通信環境を確保するため、公衆 Wi-Fi の整備を進める必要がある。【2-5】【2-7】

○災害発生時の迅速な避難所開設による初動対応の効率化のため、避難所等の公共施設において遠隔施設機能の整備を検討する必要がある。【2-5】【2-7】

（AI 技術の活用）

○災害時には、SNS 上に被災者を装う悪質な投稿や、実在しない住所からの救助要請などの虚偽・デマ情報が流れる可能性があることを踏まえ、SNS 上に流通する様々な情報を AI なども活用して迅速に把握し、虚偽・デマ情報への注意喚起や正確な情報の発信を実施する必要がある。また、災害時の情報収集の方法や虚偽・デマ情報の危険性を平時から幅広く啓発する必要がある。【1-4】

○道路パトロール時の AI 映像解析によるデジタル測定データに基づく、予防保全的な道路の維持計画を作成する必要がある。【7-2】

○災害時における不審行動等の監視による治安維持、リアルタイムでの被災状況の把握による異常・要配慮者等の早期発見及び迅速な対応ができるよう、AI 防犯カメラの整備・活用を検討する必要がある。【7-2】

（情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化）

○多数の孤立地域が同時発生した際には、ヘリコプター等による空からの迅速な状況把握や物資輸送が有効であることから、ヘリコプターやドローン等で撮影した映像を迅速に災害対策本部で共有できる体制の構築を図るとともに、ヘリコプター離発着可能候補地の把握に向けた取組を推進する必要がある。【1-4】

○被災地域に支援を行う上で通信の確保は不可欠であることから、固定電話、携帯電話ともに使用できない場合の衛星携帯電話等の通信手段や、非常用電源の確保を推進する必要がある。また、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた通信手段の確保を検討する必要がある。【1-4】

○ドローンや情報連絡用タブレットなど、新たに導入した資機材の活用方法の確認も含め、訓練や研修を実施し、職員による操作手順等の習熟を図ることで、被災状況を早期に把握できる体制を確保する必要がある。【1-4】

○被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組について、国・県の動向も踏まえつつ、導入に向けた調査・研究を推進する必要がある。【1-4】

○指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分離避難システム」を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築するとともに、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、市民に対して「分離避難システム」を広く周知し、災害時における活用を促していく必要がある。【1-4】

○ドローンやレーザー技術等の遠隔点検技術や記録のデジタル化を推進し、道路・河川・作業施設の点検や被災状況の把握等を安全かつ効率的に実施する必要がある。【7-2】

(文化財等の保護対策の推進) [再掲 (2,4)]

○地域の文化財を適切に保存するため、平時から文化財の種類や立地する環境を考慮した上で、防火対策や老朽化対策、耐震調査・耐震補強等への支援、また、未指定を含む文化財の把握を進める必要がある。また、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして継続的に収集保管し、アーカイブ化を進める必要がある。【6-4】

(公共交通ネットワークの確保) [再掲 (1)]

○移動ニーズに応じた柔軟で効率的な移動手段として AI デマンド交通システムの導入を検討する必要がある。【5-2】

別紙3 「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針

1) あらゆる自然災害に対し、人命の保護が最大限図られる

1-1 巨大地震による住宅・建築物の複合的・大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う 甚大な人的被害の発生

(住宅・建築物等の耐震化・防火対策等の促進)

- 住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する支援を行うとともに、個別訪問、建築物耐震改修説明会等、様々な分野から普及啓発を実施する。
- 緊急輸送道路の機能確保のため、緊急輸送道路に隣接する建築物等について耐震化を図っていく。
- 社会福祉施設等は、災害時に必要な施設であることから助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を進める。
- 地震発生時における、電気に起因する火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及や住宅用火災警報器、住宅用消火器などを普及する。
- 大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、関係機関と連携し吸水訓練及び放水訓練を実施し、大規模火災時に連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する。
- 良好な景観の形成と風致の維持や公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を適正に管理する。

(公共施設等の耐震化、老朽化対策)

- 公共施設・インフラ施設の耐震化、老朽化対策については「個別施設計画（長寿命化計画）」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う。

(空家対策の推進)

- 空家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空家の利活用や特定空家の除却を進めるとともに、空家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、美濃加茂市空家等対策計画に基づき総合的な空家対策を推進する。

(避難施設の確保)

- 災害に備え、指定緊急避難場所 55 施設及び指定避難所等（初期対応避難所、第一次避難所、第二次避難所、福祉避難所）を指定しており、引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップ等を活用して広報活動を行い、避難・退避場所の周知強化に努める。

(大規模盛土造成地対策の実施)

- 大規模盛土造成地調査の結果を踏まえ、ランクの評価に基づき対策を講じていく。

(市街地整備の促進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に危険な美濃太田駅周辺地区等の密集市街地については、延焼防止や緊急車両の通行を可能にする等の防災機能の向上を図るため、市街地再開発事業および駅前再開発道路などの面的整備を促進する。
- 立地適正化計画に基づき市街地内の誘導施策を推進する。

(無電柱化対策の推進)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、新設電柱の占用を制限するなど、緊急輸送道路や避難路となる路線の無電柱化対策の推進を図る。

(公園整備の推進)

- 公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的な整備を行う。
- 防災拠点に位置付けられている前平公園の計画的な整備を行う。
- 防災拠点に位置付けられている牧野ふれあい広場の計画的な整備を行う。

(公園施設の老朽化対策の推進)

- 老朽化した公園を「都市公園施設長寿命化計画」に基づき更新・整備を行う。

(農地の活用)

- 災害に強いまちづくりを目指し、災害被害を軽減する役割を果たす防災上重要な農地の保全等を総合的、計画的に推進する。

(防災マップの周知)

- 全戸配布されている地震防災マップ（震度分布、建物・液状化危険度）、ハザードマップ（避難所マップ付）、ため池ハザードマップ等の見方やハザードマップウェブ版や使い方を市民に周知する。

(被害想定の見直し)

- 国、県による南海トラフ地震被害想定の見直し内容を踏まえた上で、市の被害想定の見直しを含め、現状の課題整理や今後取組むべき防災・減災対策の検討を推進する。

(緊急地震速報時の対応強化)

- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）で受信した緊急地震速報（推定震度5弱以上、猶予時間20秒以上）を防災行政無線等で市民に伝達するとともに、保育園及び学校等は緊急地震速報受信システムにより受信し、館内放送をする。
- 気象台から受理した地震情報及び震度情報ネットワークシステムから得られる震度情報のうち、必要な情報を住民等に伝達する。

(家具の固定、ブロック塀の除却推進)

- 家具の転倒防止対策、照明器具等の落下防止対策のほか、ブロック塀の安全対策、窓ガラス・外壁タイルの落下防止対策を推進する。

(消防力の強化)

- 適切な消防活動が迅速に行えるように、当市を管轄する可茂消防事務組合消防本部及び消防団の消防資機材の整備充実、高度救助用資機材の整備など、消防力の強化を図る。

(初期消火対策)

- 災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、防火知識の普及と初期消火等一般的な消火技術の修得について、関係機関との協力による火災予防訓練や自主防災組織等による消火器取扱訓練等の啓発活動を行う。

(出火防止対策)

- 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策などについて、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で、近隣の人々と協力して行う救助活動等の実践的な防災教育を行う。

1-2 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

(総合的な水害対策の推進)

- 気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムの整備を促進する。
- 水害の発生頻度を低下させ、財産や暮らしを守るため、国・県・市管理の河川改修等のハード施設整備を計画的に推進するとともに、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進するなど、あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」を推進する。
- 水害発生を迅速に把握するための情報収集をするとともに、関係機関及び関係者に情報を迅速に発信し、災害対策対応を整備する。
- 加茂川での浸水被害に対して、加茂川総合内水対策事業として種々のハード事業、ソフト事業を進めてきたところである。引き続き土地利用規制や警戒避難体制等を強化していくとともに避難路の整備を推進する。
- リバーポートパーク美濃加茂に代表される水辺を利用したまちづくりを積極的に進めるとともに、水辺の活用を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る。

○学校施設等の浸水、特に木曾川沿いに位置する太田小学校は、集中豪雨等による長期の浸水への対策を推進する。

(総合的な治水対策)

○地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れないようにするため、河川等のハード対策を重点的に実施する。

(下水道施設の整備・保全)

○災害時において下水道施設等が寸断されると、二次災害の発生、応急対策の遅延等極めて広範囲に影響を及ぼすことが懸念されるため、施設の耐震性や耐水性の確保に努める。

○木曾川・加茂川の氾濫に加え、内水量増加による雨水ポンプ場・ゲート機場の機能不全による浸水長期化への対策や雨水管渠整備を推進する。

(農業施設の排水機能確保)

○農地のたん水による被害の防除のために、普通河川の改修、農業用施設の整備及び土地改良施設の対策を推進する。

(避難計画策定の促進)

○洪水浸水想定区域図や水害危険情報図等により洪水時のリスクを認識するなど、平常時からリスクに備えるとともに、住民の防災意識を向上させるなど避難体制の整備を支援する。

○高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、要配慮者施設の避難確保計画を策定する。

(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)

○河川の監視において水位計やカメラを活用し、住民への情報伝達の強化を進める。

○水防団、消防団等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について、水防団と連携し、出水時に異常があった場合の関係者間の連絡体制、水防団の作業体制や工法等を確認する。

○消防団等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について現地確認体制を確認する。

(新丸山ダムの整備促進)

○気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムの整備を促進する。

(農業用ため池の防災対策の推進)

○農業用ため池は、災害時に住宅及び農業用施設等に及ぼす被害を未然に防止するため老朽化対策や耐震化、ハザードマップの作成・周知、管理体制の強化やため池の耐震化など、ハード・ソフトを組み合わせた取組を推進する。

(河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策)

○多くの河川構造物及び砂防施設等が確実に機能するよう制御不能な二次災害を発生させないために適切な整備・維持管理を行う。

(立地適正化計画の策定及び防災指針の作成推進)

○防災機能強化の観点から、災害リスクの低い地域に医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの施設にアクセスできるまちづくりを進めるため、立地適正化計画の見直し及び防災指針を作成する。

1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）による 集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

（総合的な土砂災害対策の推進）

- 県の土砂災害警戒区域の見直し状況を踏まえ、県と連携して総合的・計画的な土砂災害対策事業を実施する。
- 土砂災害により人命等に危害が及ぶおそれがある箇所において急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進する。特に、要配慮者利用施設、避難所を保全する箇所、さらには防災拠点や集落などを保全する箇所のハード対策を重点的に実施する。
- ハード対策で対応できない箇所については、県と連携して立地規制等を行うとともに、住民に対してハザードマップで示された土砂災害警戒区域の周知や土砂災害警戒情報が発令された時の個々の行動について防災訓練等を通じて確認するよう努める。
- 山之上小学校、蜂屋小学校、伊深小学校、三和小学校の4校、三和交流センター及び三和連絡所の周辺は、一部、山林等に近接するため、土砂災害の危険性があることから対応策を行う。
- 土砂災害特別警戒区域にある建築物について建替時に安全な区域へ移転してもらうための市独自の助成制度をより活用しやすい制度にしていく。

（砂防・治山施設等の整備促進）

- 砂防施設の老朽化が進んでいることから、計画的な維持管理を行う。
- 山間部においては、治山事業により水源の涵養や斜面の崩壊を防ぐための森林の整備や荒廃地再生等を積極的に進めるなど、防災施設の適正な維持管理を行う。
- 土砂災害対策として、県が行う治山事業に協力するとともに、未整備地区の早期整備を要請する。

（河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策） [再掲 1-2]

- 多くの河川構造物及び砂防施設等が確実に機能するよう制御不能な二次災害を発生させないために適切な整備・維持管理を行う。

（新丸山ダムの整備促進） [再掲 1-2]

- 気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムの整備を促進する。

（流木対策）

- 大量の流木の流出が想定される流域など下流への被害の拡大が懸念される流域において、流木の捕捉効果を高めるための砂防事業の促進を図る。

（立地適正化計画の策定及び防災指針の作成推進） [再掲 1-2]

- 防災機能強化の観点から、災害リスクの低い地域に医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの施設にアクセスできるまちづくりを進めるため、立地適正化計画の見直し及び防災指針を作成する。

1-4 避難行動に必要な情報が適切に住民・外国人市民及び観光客等に提供されないことや 情報伝達の不備、悪質な虚偽情報の発信等による、人的被害の発生

（住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化） [再掲 1-2]

- 消防団等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について現地確認体制を確認する。
- 道路交通の混乱を回避することや、緊急車両等の円滑な通行を可能とするため、発災時における通行規制情報について、インターネット等の各メディア、道路交通情報センター等を活用し、道路通行規制情報をわかりやすく提供する。
- 学校が避難所になった際の情報伝達の方法の不備が懸念されることから、その対策を行う。
- 河川の監視において水位計やカメラを活用し、住民への情報伝達の強化を進める。

- 住民主体での避難行動を促進するため、各種防災情報や避難情報を一元的にわかりやすく提供し、災害時だけでなく平時から広く活用されるよう更なる周知に取り組むとともに、発信する情報の充実や、様々な手段での情報発信を進める。
- 災害時に避難情報等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、「すぐメールみのかも」や市 LINE 公式アカウント（スマホ市役所）等の SNS を活用した情報発信など情報伝達を強化する。
- 水防団、消防団等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について、水防団と連携し、出水時に異常があった場合の関係者間の連絡体制、水防団の作業体制や工法等を確認する。
- 防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化を検討する。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報などアナログ手法に加え、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた代替手段も検討する。
- 平時における聴覚障がい者への意思疎通支援のため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者を養成してきたが、これらの人材が災害時においても対応できるよう、意思疎通支援事業の実施や現任者のスキルアップ研修を実施するなど従事者の資質向上を促進する。
- 音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Net119 緊急通報システム」について周知を図る。

（防災行政無線、広報車巡回の強化）

- 防災行政無線については、デジタル化の新技術を活用し機能拡充を進めるとともに長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、広報車による巡回広報など代替手段についても検討を行う。

（複合災害発生リスクの周知・啓発）

- 令和 6 年能登半島地震からの復旧・復興が進められている地域において発生した河川の氾濫等による浸水被害や土砂災害なども踏まえ、命を最優先にした迅速な避難が行われるよう、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、市民に周知・啓発を図る。
- 地震等の災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた際には、暫定基準に基づく避難指示の発令等を適切に行い、市民に対し通常基準との違いなどについて広く周知を図る。

（防災マップの周知） [再掲 1-1]

- 全戸配布されている地震防災マップ（震度分布、建物・液状化危険度）、ハザードマップ（避難所マップ付）、ため池ハザードマップ等の見方やハザードマップウェブ版や使い方を市民に周知する。

（外国人市民向け情報提供手段の強化）

- 本市は外国人市民比率が県内で最も高いことから、外国人市民向け情報提供手段として、避難情報の多言語化及び情報発信方法の整備等の取組を促進する。

（防災教育の推進）

- 地域における災害対応力を高めることが重要であり、自治会加入の促進、自主防災組織の強化や防災リーダー、防災士の育成など、地域における既存の仕組み・人材を活用したリスクコミュニケーションの充実を図る。
- 「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、地震や水害、土砂災害のリスクについて各小学校区などにおいて、毎年、防災訓練とあわせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する。
- 水辺の活用を進め市民の水辺への意識を高めるかわまちづくり事業を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る。

(情報伝達ツールの多重化)

○ICT 技術の活用や防災ラジオにより情報収集・伝達体制の強化を進める一方で、多くの市民に携帯電話やインターネットが普及している現在では、これを利用して防災情報の効果的・積極的な活用を推進する。

(災害用伝言ダイヤルの普及促進)

○被災者が安否確認する重要な通信手段として、通信会社と連携して災害用伝言ダイヤル（171）の普及促進を図る。

(防災情報通信システムの維持管理)

○災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、災害時においても確実に運用できるよう適正に維持管理を行う。

(情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化)

○多数の孤立地域が同時発生した際には、ヘリコプター等による空からの迅速な状況把握や物資輸送が有効であることから、ヘリコプターやドローン等で撮影した映像を迅速に災害対策本部で共有できる体制の構築を図るとともに、ヘリコプター離発着可能候補地の把握に向けた取組を推進する。

○被災地域に支援を行う上で通信の確保は不可欠であることから、固定電話、携帯電話ともに使用できない場合の衛星携帯電話等の通信手段や、非常用電源の確保を推進する。また、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた通信手段の確保を検討する。

○ドローンや情報連絡用タブレットなど、新たに導入した資機材の活用方法の確認も含め、訓練や研修を実施し、職員による操作手順等の習熟を図ることで、被災状況を早期に把握できる体制を確保する。

○被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組について、国・県の動向も踏まえつつ、導入に向けた調査・研究を推進する。

○指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分離避難システム」を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築するとともに、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、市民に対して「分離避難システム」を広く周知し、災害時における活用を促していく。

(AI 技術の活用)

○災害時には、SNS 上に被災者を装う悪質な投稿や、実在しない住所からの救助要請などの虚偽・デマ情報が流れる可能性があることを踏まえ、SNS 上に流通する様々な情報を AI なども活用して迅速に把握し、虚偽・デマ情報への注意喚起や正確な情報の発信を実施する。また、災害時の情報収集の方法や虚偽・デマ情報の危険性を平時から幅広く啓発する。

(避難計画策定の促進) [再掲 1-2]

○洪水浸水想定区域図や水害危険情報図等により洪水時のリスクを認識するなど、平常時からリスクに備えるとともに、住民の防災意識を向上させるなど避難体制の整備を支援する。

○高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、要配慮者施設の避難確保計画を策定する。

(住民主体での避難対策の強化)

○風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事としてとらえ、あらかじめ避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取組を推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる。また、デジタル版「災害・避難カード」についても広く市民に普及していく。

(要配慮者支援の推進)

○災害時の要配慮者（高齢者や障がいのある人など）の安全確保を図るため、避難経路、移送手段等の事前確認を行うほか、情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりなど地域ぐるみの取組を推進する。

○避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援等関係者に提供するほか、関係機関の協力を得て洪水時または土砂災害に係る避難確保計画の作成を支援する。

- 避難行動要支援者の内、家族等からの避難支援が得られない者の個別支援計画を自治会や自主防災組織などとの連携により策定する。

2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を最大限防ぐ

2-1 被災地での食料・飲料水等・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(支援物資の供給等に係る防災拠点機能・広域連携体制の強化)

- 物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう実動訓練を継続的に実施する。
- 広域での防災対策強化のため他市町村との連携を推進する。
- 災害時に地域防災拠点（公園、学校など）や広域的な防災拠点が利用できるよう、引き続きトイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置など防災機能を強化する。
- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定の締結を推進するとともに、災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う。

(浄水場、処理場、配水池等の供給途絶への対策推進)

- 大規模災害時に浄水場、処理場、配水池等における必要な薬品、部材等の流通が途絶することへの対応策を講ずる。また、下水道処理場の汚泥搬出停止により処理水質が低下することへの対応策を講ずる。

(自然エネルギーの活用)

- ライフラインの機能が支障が生じた場合に備え、民間発電施設との連携強化や代替機能を確保するため、避難所、その他公共施設への自然エネルギーを活用した電力の確保を図る。

(ぎふ清流里山公園の防災拠点としての活用)

- ぎふ清流里山公園を災害時における防災拠点として利用できるようにしていく。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- 水道施設は、取水、配水施設、管路等の耐震性の強化や応急バックアップ機能の強化、広域応援体制の確保を進めるとともに飛騨川や上流部の濁水等による断水対策の強化などを計画的に推進する。
- 水道施設における耐震化の現状を周知し、特に、医療機関及び避難所などの緊急時給水拠点となる施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施していく。
- 衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要で下水道施設の耐震化、老朽化対策を促進する。

(輸送拠点の整備)

- 県外からまたは市町村域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための一時集積配分拠点の整備を図る。
- 防災拠点に位置付けられている牧野ふれあい広場の計画的な整備を行う。

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

- 災害対策拠点及び防災拠点（広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点）、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受け入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋梁等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める。

(帰宅困難者対策の推進)

- 大規模災害時には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について広報するとともに、駅周辺での一時滞在のための避難所の開設を支援する。
- 業務継続計画（BCP）の策定の支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことや必要な物資の備蓄等を促すほか、大規模な集客施設等の管理者に対し、利用者の誘導體制の整備を促す。
- 本市は外国人市民比率が県内で最も高いことから、大規模災害時には外国人市民の帰宅困難者に対する対応策を講ずる。

○大規模災害時には、保護者等の帰宅困難により児童生徒の引渡しが困難となるおそれがあり、対応策を講ずる。

(災害時における食料供給体制の確保)

○家庭、地域、事業者等での自主的備蓄を推進するとともに、災害用非常食や生活物資等の調達、他市町村との相互応援協定や防災関係機関及び流通在庫等の保有業者との連携など迅速な供給を行う体制を今後も維持する。

(非常用物資の備蓄促進)

○家庭等における備蓄は、災害発生後3日分の自主的な備蓄促進の啓発に取組むとともに、市の公共備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化を促進する。

○発災時は、学校給食が停止するおそれがあることから、給食用の食料・飲料水の備蓄を推進する。

(個人備蓄の推進)

○災害発生後は生活物資等の入手が困難となる可能性があるため、3日分の生活に必要な食料、飲料水、生活必需品等の自主的備蓄の推進を図る。

(無電柱化対策の推進) [再掲 1-1・2-3・5-2]

○大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、新設電柱の占用を制限するなど、緊急輸送道路や避難路となる路線の無電柱化対策の推進を図る。

2-2 道路寸断等による多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

(孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保)

○孤立予想地域に通じる市道等、道路ネットワークの確保による防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

(孤立集落の発生に備えた通信手段・防災備品等の確保)

○災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段を確保する。

○孤立地域内での生活が維持できるように、各自が食料品等の備蓄や応急給水体制の整備などを促進する。

(孤立集落が発生した場合の応急給水不能への対応)

○長期にわたり孤立集落が発生した場合、応急給水の不能が懸念されることから対応策を講ずる。

(緊急輸送道路ネットワークの確保) [再掲 2-1・2-3・2-4・4-3・5-2・7-1]

○災害対策拠点及び防災拠点(広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点)、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受け入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋梁等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める。

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災や救援ルートの寸断等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

(消防団員等人材の確保・育成)

○短期的・局地的豪雨等による自然災害が頻発するとともに、南海トラフ地震の発生も危惧される中、複雑・多様化する災害への消防職員及び消防団員等の対応能力を高めるための教育環境を整備する。

(バックアップ体制の整備)

○大規模災害により、消防本部及び消防署の機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設を確保する。

(防災ヘリコプターの広域応援体制の整備)

○災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合には、広域かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

(災害対応力強化のための資機材整備)

○市内の防災備蓄倉庫への災害用装備資機材の配備増強、更新を図るほか、大型備蓄倉庫や指定避難所に隣接した避難所用備蓄倉庫などの整備を図る。

(緊急輸送道路ネットワークの確保) [再掲 2-1・2-2・2-4・4-3・5-2・7-1]

○災害対策拠点及び防災拠点（広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点）、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受け入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋梁等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める。

(救急医療体制の充実)

○救急ワークステーションなどにおいて、高度化する救急業務への対応や、救急現場における円滑な救急サービス・治療体制の確保を図る。

(救出救助に係る連携体制の強化)

○自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携する訓練を引き続き実施、関係機関の連絡体制を強化する。

○災害時には、安否不明者捜索・救出救助活動の効率化・円滑化を図るため、携帯電話事業者に対する要救助者の位置情報提供要請の積極的な活用を推進する。

(受援体制の整備)

○国、県、他市町村、防災機関、民間事業者等と災害応援協定の締結を推進し、実効性を高めるとともに、ノウハウや能力等を活用できる民間事業者等への理解と協力を努める。

(受援体制・広域連携の強化)

○災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、引き続き国、県、隣接市町等との連携の強化を図る。

○災害時に、市外から救援物資や自衛隊、警察、消防等の応援部隊の受け入れ体制を確立するとともに、受援または支援体制の実効性の確保・向上を図る。

○応援職員等の役割や受け入れオペレーション（体制、執務室、宿泊場所、女性への配慮等）の明確化による受援体制の強化を図る。

(道路・橋梁の防災対策)

○道路機能を確保するため、法面等危険箇所の対策を必要とする箇所を順次整備するとともに、市街地では延焼防止のための幅員確保と植樹帯の設置を推進する。

○橋梁は、安全点検結果に基づいて補修・耐震工事が必要なものを順次整備する。

(無電柱化対策の推進) [再掲 1-1・2-1・5-2]

○大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、新設電柱の占用を制限するなど、緊急輸送道路や避難路となる路線の無電柱化対策の推進を図る。

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(災害医療体制の充実)

○災害対策本部からの指示に備え、応急救護所に係る準備及び訓練を実施する。

○市内の地域災害拠点病院である中部国際医療センターを含め、県内の基幹災害拠点病院（2施設）と市外の地域災害拠点病院（10施設）との連携体制を強化していく。

○迅速な医療活動の実施による救命率の向上のため、救出・傷病者情報の共有、被災地への出動手段等、消防機関等と「災害派遣医療チーム（DMAT）」との連携について事前に検討するとともに、周知に努める。

○災害派遣精神医療チーム（DPAT）に必要な資機材や活動マニュアルを整備し、被災時に円滑に活動できる体制を構築する。

(救急医療体制の充実) [再掲 2-3]

○救急ワークステーションなどにおいて、高度化する救急業務への対応や、救急現場における円滑な救急サービス・治療体制の確保を図る。

(災害拠点病院等の耐災害性強化の促進)

- 災害拠点病院である中部国際医療センターの耐震性を維持していく。
- 病院や社会福祉施設は、災害時に必要な施設であることから、助成制度の周知を図り、引き続き更なる耐震化、防火体制の強化を推進する。
- 災害時に被害状況や医療活動の状況を適切に把握するためには、災害拠点病院等における安定的な通信の確保が求められることから、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた通信手段の確保についても検討する。

(医療・福祉・介護人材の育成・確保)

- 高齢化が進展する中、引き続き計画的な医療・福祉・介護といった人材の育成・確保に平時から取組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備等により、医療・福祉・介護人材の災害対応力の連携・強化を図り、災害時に医療・介護の絶対的不足による被害の拡大を生じないようにしていく。

(社会福祉施設等への支援)

- 社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、今後も現状にあわせた防災計画の見直しや業務継続計画（BCP）策定、連携体制の強化に努める。

(公衆衛生体制の確立)

- 避難所等における集団生活では、新型コロナウイルスなどの感染症が発症しやすい。また、エコーミークラス症候群や生活不活発病も懸念される。このため、水の備蓄、マスク等資材の確保や災害時に適切な行動が取れるよう環境整備や感染症対策等についての知識を啓発する。

(緊急輸送道路ネットワークの確保) [再掲 2-1・2-2・2-3・4-3・5-2・7-1]

- 災害対策拠点及び防災拠点（広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点）、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受け入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋梁等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める。

2-5 長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

(避難所の防災機能・生活環境の向上)

- 避難所となる公共施設等の耐震化はもとより、非常用電源、空調設備、バリアフリー化、簡易トイレ、トイレカー、井戸の整備など避難施設の機能の充実や備蓄倉庫を整備し、外国人市民や避難行動要支援者等にも配慮した、多様な食料や日用品を備蓄した施設整備を推進する。また、避難所運営マニュアルを自主防災組織、施設管理者等との協議により整備し、実行性の向上を図る。
- 可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を促進する。
- 老朽化した指定避難所等の再整備や機能の充実を図る。
- 避難所における感染症等の発症予防及び異常の早期発見早期対応を保健と医療スタッフの連携により構築する。
- 避難所等の公共施設において、災害時にも有効に機能する情報通信環境を確保するため、公衆 Wi-Fi の整備を進める。
- 災害発生時の迅速な避難所開設による初動対応の効率化のため、避難所等の公共施設において遠隔施設機能の整備を検討する。

(災害関連死の予防)

- 災害のフェーズに応じた保健師等による災害時保健活動を実践し、避難所の環境整備、避難所及び在宅避難者等への情報提供及び啓発、要配慮者の把握、健康相談及び医療の提供等について、メンタルケアも含めた健康管理を実施し、災害関連死の予防を図る。

(官民連携)

- 官民一体となって、それぞれが有するスキルやノウハウを活かし、安心安全な避難所設営や効率的・効果的な運営体制を構築する。
- 物資供給、医療救護、緊急救援、応急復旧、救済者支援、新技術活用など、様々な観点から、関係団体・民間事業者との新たな災害時応援協定締結の検討を進める。
- 災害時において、各協定締結団体が迅速に活動できるよう、平時から「顔の見える」関係を構築する。

(避難所の感染症対策)

- 要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、「美濃加茂市避難所運営マニュアル」を踏まえた避難所の運営を推進する。
- 避難所等における新型コロナウイルスなどの感染症対策のため、ホテル・旅館等の活用、在宅避難や親戚・友人宅等への避難など避難所における密集状態の回避についての検討やマスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄などの対策を促進する。
- 避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報伝達の方策を検討していく。

(公衆衛生体制の確立) [再掲 2-4・2-7]

- 避難所等における集団生活では、新型コロナウイルスなどの感染症が発症しやすい。また、エコノミークラス症候群や生活不活発病も懸念される。このため、水の備蓄、マスク等資材の確保や災害時に適切な行動が取れるよう環境整備や感染症対策等についての知識を啓発する。

(被災住宅への支援)

- 被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する。
- 被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう市職員応援体制に基づく支援を行う。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急住宅については、県と連携して建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体からの報告により供給能力等の把握をすることや、応急仮設住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する。
- 応急仮設住宅を建設して確保することが困難な場合は、関係団体に協力を求め、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空家の把握に努め、迅速にあっせんできるよう準備に努める。
- 学校敷地に仮設住宅等を設置した場合の学校機能の低下に対する対応策を講ずる。

2-6 想定を超える大量の避難者や帰宅困難者の発生、混乱

(帰宅困難者対策の推進) [再掲 2-1]

- 大規模災害時には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について広報するとともに、駅周辺での一時滞在のための避難所の開設を支援する。
- 業務継続計画（BCP）の策定の支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことや必要な物資の備蓄等を促すほか、大規模な集客施設等の管理者に対し、利用者の誘導體制の整備を促す。
- 本市は外国人市民比率が県内で最も高いことから、大規模災害時には外国人市民の帰宅困難者に対する対応策を講ずる。
- 大規模災害時には、保護者等の帰宅困難により児童生徒の引渡しに困難となるおそれがあり、対応策を講ずる。

(受援体制・広域連携の強化) [再掲 2-3・3-1・7-1]

- 災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、引き続き国、県、隣接市町等との連携の強化を図る。

(観光の振興)

- ぎふ清流里山公園や太田宿中山道会館、みのかも健康の森、リバーポートパーク美濃加茂などの観光施設があり、適切な維持管理・機能拡充を行う。また、名古屋市から 30km 圏内と至近距離にあることから、日帰り型観光が中心であり、帰宅困難者対策などの災害対策を進める。

2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

(避難所の防災機能・生活環境の向上) [再掲 2-5]

- 避難所となる公共施設等の耐震化はもとより、非常用電源、空調設備、バリアフリー化、簡易トイレ、トイレカー、井戸の整備など避難施設の機能の充実や備蓄倉庫を整備し、外国人市民や避難行動要支援者等にも配慮した、多様な食料や日用品を備蓄した施設整備を推進する。また、避難所運営マニュアルを自主防災組織、施設管理者等との協議により整備し、実行性の向上を図る。
- 可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を促進する。
- 老朽化した指定避難所等の再整備や機能の充実を図る。
- 避難所における感染症等の発症予防及び異常の早期発見早期対応を保健と医療スタッフの連携により構築する。
- 避難所等の公共施設において、災害時にも有効に機能する情報通信環境を確保するため、公衆 Wi-Fi の整備を進める。
- 災害発生時の迅速な避難所開設による初動対応の効率化のため、避難所等の公共施設において遠隔施設機能の整備を検討する。

(避難所の感染症対策) [再掲 2-5]

- 要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、「美濃加茂市避難所運営マニュアル」を踏まえた避難所の運営を推進する。
- 避難所等における新型コロナウイルスなどの感染症対策のため、ホテル・旅館等の活用、在宅避難や親戚・友人宅等への避難など避難所における密集状態の回避についての検討やマスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄などの対策を促進する。
- 避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報伝達の方策を検討していく。

(公衆衛生体制の確立) [再掲 2-4・2-5]

- 避難所等における集団生活では、新型コロナウイルスなどの感染症が発症しやすい。また、エコーミークラス症候群や生活不活発病も懸念される。このため、水の備蓄、マスク等資材の確保や災害時に適切な行動が取れるよう環境整備や感染症対策等についての知識を啓発する。

3) 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 市職員・施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の大幅な低下

(庁舎等の防災拠点機能の確保・活用)

- 移転が計画されている市役所庁舎について、災害時の受変電設備、非常用発電設備、幹線系統の浸水対策などに配慮していく。また、防災拠点のバックアップ施設として文化の森の非常用発電施設等を整備する。
- 公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治山・治水対策を着実に推進する。
- 分庁舎においては、非常電源（自家発電）設備がないことへの対応策を講ずるとともに庁外の関係機関との連携を講ずる。
- 庁舎等の防災拠点機能を確保するため、警察機能と連携する。
- 大規模災害時には、庁内各部署の連携や庁内の総合調整への対応策を講ずる。

(公共施設等の防災拠点機能の確保・活用)

- 災害時に応急活動の拠点や指定緊急避難場所等となる公園、学校などの施設について、適切な役割分担を図りながら、応急活動に必要な設備等を整備する。
- 今後予想される南海トラフの巨大地震等の大規模な災害発生時において円滑な初動活動及び応急対策を行うために、各種設備等を備えた地域防災拠点（救助活動拠点、地域内輸送拠点、ライフライン復旧活動拠点、防災公園）の整備を推進する。

(災害初動対応力の強化)

- 災害対応に従事する市職員の対応力を高めるため、ドローンや情報連絡員用タブレットなど新たに導入した資機材の活用方法の確認を含め、訓練または研修を実施し、対応手順の習熟を図る。
- 大規模災害発生時に、国や県に対し円滑に職員の応援要請が行えるよう、災害支援の経験や教訓を活かした受援ニーズの共有・調整を図るための仕組みについて検討する。

(広域連携の推進)

- 県域を越えた広域相互応援、県内の応援要請及び応援活動など多重的な広域連携の強化を図る。

(業務継続体制の整備)

- 被災時に備え、職員の安否・参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の選定等について、引き続き維持する。
- 災害時に必要な業務の継続、あるいは業務基盤を早期に立ち上げるための業務継続計画（BCP）の実効性を高めていく。

(職員参集体制の確立)

- 美濃加茂市業務継続計画（BCP）に基づいて、引き続き、非常時優先業務を迅速かつ的確に執行するための職員の確保体制の維持、広域・市内部の応援要請等に努める。

(官民連携) [再掲 2-5・6-2]

- 官民一体となって、それぞれが有するスキルやノウハウを活かし、安心安全な避難所設営や効率的・効果的な運営体制を構築する。
- 物資供給、医療救護、緊急救援、応急復旧、救済者支援、新技術活用など、様々な観点から、関係団体・民間事業者との新たな災害時応援協定締結の検討を進める。
- 災害時において、各協定締結団体が迅速に活動できるよう、平時から「顔の見える」関係を構築する。

(受援体制の整備) [再掲 2-3]

- 国、県、他市町村、防災機関、民間事業者等と災害応援協定の締結を推進し、実効性を高めるとともに、ノウハウや能力等を活用できる民間事業者等への理解と協力を努める。

(受援体制・広域連携の強化) [再掲 2-3・2-6・7-1]

- 災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取組むべき課題について、引き続き国、県、隣接市町等との連携の強化を図る。
- 災害時に、市外から救援物資や自衛隊、警察、消防等の応援部隊の受け入れ体制を確立するとともに、受援または支援体制の実効性の確保・向上を図る。
- 応援職員等の役割や受け入れオペレーション（体制、執務室、宿泊場所、女性への配慮等）の明確化による受援体制の強化を図る。

(切れ目のない被災者生活再建支援)

- 被災者が、被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援を受けることができるよう、被災者に対する生活支援情報を発信する。
- 避難者等が、一人ひとりの事情や状況に応じて適切な支援が受けられるよう、避難者等一人ひとりに着目した支援に取り組む。こうした支援は、被災者が抱える様々な課題に対応するための専門性が求められることから、「災害ケースマネジメント」の考え方を取り入れ、関係者間での支援のあり方について議論を深め、災害時に機能する体制を構築していく。

4) 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

(企業誘致の推進)

○東海環状自動車道、国道などの広域幹線道路による交通利便性を活かし、首都圏等に立地する本社機能等の移転促進、企業誘致に向けた取組を図る。

(BCP等の策定支援)

○市内企業における業務継続計画(BCP)及び事業継続力強化計画策定への啓発や支援を行い、業務継続計画策定及び事業継続力強化を促進する。

(観光の振興) [再掲 2-6]

○ぎふ清流里山公園や太田宿中山道会館、みのかも健康の森、リバーポートパーク美濃加茂などの観光施設があり、適切な維持管理・機能拡充を行う。また、名古屋市から30km圏内と至近距離にあることから、日帰り型観光が中心であり、帰宅困難者対策などの災害対策を進める。

4-2 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

(災害廃棄物対策の推進)

○災害廃棄物が被災者の生活の支障にならないよう仮置場の設置訓練を実施するとともに事業者と連携し、処理先を確保する。また、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査を計画的に実施しておく。

○災害時に備え、平時から市民・事業者・市が連携し、廃棄物の減量・処理や環境保全などに関する様々な講座やイベントなどの環境教育を推進する。

4-3 食料や物資の供給の途絶、分配体制の不備等に伴う、生活・社会経済活動への甚大な影響

(災害時における食料供給体制の確保) [再掲 2-1]

○家庭、地域、事業者等での自主的備蓄を推進するとともに、災害用非常食や生活物資等の調達、他市町村との相互応援協定や防災関係機関及び流通在庫等の保有業者との連携など迅速な供給を行う体制を今後も維持する。

(非常用物資の備蓄促進) [再掲 2-1]

○家庭等における備蓄は、災害発生後3日分の自主的な備蓄促進の啓発に取組むとともに、市の公共備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化を促進する。

○発災時は、学校給食が停止するおそれがあることから、給食用の食料・飲料水の備蓄を推進する。

(個人備蓄の推進) [再掲 2-1]

○災害発生後は生活物資等の入手が困難となる可能性があるため、3日分の生活に必要な食料、飲料水、生活必需品等の自主的備蓄の推進を図る。

(農業水利施設の老朽化対策)

○安定した食料供給に向け、基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

(学校施設の避難所活用への対応)

○避難所としての学校施設の活用にあたっては、食料や物資の供給途絶、給食センターへの学校給食食材の供給途絶が懸念されることへの対応策を講ずる。

(浄水場、処理場、配水池等の供給途絶への対策推進) [再掲 2-1]

○大規模災害時に浄水場、処理場、配水池等における必要な薬品、部材等の流通が途絶することへの対応策を講ずる。また、下水道処理場の汚泥搬出停止により処理水質が低下することへの対応策を講ずる。

(緊急輸送道路ネットワークの確保) [再掲 2-1・2-2・2-3・2-4・5-2・7-1]

○災害対策拠点及び防災拠点（広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点）、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受け入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋梁等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める。

(支援物資の供給等に係る防災拠点機能・広域連携体制の強化) [再掲 2-1]

- 物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう実動訓練を継続的に実施する。
- 広域での防災対策強化のため他市町村との連携を推進する。
- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定の締結を推進するとともに、災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う。
- 災害時に地域防災拠点（公園、学校など）や広域的な防災拠点が利用できるよう、引き続きトイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置など防災機能を強化する。

4－4 異常渇水等による用水の供給の途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(水道施設の整備・保全)

○水道水の安定供給と二次災害防止のため、取水、配水施設、管路等の耐震性の強化や応急バックアップ機能の強化、広域応援体制の確保などを計画的に推進する。

(水源の多元化)

○災害時の水道水の安定供給を図るため、県営水道のバックアップ管による供給ができるように協議を進める。

(水資源の有効活用)

- 気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、木曾川水系連絡導水路など水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストックを活用した水資源の有効活用を推進する。
- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効活用を推進する。
- 災害協力井戸制度により、災害時に地域の人に水を提供できる井戸をあらかじめ登録しておくことで、地域にある井戸を活用して災害時の生活用水を確保する。

4－5 農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

○農村地域において、農地が有する保水効果など地域保全機能を維持するため、農地や農業水利施設等の保全管理につながる取組を継続する。

(農地の活用) [再掲 1-1]

○災害に強いまちづくりを目指し、災害被害を軽減する役割を果たす防災上重要な農地の保全等を総合的、計画的に推進する。

(農業施設の排水機能確保) [再掲 1-2]

○農地のたん水による被害の防除のために、普通河川の改修、農業用施設の整備及び土地改良施設の対策を推進する。

(災害に強い森林づくり)

- 森林の保全や水源涵養、生態系保全など多面的機能を高める適正な森林環境に努める。
- 崩壊や土砂流出の危険が高い箇所を、的確に現状把握するとともに、緊急性の高いものから優先的に対策を進める。

(環境保全の推進)

○本市の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等の保全を推進する。

(林野火災対策の推進)

- 林野火災の発生防止に向けて、関係機関との連携を強化するとともに、住民に向けて火の適切な取り扱いに関する啓発活動を徹底する。

5) 情報通信サービス、電力・燃料等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間・大規模にわたる機能停止

(大規模停電対策の推進)

- 暴風に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、県、市、電気事業者が連携して事業計画を作成し危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する。

(自然エネルギーの活用) [再掲 2-1]

- ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、民間発電施設との連携強化や代替機能を確保するため、避難所、その他公共施設への自然エネルギーを活用した電力の確保を図る。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進) [再掲 2-1]

- 水道施設は、取水、配水施設、管路等の耐震性の強化や応急バックアップ機能の強化、広域応援体制の確保を進めるとともに飛騨川や上流部の濁水等による断水対策の強化などを計画的に推進する。
- 水道施設における耐震化の現状を周知し、特に、医療機関及び避難所などの緊急時給水拠点となる施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施していく。
- 衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要で下水道施設の耐震化、老朽化対策を促進する。

(下水道施設の整備・保全) [再掲 1-2]

- 災害時において下水道施設等が寸断されると、二次災害の発生、応急対策の遅延等極めて広範囲に影響を及ぼすことが懸念されるため、施設の耐震性や耐水性の確保に努める。
- 木曾川・加茂川の氾濫に加え、内水量増加による雨水ポンプ場・ゲート機場の機能不全による浸水長期化への対策や雨水管渠整備を推進する。

(水道施設の整備・保全) [再掲 4-4]

- 水道水の安定供給と二次災害防止のため、取水、配水施設、管路等の耐震性の強化や応急バックアップ機能の強化、広域応援体制の確保などを計画的に推進する。

(上下水道施設の災害時応援体制の確保)

- 上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する。また、公益社団法人日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。
- 災害復旧の迅速化等に向け、汚水処理に関する業務を行う関係団体との災害時応援協定に基づき、県、市町村及び関係団体との共同防災訓練を実施する。

(水源の多元化) [再掲 4-4]

- 災害時の水道水の安定供給を図るため、県営水道のバックアップ管による供給ができるように協議を進める。

(水資源の有効活用) [再掲 4-4]

- 気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、木曾川水系連絡導水路など水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストックを活用した水資源の有効活用を推進する。
- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効活用を推進する。
- 災害協力井戸制度により、災害時に地域の人に水を提供できる井戸をあらかじめ登録しておくことで、地域にある井戸を活用して災害時の生活用水を確保する。

(農業集落排水施設の機能保全)

○農業集落排水施設については、汚水処理施設の機能確保のため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施しており、引き続き計画的に推進する。

(ライフラインの代替機能の確保)

○ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、井戸水による生活用水の確保、簡易トイレの備蓄、応急給水用資機材等（給水タンク、給水車等）の整備、ガスの応急復旧による供給などの代替機能の確保を図る。

(備蓄の推進)

○防災備蓄倉庫（8 地区）や大型備蓄倉庫を設置して災害時に必要な資機材を備蓄しており、今後はさらに、指定避難所に隣接した避難所用備蓄倉庫を整備する。

(情報通信事業者の災害対応力強化)

○災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、通信事業者や県・市等関係機関との連携体制の強化を図る。

(運輸事業者の災害対応力強化)

○大規模災害時には、運輸事業者による緊急・救援輸送や早急な運行再開が図られるよう取組を進める。また、物流・旅客輸送分野では、人材不足が顕著化するなど、事業者を取り巻く環境も変化していることから、平時から様々な面において支援を図る。

(電気事業者の災害対応力強化)

○大規模災害に伴う電力の長期供給停止を発生させないため、災害を想定した訓練を引き続き実施していくとともに、他電気事業者から受け入れた応援要員の早期稼働、迅速なドローンの活用に向けた運用整備、復旧作業に注力できる支援体制の整備など、早期復旧のための体制を強化する。

(ガス事業者の災害対応力強化)

○都市ガスについては、引き続き耐震性に優れたガス管への取換えを計画的に推進する。
○災害時にガス供給を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や市町村等関係機関との連携体制の強化を図る。

5-2 幹線道路・鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期的にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

(基幹的な道路ネットワークの確保)

○東西・南北の道路ネットワークが分断しないよう、災害直後から有効に機能する主要な幹線道路ネットワークの整備を図る。
○災害時、他市町・他県からの支援の受け入れや支援を中継するため、引き続き、道路ネットワークの機能強化を図る。

(緊急輸送道路ネットワークの確保) [再掲 2-1・2-2・2-3・2-4・4-3・7-1]

○災害対策拠点及び防災拠点（広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点）、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受け入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋梁等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める。

(公共交通ネットワークの確保)

○JR 線、長良川鉄道、東鉄バス、タクシーやコミュニティバス「あい愛バス」を活用し、地域公共交通の維持及び活性化を図る。
○移動ニーズに応じた柔軟で効率的な移動手段として、AI デマンド交通システムの導入を検討する。

(道路施設の維持管理)

○舗装・橋梁・トンネル等の道路施設については、老朽化が進行しており、計画的な耐震化・長寿命化対策に取り組む。

(無電柱化対策の推進) [再掲 1-1・2-1・2-3]

○大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、新設電柱の占用を制限するなど、緊急輸送道路や避難路となる路線の無電柱化対策の推進を図る。

(地域を繋ぐ道路ネットワークの確保)

○地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が重要であるため、歩道整備、防護柵設置、路面着色といった交通安全対策を含め、道路ネットワークの着実な整備を行う。

○大規模な浸水や土砂災害が発生した場合でも、地域を繋ぐ道路ネットワークを確保するため、治山・治水、土砂災害対策を着実に進める。

(道路ネットワークの整備)

○災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、主要な幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークを確保する。

(農林道の整備)

○地域交通ネットワークの強化のため、計画的に農・林道の整備や農・林道橋の耐震対策、避難路や代替輸送路機能の確保を推進する。

(住宅・建築物等の耐震化・防火対策等の促進) [再掲 1-1]

○住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する支援を行うとともに、個別訪問、建築物耐震改修説明会等、様々な分野から普及啓発を実施する。

○緊急輸送道路の機能確保のため、緊急輸送道路に隣接する建築物等について耐震化を図っていく。

○社会福祉施設等は、災害時に必要な施設であることから助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を進める。

○地震発生時における、電気に起因する火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及や住宅用火災警報器、住宅用消火器などを普及する。

○大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、関係機関と連携し吸水訓練及び放水訓練を実施し、大規模火災時に連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する。

○良好な景観の形成と風致の維持や公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を適正に管理する。

(交通事業者の災害対応力強化)

○暴風雨等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避するため、国土交通省がとりまとめた「鉄道の計画運休のあり方」を踏まえつつ、県や事業者等との情報共有や連絡体制の確認を引き続き行う。

○災害時には、地域交通事業者が被災し、地域交通網の確保等への影響が想定されるため、情報共有をより密に行い、関係事業者間の協力・連携強化を図る。

6) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物対策の推進) [再掲 4-2]

○災害廃棄物が被災者の生活の支障にならないよう仮置場の設置訓練を実施するとともに事業者と連携し、処理先を確保する。また、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査を計画的に実施しておく。

○災害時に備え、平時から市民・事業者・市が連携し、廃棄物の減量・処理や環境保全などに関する様々な講座やイベントなどの環境教育を推進する。

(河川に流出したごみ等の撤去)

○河川の流水を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組にあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る。

(大気中の汚染物質の測定体制の充実)

○汚染物質の大気中への大規模放出が発生した場合に、迅速に覚知し、拡散防止対策が取れるよう県と連携し、体制の維持・強化に努める。

(危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査)

○可茂消防事務組合と連携し、防火対象物の関係者に対し、防火等に関する専門的な知識、技術の指導あるいは施設に対する立入検査を行い、火災予防の指導を行う。

○高圧ガス、火薬類、危険物等の管理者及び取扱者は、これらの管理に十分注意して災害により保管場所が危険となった時は、可茂消防事務組合、加茂警察署その他関係機関へ速やかに連絡するなど引き続き指導に努める。

6-2 災害対応・復旧復興を支える人員・人材等（消防団員、専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成)

○大規模災害発生時に個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、社会福祉協議会を中心として「災害ボランティアセンター活動マニュアル」の活動指針を基に、受入窓口の組織づくりやボランティアの組織化、情報ネットワーク体制の整備等を推進する。

○効果的なボランティア活動を推進するため、ボランティア、関係機関及び市との間での情報共有が重要で、ボランティア活動を統括する情報ネットワークシステムや活動拠点の整備を促進する。

○職員不足に加え、建設業界・上下水道業界など、行政と災害協定等を結んでいる民間企業・団体が労働者不足や労働者の被災により災害復旧に当たれないことへの対応策を講ずる。

(防災人材の育成・活躍促進)

○市内及び各地域で活躍できる防災士などの防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が自主防災組織等と連携を深め、それぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する。

(地域防災力の強化)

○市民に対する防災講習や地域での防災訓練の開催、防災リーダーの育成等により、防災意識の向上と地域防災力の強化を図り、自助・共助・公助が一体となった防災体制の形成を図っていく。

(地域連携・互いの見守り)

○中濃圏域全体を視野に入れた訓練を実施し、地域連携のあり方や総合的な視点をもって対策に取り組む。

○自助・共助・公助の役割を明確にし、地域で連携して防災・減災に取り組む意識を醸成する。

(コミュニティ活動の担い手養成)

○地域のコミュニティ活動と防災活動を組み合わせること等により、災害の被害を予防、軽減するため自主防災組織の育成・活動を促進する。

○地域ごとの状況や地域の抱える課題に即した災害時の活動マニュアルの作成支援や出前講座等を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する。

(災害対策用資機材の確保・充実)

○平時における防災備蓄倉庫や大型備蓄倉庫、避難所用備蓄倉庫などの災害対策用資機材の確保、点検を継続して災害に備える。

○物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう実動訓練を継続的に実施する。

○広域での防災対策強化のため他市町村との連携を推進する。

○災害時に地域防災拠点（公園、学校など）や広域的な防災拠点が利用できるよう、引き続きトイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置など防災機能を強化する。

○生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定の締結を推進するとともに、災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う。

(職員参集体制の確立) [再掲 3-1]

○美濃加茂市業務継続計画（BCP）に基づいて、引き続き、非常時優先業務を迅速かつ的確に執行するための職員の確保体制の維持、広域・市内部の応援要請等に努める。

(応急危険度判定)

○建築士事務所協会と協力し、一般建築物の耐震性の向上について啓発するとともに、被災建物応急危険度判定マニュアル等に基づく地震災害時に被災建築物の応急危険度判定を速やかに行う体制を確立する。

(被害認定調査への効率化)

○被災者の生活再建支援に際し、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に理解を得るよう努める。

(TEC-FORCE との連携強化)

○市が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）及び現地情報連絡員（リエゾン）の派遣や受け入れに係る体制の確立を図り、災害初動対応の充実に努める。

(消防団員等人材の確保・育成) [再掲 2-3]

○短期的・局地的豪雨等による自然災害が頻発するとともに、南海トラフ地震の発生も危惧される中、複雑・多様化する災害への消防職員及び消防団員等の対応能力を高めるための教育環境を整備する。

(医療・福祉・介護人材の育成・確保) [再掲 2-4]

○高齢化が進展する中、引き続き計画的な医療・福祉・介護といった人材の育成・確保に平時から取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備等により、医療・福祉・介護人材の災害対応力の連携・強化を図り、災害時に医療・介護の絶対的不足による被害の拡大を生じないようにしていく。

(官民連携) [再掲 2-5・3-1]

○官民一体となって、それぞれが有するスキルやノウハウを活かし、安心安全な避難所設営や効率的・効果的な運営体制を構築する。

○物資供給、医療救護、緊急救援、応急復旧、救済者支援、新技術活用など、様々な観点から、関係団体・民間事業者との新たな災害時応援協定締結の検討を進める。

○災害時において、各協定締結団体が迅速に活動できるよう、平時から「顔の見える」関係を構築する。

(防災教育の推進) [再掲 1-4]

○水辺の活用を進め市民の水辺への意識を高めるかわまちづくり事業を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る。

○地域における災害対応力を高めることが重要であり、自治会加入の促進、自主防災組織の強化や防災リーダー、防災士の育成など、地域における既存の仕組み・人材を活用したリスクコミュニケーションの充実に努める。

○「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、地震や水害、土砂災害のリスクについて各小学校区などにおいて、毎年、防災訓練とあわせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する。

6-3 公共施設の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

(道路ネットワークの整備) [再掲 5-2・7-1]

○災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、主要な幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークを確保する。

(総合的な治水対策) [再掲 1-2]

○地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れないようにするため、河川等のハード対策を重点的に実施する。

(公共施設等の防災拠点機能の確保・活用) [再掲 3-1・7-2]

○災害時に応急活動の拠点や指定緊急避難場所等となる公園、学校などの施設について、適切な役割分担を図りながら、応急活動に必要な設備等を整備する。

○今後予想される南海トラフの巨大地震等の大規模な災害発生時において円滑な初動活動及び応急対策を行うために、各種設備等を備えた地域防災拠点（救助活動拠点、地域内輸送拠点、ライフライン復旧活動拠点、防災公園）の整備を推進する。

(公共施設等の耐震化、老朽化対策) [再掲 1-1]

○公共施設・インフラ施設の耐震化、老朽化対策については「個別施設計画（長寿命化計画）」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う。

(液状化・地盤沈下対策の推進)

○地盤沈下の状況を把握し、その未然防止を図るため、地盤沈下状況の調査・観測を引き続き実施する。

○液状化が発生する危険性がある地域や液状化対策工法などについて、防災イベント等の機会を通じて、広く市民に啓発する。

(迅速な災害復旧体制の整備)

○水害・土砂災害や大規模災害等により公共施設が被災した際、復旧工法の早期立案を支援する災害復旧支援隊（DRS）や災害査定前着工、工場であらかじめ製造されたプレキャスト製品を積極的に活用するとともに、新技術を活用し災害査定の効率化を図るなど、早期復旧に向けた取組を推進する。

6-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、地域産業の担い手の長期避難等による有形・無形の文化の衰退・喪失

(文化財等の保護対策の推進)

○地域の文化財を適切に保存するため、平時から文化財の種類や立地する環境を考慮した上で、防火対策や老朽化対策、耐震調査・耐震補強等への支援、また、未指定を含む文化財の把握を進める。また、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして継続的に収集保管し、アーカイブ化を進める。

○生活・民族文化を継承するためには、地域コミュニティの維持・活性化が重要となることから、地域の活性化に向けた効果的な取組を推進する。

○被災地における地場産業の早期復興を支援するための取組を検討する。

(地域防災力の強化) [再掲 6-2]

○市民に対する防災講習や地域での防災訓練の開催、防災リーダーの育成等により、防災意識の向上と地域防災力の強化を図り、自助・共助・公助が一体となった防災体制の形成を図っていく。

(地域連携・互いの見守り) [再掲 6-2]

○中濃圏域全体を視野に入れた訓練を実施し、地域連携のあり方や総合的な視点をもって対策に取組む。

○自助・共助・公助の役割を明確にし、地域で連携して防災・減災に取り組む意識を醸成する。

(コミュニティ活動の担い手養成) [再掲 6-2]

○地域のコミュニティ活動と防災活動を組み合わせること等により、災害の被害を予防、軽減するため自主防災組織の育成・活動を促進する。

○地域ごとの状況や地域の抱える課題に即した災害時の活動マニュアルの作成支援や出前講座等を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する。

(被災動物等の対策)

○災害発生時には、飼い主不明または負傷した被災動物（ペット等）が多数生じるとともに、多くの被災者が動物（ペット）を伴い避難所に避難してくることが予想されるため、県及び獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力・連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を講じる。

(環境保全の推進) [再掲 4-5]

○本市の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等の保全を推進する。

6-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の促進)

○土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査の計画的な促進を図る。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給) [再掲 2-5]

○建設型応急住宅については、県と連携して建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体からの報告により供給能力等の把握をすることや、応急仮設住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する。

○応急仮設住宅を建設して確保することが困難な場合は、関係団体に協力を求め、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空家の把握に努め、迅速にあっせんできるよう準備に努める。

○学校敷地に仮設住宅等を設置した場合の学校機能の低下に対する対応策を講ずる。

(被災住宅への支援) [再掲 2-5]

○被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する。

○被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう市職員応援体制に基づく支援を行う。

6-6 自然災害後における地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(復興事前準備・事前復興の推進)

○「石川県創造的復興プラン」に基づく石川県の復興状況について注視するとともに、国のガイドラインや手引きを踏まえて、地域の特性に応じた復興まちづくりを計画的に進める。

○大規模災害からの復興に際して必要となる各種手続き等について、実際の運用事例やその判断基準を整理し、災害復旧を効率的・効果的に行うための取組・手順等について、事前に整理・検討する。

7) 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合や複合災害が発生した場合でも被害を最小限に抑える

7-1 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態

(緊急輸送道路ネットワークの確保) [再掲 2-1・2-2・2-3・2-4・4-3・5-2]

○災害対策拠点及び防災拠点（広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ拠点）、医療施設等とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受け入れなどに重要であり、緊急輸送道路の整備や道路ネットワーク、橋梁等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等に努める。

(孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保) [再掲 2-2]

○孤立予想地域に通じる市道等、道路ネットワークの確保による防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

(道路施設の維持管理) [再掲 5-2]

○舗装・橋梁・トンネル等の道路施設については、老朽化が進行しており、計画的な耐震化・長寿命化対策に取り組む。

(道路ネットワークの整備) [再掲 5-2・6-3]

○災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、主要な幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークを確保する。

(孤立集落の発生に備えた通信手段・防災備品等の確保) [再掲 2-2]

○災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段を確保する。
○孤立地域内での生活が維持できるように、各自が食料品等の備蓄や応急給水体制の整備などを促進する。

(孤立集落が発生した場合の応急給水不能への対応) [再掲 2-2]

○長期にわたり孤立集落が発生した場合、応急給水の不能が懸念されることから対応策を講ずる。

(災害初動対応力の強化) [再掲 3-1]

○災害対応に従事する市職員の対応力を高めるため、ドローンや情報連絡員用タブレットなど新たに導入した資機材の活用方法の確認を含め、訓練または研修を実施し、対応手順の習熟を図る。
○大規模災害発生時に、国や県に対し円滑に職員の応援要請が行えるよう、災害支援の経験や教訓を活かした受援ニーズの共有・調整を図るための仕組みについて検討する。

(災害に伴う事象の複数かつ同時発生時における対応力の強化)

○災害時には、「孤立」や「救助・救急活動の遅れ」「物資の供給途絶」など、災害に伴う事象が複数かつ同時に発生することも想定した上で、平時から、国、県、近隣市町村、民間事業者等の様々な関係機関と連携した取組を進める。
○大規模災害発生時に孤立地域が発生した場合には、孤立地域に対する迅速な支援が行えるよう、毎年度、孤立予想地域を調査するとともに、備蓄・資機材の充実を促進する。また、当該調査の結果を関係機関とも共有した上で、実施的な訓練を継続して実施する。

(受援体制・広域連携の強化) [再掲 2-3・2-6・3-1]

○災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取組むべき課題について、引き続き国、県、隣接市町等との連携の強化を図る。
○災害時に、市外から救援物資や自衛隊、警察、消防等の応援部隊の受け入れ体制を確立するとともに、受援または支援体制の実効性の確保・向上を図る。
○応援職員等の役割や受け入れオペレーション（体制、執務室、宿泊場所、女性への配慮等）の明確化による受援体制の強化を図る。

(救出救助に係る連携体制の強化) [再掲 2-3]

○自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携する訓練を引き続き実施、関係機関の連絡体制を強化する。
○災害時には、安否不明者捜索・救出救助活動の効率化・円滑化を図るため、携帯電話事業者に対する要救助者の位置情報提供要請の積極的な活用を推進する。

7-2 地震後の豪雨災害等の複合災害により、多数の逃げ遅れや死傷者の発生、対応する職員や物資等の不足、生活基盤となるインフラ復旧の大幅な遅れなどの被害が甚大化・拡大化する事態

(複合災害発生リスクの周知・啓発) [再掲 1-4]

○令和6年能登半島地震からの復旧・復興が進められている地域において発生した河川の氾濫等による浸水被害や土砂災害なども踏まえ、命を最優先にした迅速な避難が行われるよう、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、市民に周知・啓発を図る。
○地震等の災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた際には、暫定基準に基づく避難指示の発令等を適切に行い、市民に対し通常基準との違いなどについて広く周知を図る。

(複合災害への対応力の強化)

- 大雨により土砂災害や洪水による被害が発生する中での台風の接近や、大雪が続く中での地震の発生といった、様々な複合災害を想定した図上訓練を引き続き実施し、効率的な情報の集約・分析や、早期復旧に向けた関係機関との優先復旧箇所の選定といった具体的な対策の立案など、複合災害への対応力の強化を図るとともに、訓練の結果を踏まえ、各種災害ごとの対応に用いる計画やマニュアル等の見直しを図る。
- 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員したことで後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意するとともに、限られた要因・資機材の投入判断や支援要請の早期判断について、あらかじめ関係する計画に定めておく。
- 災害時における不審行動等の監視による治安維持、リアルタイムでの被災状況の把握による異常・要配慮者等の早期発見及び迅速な対応ができるよう、AI 防犯カメラの整備・活用を検討する。

(災害対応力強化のための資機材整備) [再掲 2-3]

- 市内の防災備蓄倉庫への災害用装備資機材の配備増強、更新を図るほか、大型備蓄倉庫や指定避難所に隣接した避難所用備蓄倉庫などの整備を図る。

(災害対策用資機材の確保・充実) [再掲 6-2]

- 平時における防災備蓄倉庫や大型備蓄倉庫、避難所用備蓄倉庫などの災害対策用資機材の確保、点検を継続して災害に備える。
- 物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう実動訓練を継続的に実施する。
- 広域での防災対策強化のため他市町村との連携を推進する。
- 災害時に地域防災拠点（公園、学校など）や広域的な防災拠点が利用できるよう、引き続きトイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置など防災機能を強化する。
- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定の締結を推進するとともに、災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う。

(備蓄の推進) [再掲 5-1]

- 防災備蓄倉庫（8 地区）や大型備蓄倉庫を設置して災害時に必要な資機材を備蓄しており、今後はさらに、指定避難所に隣接した避難所用備蓄倉庫を整備する。

(公共施設等の防災拠点機能の確保・活用) [再掲 3-1・6-3]

- 災害時に応急活動の拠点や指定緊急避難場所等となる公園、学校などの施設について、適切な役割分担を図りながら、応急活動に必要な設備等を整備する。
- 今後予想される南海トラフの巨大地震等の大規模な災害発生時において円滑な初動活動及び応急対策を行うために、各種設備等を備えた地域防災拠点（救助活動拠点、地域内輸送拠点、ライフライン復旧活動拠点、防災公園）の整備を推進する。
- ドローンやレーザー技術等の遠隔点検技術や記録のデジタル化を推進し、道路・河川・作業施設の点検や被災状況の把握等を安全かつ効率的に実施する。

(迅速な災害復旧体制の整備) [再掲 6-3]

- 水害・土砂災害や大規模災害等により公共施設が被災した際、復旧工法の早期立案を支援する災害復旧支援隊（DRS）や災害査定前着工、工場であらかじめ製造されたプレキャスト製品を積極的に活用するとともに、新技術を活用し災害査定効率化を図るなど、早期復旧に向けた取組を推進する。

(AI 技術の活用) [再掲 1-4]

- 道路パトロール時の AI 映像解析によるデジタル測定データに基づく、予防保全的な道路の維持計画を作成する。

(放射線モニタリング体制の確保)

- 福井県内の原子力発電所における原子力災害が発生した際に、本市における放射線の影響を適切に把握できるようにするため、国や県、関係機関と連携し、空間放射線量の適切なモニタリング体制を維持する。
- 平常時の環境放射線量等のデータを収集し、緊急時における対策のための基礎データとする。また、年間を通じ、測定データを市ホームページ等に掲載し、情報を公開する。
- 平常時及び緊急時においてモニタリングを行うために、放射線測定器を整備する。

別紙 4 重点化施策における具体的な事業一覧

1) 本計画で実施する事業

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策・事業名	担当課	事業期間	概算 総事業費 (百万円)	事業 実施 状況	個別施策分野										横断的分野			
						(1) 交通・物 流	(2) 地域 保全	(3) 農林 水産	(4) 都市・住 宅/土地 利用	(5) 保健医 療・福祉	(6) 産業	(7) ライフ ライン・信 報通信	(8) 行政 機能	(9) 環境	(10) リスクコ ミュニケ ーション/ 防災教育・人材 育成	(11) 官民 連携	(12) メンテナ ンス・老 朽化対 策	(13) デジタル 等新技 術活用	
1-1・5-2	建築物耐震化促進事業(耐震診断、耐震補強工事、ブロック撤去)	都市計画課	R3~	50	継続				○										○
3-1	新庁舎整備事業(防災拠点整備)	新庁舎整備推進課	R3~R13	7,890	継続				○				○						
2-5・6-5	公営住宅等ストック総合改善事業	都市計画課	R3~	300	継続				○										
1-1	空家等対策事業	都市計画課	R3~	30	継続				○										
1-1	美濃太田駅周辺市街地再開発事業	都市計画課	R3~R12	未定	継続				○										
1-1	美濃太田駅周辺整備事業	都市計画課	R3~R12	未定	継続				○										
1-1	駅前再開発道路整備事業	都市計画課	R8~R12	未定	新規				○										
1-1	Walkable City 推進事業	健康課	R3~	5	継続				○										
1-1・2-1・2-3・5-2	無電柱化推進事業	都市計画課 土木課	R3~	200	継続	○			○										
1-1	都市公園施設長寿命化事業	土木課	R7~R12	205	新規				○									○	
1-1	前平公園整備事業	土木課	R7~R12	未定	新規				○										
1-1・2-3	消防施設整備事業 消防ポンプ車整備事業	防災安全課	R5~R12	152	継続								○						
1-1・6-3	小中学校体育館 非構造部材耐震補強工事	教育総務課	R3~	52	継続													○	
1-2・1-3	加茂川、深渡川ほか 岐阜県管理河川の整備促進	岐阜県	—	—	継続		○		○										
1-2・1-3	新丸山ダムの整備促進	国土交通省	S61~ R18	410,000	継続		○	○	○										
1-2・2-1・5-1	下水道整備事業(雨水) (小山排水区)	上下水道課	R3~	316	継続				○			○							○
1-2・5-1	雨水ポンプ場設備更新事業	上下水道課	R3~	350	継続							○							○
1-2・5-1	雨水マンホール蓋更新事業	上下水道課	R3~	17	継続							○							○
4-5・6-4	里山整備事業	農林課	R3~	350	継続			○	○										
1-3	急傾斜地崩壊対策事業	岐阜県	—	—	継続		○												
1-2・1-3・3-1・5-2	砂防及び治山事業等 (急傾斜地崩壊対策事業)	土木課	H28~ R10	250	継続	○	○	○	○				○						
1-1・2-5・2-7	指定避難所の整備 (下米田交流センター)	まちづくり課	未定	未定	継続				○	○						○			
1-1・2-5・2-7	指定避難所自家用発電設備整備 (総合福祉会館)	福祉課	未定	未定	継続				○	○						○			
1-1・2-1・3-1・4-3・ 6-3・7-2	防災拠点施設の整備	防災安全課	R3~	未定	継続				○	○			○				○		
2-5・2-7・5-1	公共避難所防災戸整備事業	防災安全課	R3~	12	継続				○	○		○							

2) 前計画で完了した事業

施策・事業名	担当課	事業期間	概算 総事業費 (百万円)	個別施策分野										横断的分野				
				(1) 交通・物 流	(2) 地域 保全	(3) 農林 水産	(4) 都市・住 宅/土地 利用	(5) 保健医 療・福祉	(6) 産業	(7) ライフ ライン・情 報通信	(8) 行政 機能	(9) 環境	(10) リスクコ ミュニケ ーション/ 防災教 育・人材 育成	(11) 官民 連携	(12) メンテナ ンス・老 朽化対 策	(13) デジタル 等新技 術活用		
中部国際医療センター・保健センタ ー・子育て世代包括支援センター整 備事業	健康課 子育て支援課	R1～R4	753					○										
文化の森の防災拠点整備事業	防災安全課	R2～R3	77				○					○						
都市公園整備事業 (井戸畑公園、神明公園)	土木課	R2～R5	104				○										○	
牧野ふれあい広場整備事業	スポーツ振興課	R2～R6	1,185				○				○							
下水道整備事業(雨水) (今泉第1、今泉第2排水区)	上下水道課	R3～R7	168				○				○						○	
一般道路改修事業 (下則友南坂線)	土木課	H31～R3	230	○	○												○	
(仮称)新古井保育園整備事業	こども未来課	R2～R4	1,500				○	○										

《 用語説明 》

【あ】

液状化

地震の際に、地下水位の高い砂地盤が振動によって液体状になる現象。

応急仮設住宅

地震や水害、土砂災害といった自然災害などによって、居住できる住家を失い、自らの資金では住宅を新たに得ることができない人に対し、行政が貸与する仮の住宅。

【か】

帰宅困難者

勤務先や外出先等で地震などの自然災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者。

救急ワークステーション

本来消防署などで待機する救急車を病院に常駐させ、救急救命士や医師を乗せて出動する。素早い対応が可能になるのに加え、地域の救急業務の水準を高めるための教育方法として非常に有用であり、救急救命士等の生涯教育を推進していく上で重要な施設。

共助

共助：家族、企業、地域コミュニティで共に助け合うこと。

業務継続計画（BCP）

災害時に人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下で、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた計画。

BCP は Business Continuity Plan の略。

緊急輸送道路

大規模な地震等の災害が発生した場合に、救命活動や物資輸送を円滑に行うために、国・県・市町村などが事前に指定する道路。

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）

緊急災害対策派遣隊。大規模自然災害発生時に迅速な支援を行うために、国土交通省に設置された組織。被災地方公共団体等が行う被災状況の把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を実施する。

現地情報連絡員（リエゾン）

地震・水害・土砂災害等の大規模自然災害の発生時に、地方公共団体へ国土交通省職員を派遣し、災害情報等の情報収集、災害対策の支援等を行う者。

公助

公助：行政による救助、支援のこと。

国土強靱化基本法

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の略称。国民の生命と財産を守るために、事前防災・減災の考え方に基づき、強くしなやかな国をつくる「国土強靱化」の総合的・計画的な実施を目的とする法律。（平成 25 年法律第 95 号、令和 5 年法律第 59 号）

国土強靱化基本計画

国土強靱化基本法第 10 条に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となるように策定された計画。（平成 26 年 6 月策定、令和 5 年 7 月改訂）

【さ】

災害関連死

災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡すること。

災害拠点病院

災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院のことで、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地から重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能を有する病院。

災害ケースマネジメント

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組。

災害廃棄物

地震や津波、洪水などの災害に伴って発生する廃棄物のこと。倒壊・破損した建物などがれきや木くず、コンクリート等をいう。

災害派遣医療チーム（DMAT）

災害時派遣医療チーム。医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（概ね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チーム。

災害派遣精神医療チーム (DPAT)

災害派遣精神医療チーム。大規模災害などで被災した精神科病院の患者への対応や、被災者の心的外傷後ストレス障害を初めとする精神疾患発症の予防などを支援する専門チーム。

災害復旧支援隊 (DRS)

県及び市町村の被災施設について、復旧工法の早期立案を支援するために派遣される県土木技術職員 OB で組織するボランティア団体。

災害ボランティア

大規模な災害の発生時に、全国から駆けつけるボランティア。(自発的に他人・社会に奉仕する人または活動のこと。)

災害用伝言ダイヤル (171)

電話サービスを提供している通信事業者が提供する、安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるボイスメール。

サプライチェーン

製造業で、原材料調達・生産管理・物流・販売・消費までの一つの連続した流れのこと。供給連鎖ともいう。

自主防災組織

大規模災害発生に備えて、地域の初期消火活動、救護活動、安否確認、避難所への安全な移動など、地域の防災を担う行政区を主体に結成された組織。

自助

自助：自分の命は自分で守る、自分のことは自分で助けること。

指定緊急避難場所

住民等が災害の危険から身の安全を守るため、緊急的に避難する場所。

指定避難所

災害の危険性があり避難した住民や被災者が一定期間滞在することができる施設。

重要業績指標 (KPI)

組織の目標達成の度合いを定義する補助となる計量基準群であり、それぞれの取組で、数値化した指標など達成度合いを分かりやすく示したもの。

KPI は Key Performance Indicator の略。

脆弱性 (ぜいじゃくせい)

一般的には、「脆くて弱い性質または性格」のこと。国土強靱化においては、「最悪の事態」を回避するために、現状が有する問題点や課題などのこと。

全国瞬時警報システム（J-ALERT）

地震をはじめとする大規模災害や、武力攻撃事態又は存立危機事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報について通信衛星を利用して、瞬時に地方公共団体に伝達するとともに、地域衛星通信ネットワークに接続された同報系市防災行政無線（防災行政無線）や有線放送電話を自動起動させ、サイレンや放送によって住民へ緊急情報を伝達するシステム。

【た】

地域強靱化計画（国土強靱化地域計画）

国土強靱化基本法第 13 条に規定されているもので、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」とされている。

道路啓開

緊急車両等の通行のために、1 車線でもとにかく通れるように早急に最低限のがれき処理を行い、簡易な段差修正によって救援ルートを開けること。

【な】

南海トラフ

静岡県の駿河湾から九州東方の日向灘沖までの約 700km に渡って続く深い溝状の地形のこと。

二次災害

災害や事故等が起こった際に、それに派生して起こる災害のこと。豪雨の後の土砂災害、地震の後の火災等をいう。

Net119 緊急通報システム

音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報するシステム。

【は】

ハザードマップ

自然災害による被害が予測される区域や災害の程度のほか、危険を回避するための避難場所、避難経路等の必要な防災情報を分かりやすく地図上に示したもの。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を必要とする人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を必要とする人。

複合災害

2つ以上の災害がほぼ同時期または復旧中に発生すること。複合災害が発生した場合、被害が深刻となり、復旧が長期化することが想定される。

防災行政無線

屋外拡声器や個別受信機を介して、市役所から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステム。

防災士

自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、特定非営利活動法人「日本防災士機構」から認証を受けた者。

防災リーダー

災害に対する正しい知識や防災活動の技術を習得し、地域において自主的な防災活動を効果的に実践するために必要な調整や指導などを中心的に行う者。

【ま】

密集市街地

老朽化した木造建築物が密集し、かつ公共施設（道路・公園・広場など）が十分に整備されていないため、地震や火災が発生した際に、延焼防止や避難のために必要な機能が確保されていない状況にある市街地。

【や】

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策上、特に配慮を必要とする者。

【ら】

罹災証明書

地震や台風、豪雨等によって被災した住家等の被害の程度を市町村が証明したもの。

リスクコミュニケーション

社会を取り巻くさまざまなリスクに関する情報や意見を、行政、専門家、企業、住民など関係者の間で相互に交換し、相互理解を深めること。

リスクシナリオ

基本目標や事前に備えるべき目標を達成できない状態を引き起こす、目標を妨げる事態。



第2期 美濃加茂市地域強靱化計画

令和8年3月策定

美濃加茂市建設水道部都市計画課

〒505-8606 美濃加茂市太田町3431-1

Tel.0574-25-2111 (代表)